

第2期 利根町まち・ひと・しごと 創生総合戦略

令和2年度～令和6年度
「人口ビジョン・総合戦略」



人口ビジョンは、本町の将来人口を見通すもので
まち・ひと・しごと創生総合戦略は、
「利根町に住みたい、利根町で子育てしたい」と実感できるまちづくりを進め
人口減少の緩和を実現するためのプランです。

(令和4年7月一部改正)



目次

第1部 総論	1
1 利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の背景	2
2 総合戦略の位置づけ	3
1. 法的位置づけ	3
2. 町総合振興計画との関係	3
3 総合戦略の期間	4
4 総合戦略の策定体制	4
5 総合戦略の進捗・評価管理体制	5
第2部 人口ビジョン	7
1 利根町の人口にかかる現状分析	8
1. 人口動向分析	8
1-1. 人口の推移	8
1-2. 人口動態の推移	10
1-3. 婚姻状況の推移	16
2. 産業・財政にかかる動向	17
2-1. 雇用や就労状況等の推移	17
2-2. 財政状況の推移	20
2 将来人口推計と分析	21
1. 将来人口推計の比較	22
2. 人口減少段階の分析（社人研推計をベースとして）	23
3. 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析	24
3-1. 社人研推計をもとにしたシミュレーション	24
3-2. シミュレーションの自然増減，社会増減の影響度の分析	25
4. 町独自の考え方による人口推計	26
第3部 総合戦略	31
1 総合戦略のコンセプト・概念図	32
1. 総合戦略のコンセプト	32
2. 総合戦略の概念図	32
2 基本目標及び施策の基本的方向	33

3 各基本目標の取組	34
基本目標1 とことん子育て応援“TONE”プロジェクト	34
(1) 子どもの保育・居場所の拡充.....	34
(2) 子育て世代が暮らしやすい環境づくり	35
(3) 子育て世帯に対する経済的支援の充実	37
(4) 地域が一丸となって子どもを見守り，育む環境づくり.....	39
基本目標2 学力と心を育む“TONE”プロジェクト	41
(1) 町の特性を活かした教育プログラムの提供.....	41
(2) 学力向上と豊かな心を育む教育環境の充実.....	43
(3) 教育相談体制の充実.....	44
基本目標3 健康・福祉で安心“TONE”プロジェクト	45
(1) 健康増進・介護予防の推進	45
(2) 安心できる医療・福祉の提供体制の構築.....	47
基本目標4 住むなら“TONE”プロジェクト	50
(1) シティプロモーションの推進.....	50
(2) 移住・定住の促進.....	52
(3) 若者の出会い・結婚支援	54
基本目標5 働くを応援する“TONE”プロジェクト	56
(1) 農業の生産・経営基盤の強化.....	56
(2) 中小企業の活性化.....	59
(3) 町内商店・商店街の活性化	60
(4) 働く人材の募集活動.....	61
基本目標6 地域で生活を守る“TONE”プロジェクト	62
(1) 地域公共交通手段の充実	62
(2) 地域コミュニティの活性化	63
(3) 地域の防災・防犯の充実	64
資料編	66
1 第2期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定経過	67
2 利根町まち・ひと・しごと創生本部設置規程	69
3 利根町まち・ひと・しごと創生推進協議会設置要綱	70
4 利根町まち・ひと・しごと創生推進協議会委員名簿	71
5 住民アンケート実施結果概要	72
6 町内小中学校児童生徒・保護者アンケート実施結果概要	87



第1部 総論

1 利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の背景

我が国の総人口は、2015年（平成27年）に行なわれた国勢調査の結果、1億2709万4745人（平成27年10月1日現在）で、2010年（平成22年）と比べると96万2607人の減少となり、1920年（大正9年）の調査開始以来、初めて減少しました。

この人口減少のスピードは、今後さらに加速すると予想されており、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成29年推計）」によると、2045年（令和27年）には、約1億6百万人、2060年（令和42年）には、約9,284万人にまで減少する見込みとなっており、経済成長への影響や社会保障費の増大等による働き手一人当たりの負担の増加などが懸念されています。

こうしたなか、国では、急速な少子高齢化の進展と人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的とした「まち・ひと・しごと創生法」を2014年（平成26年）11月に制定しました。これを受け、同年12月には2060年（令和42年）に1億人程度の人口維持を目指した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を示すとともに、そのための取り組みの方向性をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方公共団体もこれを勘案して地方版総合戦略を策定することが努力義務とされました。

本町においては、1990年（平成2年）に概ね人口のピークを迎えましたが、以降は、少子高齢化の進展に伴い人口減少が進んでいることから、国が示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を受け、2016年（平成28年）に「利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、国と同様に人口減少に歯止めをかけるための戦略として、「子育て支援」、「教育環境」、「若者の移住・定住」などの人口減少対策に取り組んでいます。

そして、国では、2019年度（令和元年度）に第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間が最終年度を迎えるにあたり、新たに2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）を計画期間とする第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本方針を示しました。第2期総合戦略では、第1期の総仕上げに取り組むとともに、より一層の充実・強化を枠組みとする4つの基本目標に向けた取り組みを推進することとしており、こうした国の動向を踏まえ、本町においても、「第2期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定します。

図表 1 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（国）

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」～施策の方向～

基本目標1
地方にしごとをつくり安心して働けるようにする、これを支える人材を育て活かす

基本目標2
地方への新しいひとの流れをつくる

基本目標3
若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる

基本目標4
時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

2 総合戦略の位置づけ

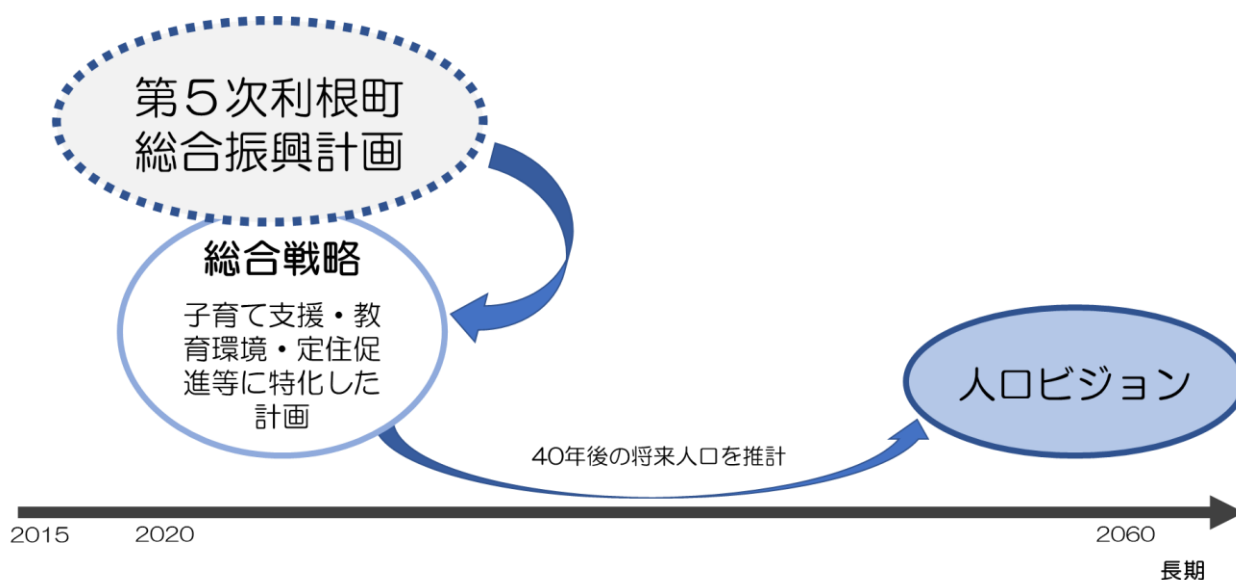
1. 法的位置づけ

『利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略』は、「まち・ひと・しごと創生法」第10条の規定に基づき、町独自の推計に基づく「利根町人口ビジョン」と「利根町総合戦略」の2つを本町の実情に即して策定するものです。

2. 町総合振興計画との関係

利根町総合戦略は、各分野の行政計画の最上位に位置づける第5次利根町総合振興計画に定めた、まちづくり全体また、各分野の基本的な方向性と整合しつつ、まち・ひと・しごと創生法に基づく、2060年の人口ビジョンを示すとともに、そのための人口減少対策に関する子育て支援・教育環境・定住促進等の具体的な施策に特化したものです。

図表 2 人口ビジョン，総合戦略，総合振興計画の関係

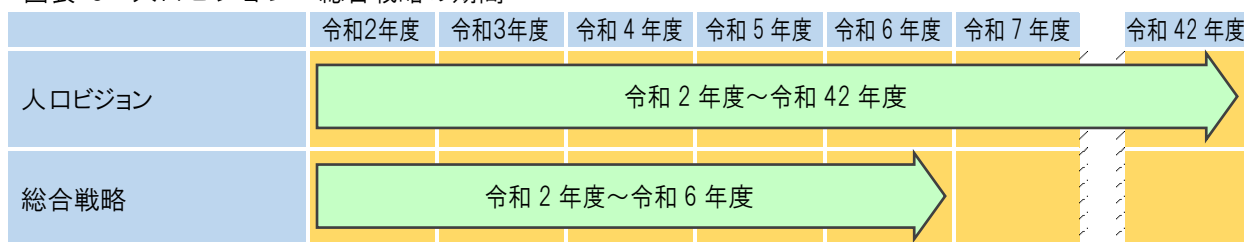


3 総合戦略の期間

第2部の「人口ビジョン」は、2020年度（令和2年度）から2060年度（令和42年度）の40年間を対象期間とします。

第3部の「総合戦略」は、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）の5年間を計画期間とします。

図表3 人口ビジョン・総合戦略の期間

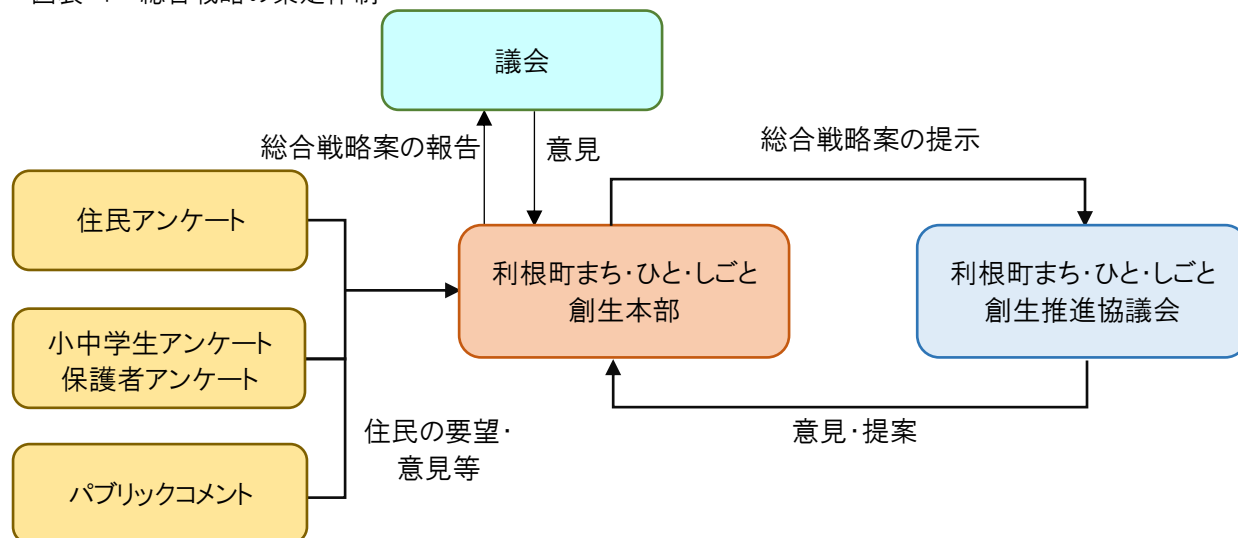


4 総合戦略の策定体制

人口ビジョン・総合戦略の策定にあたっては、町長を本部長とする「利根町まち・ひと・しごと創生本部」及び有識者・公募による住民代表者で構成される「利根町まち・ひと・しごと創生推進協議会」を設置し、総合戦略について審議を行ったほか、利根町議会においても審議を行いました。

さらに、広く住民の声を聞くため、住民2,000人を対象としたアンケート調査や町内の小中学生及びその保護者に対するアンケート調査を実施したほか、総合戦略案について意見を公募するパブリックコメントを実施しました。

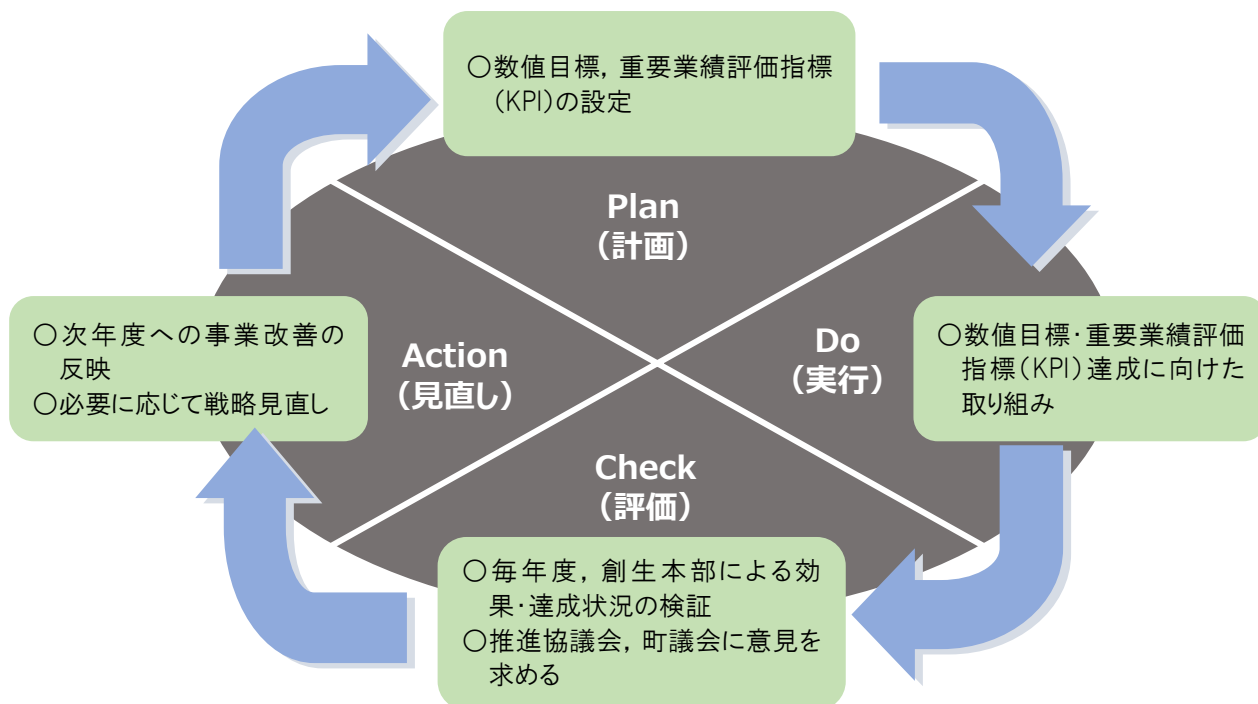
図表4 総合戦略の策定体制

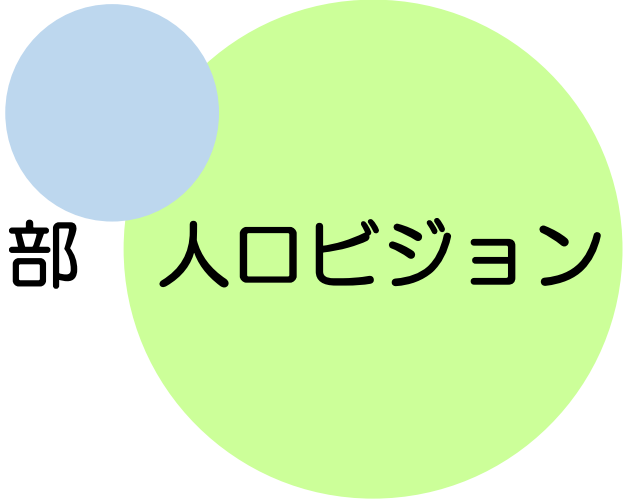


5 総合戦略の進捗・評価管理体制

総合戦略では、進捗を評価する指標として基本目標ごとに「数値目標」、施策ごとに「重要業績評価指標（KPI）」を設定しています。この指標については、毎年度「利根町まち・ひと・しごと創生本部」において実施した施策・事業の効果を検証し着実な戦略の推進を図るとともに、「利根町まち・ひと・しごと創生推進協議会」や「利根町議会」に対しても意見を求め、必要に応じて、戦略の内容を見直します。

図表 5 PDCA サイクルによる進捗・評価の管理体制





第2部 人口ビジョン

1 利根町の人口にかかる現状分析

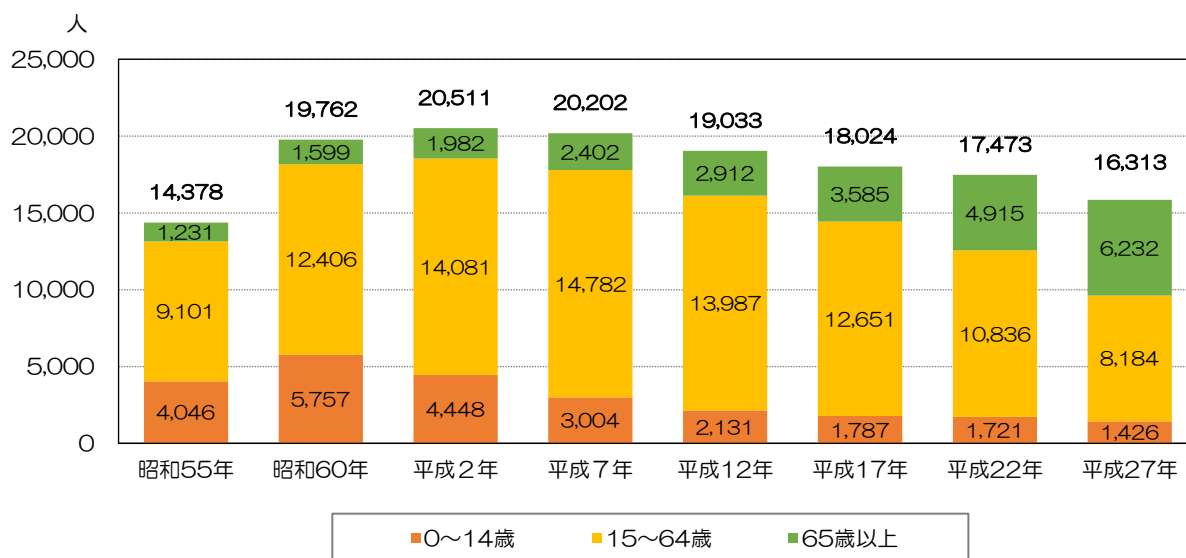
1. 人口動向分析

1-1. 人口の推移

(1) 総人口・年齢3区分別人口

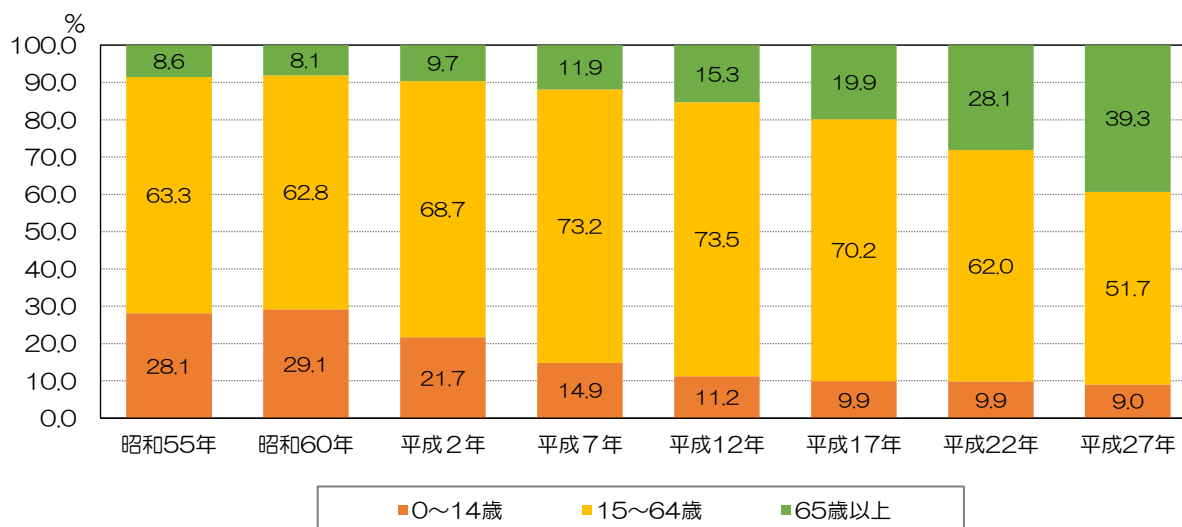
総人口は、平成2年まで増加し続けていましたが、以降は減少に転じており、平成27年時点で16,313人となっています。年齢3区分別で見ると、15～64歳の生産年齢人口は、平成12年をピークとして減少に転じています。また、0～14歳の年少人口は昭和60年から緩やかに減少しているのに対して、65歳以上の高齢者人口は昭和55年以降増加し続けており、平成27年時点の0～14歳の割合が9.0%なのに対し、65歳以上の高齢者人口の割合（高齢化率）は39.3%となっています。

図表6 総人口・年齢3区分別人口の推移



※合計には年齢不詳が含まれているため、年齢3区分別人口の内訳の集計と数値が異なります。

図表7 年齢3区分別比率の推移

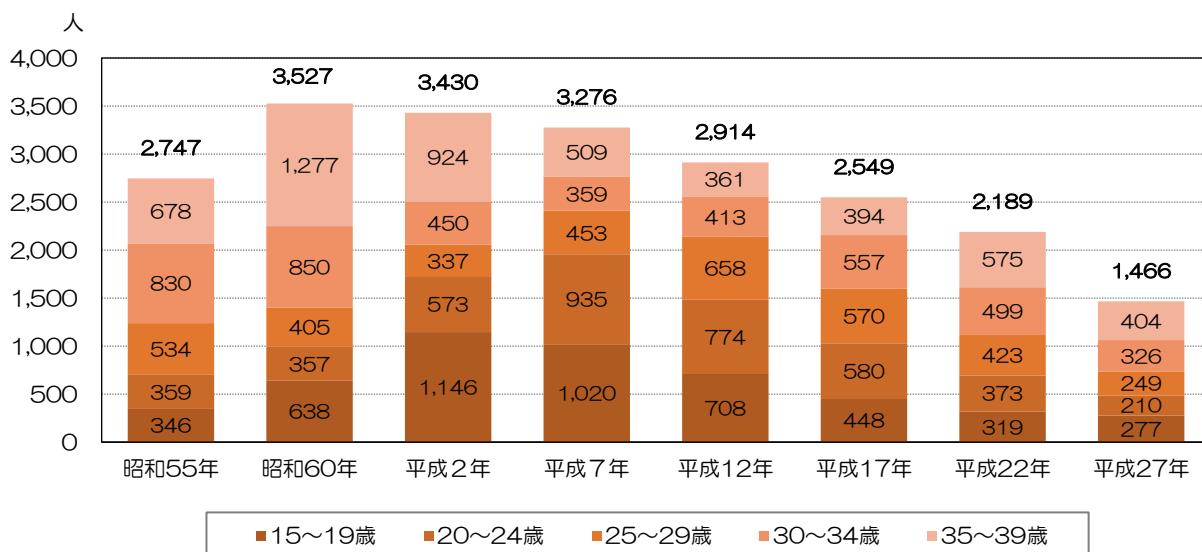


資料：国勢調査

(2) 15歳から39歳の女性人口の推移

概ねの出産年齢人口に該当する15～39歳の女性人口の推移をみると、昭和60年をピークとして減少を続けており、平成27年には1,466人となっています。

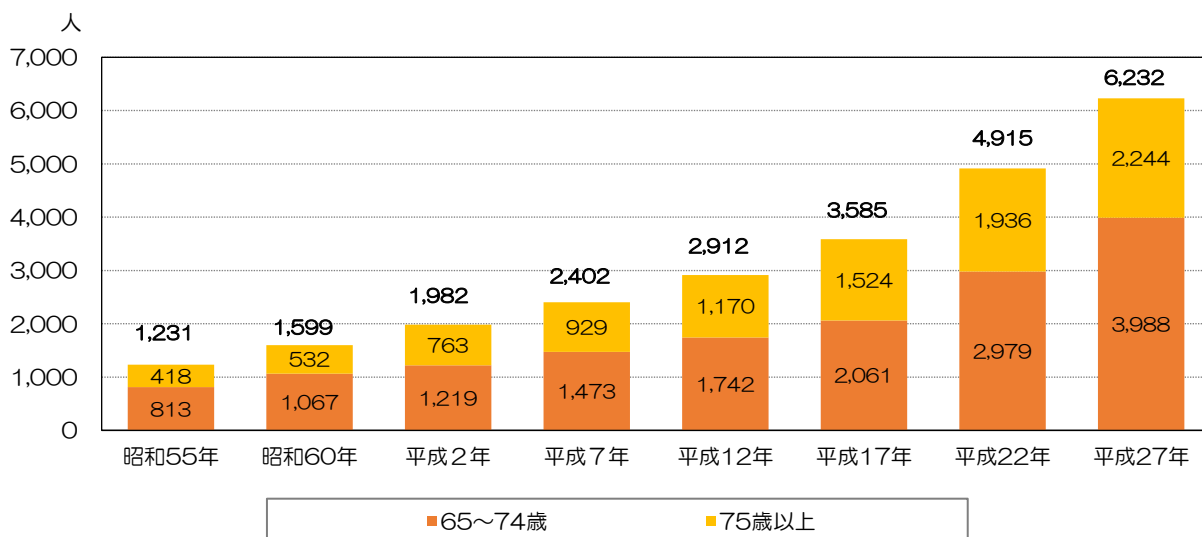
図表8 15歳～39歳の女性人口の推移



(3) 年齢別高齢者人口の推移

高齢者人口は、昭和55年からの35年で約5倍に増加しており、特に75歳以上の高齢者人口は約5.3倍の伸びで増加が顕著となっています。

図表9 年齢別高齢者人口の推移

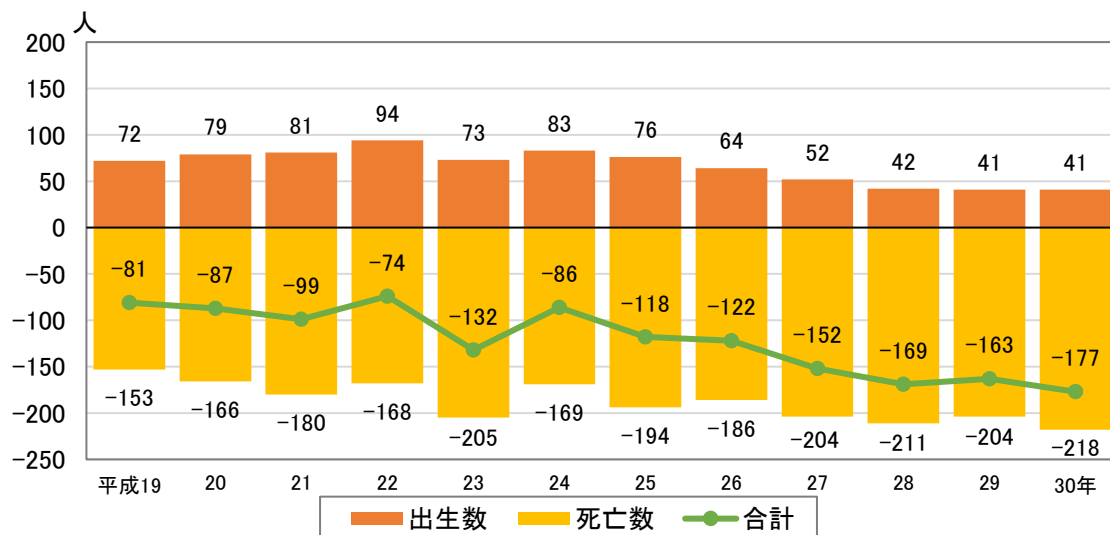


1-2. 人口動態の推移

(1) 自然動態〔出生・死亡〕の推移

本町が人口減少に転じて以降、死亡数が出生数を上回る自然減の状況が続いており、直近5年間の自然動態（出生数－死亡数）では、平均約150人のマイナス超過となっています。

図表 10 出生数と死亡数の推移

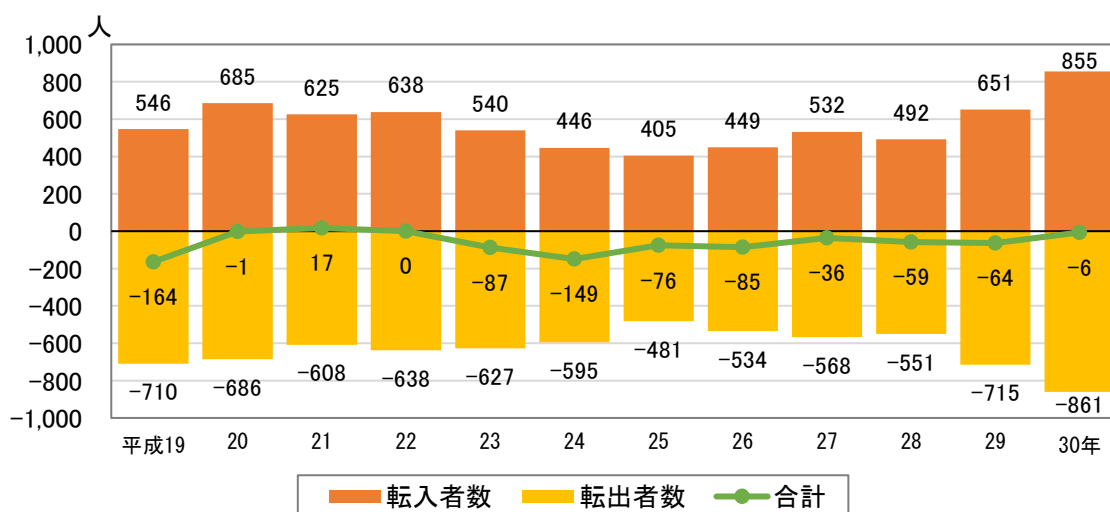


資料：人口動態調査

(2) 社会動態〔転入・転出〕の推移

転出者数が転入者数を上回る社会減の状況が長期的に続いています。近年は、外国人技能実習制度の受入れ施設への外国人の転入が多く見られるようになったため、転入者数・転出者数ともに件数規模は増大しているものの、全体では転出者が多く減少となっています。

図表 11 転入者数と転出者数の推移



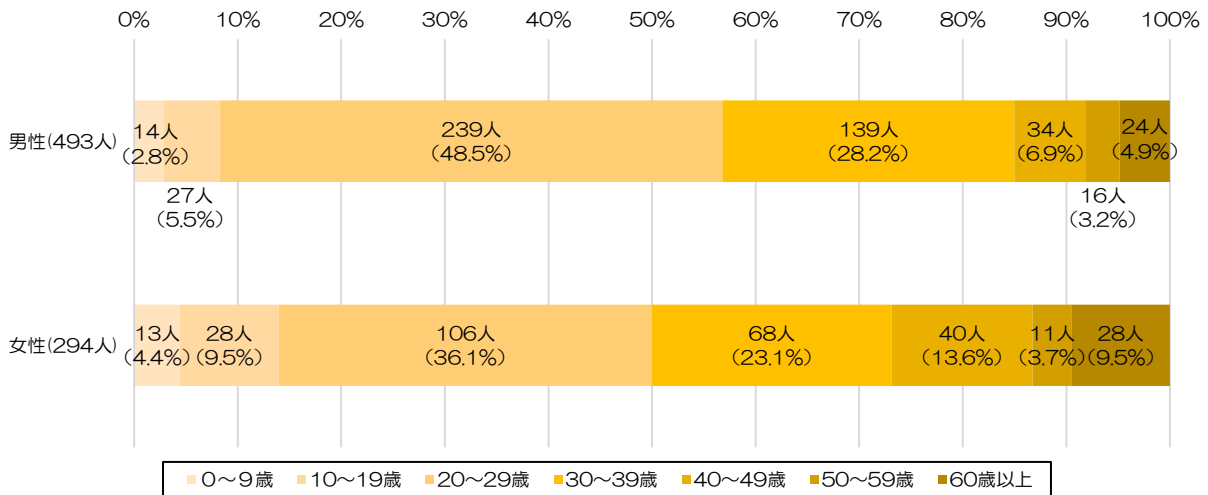
資料：常住人口調査

(3) 転出の状況

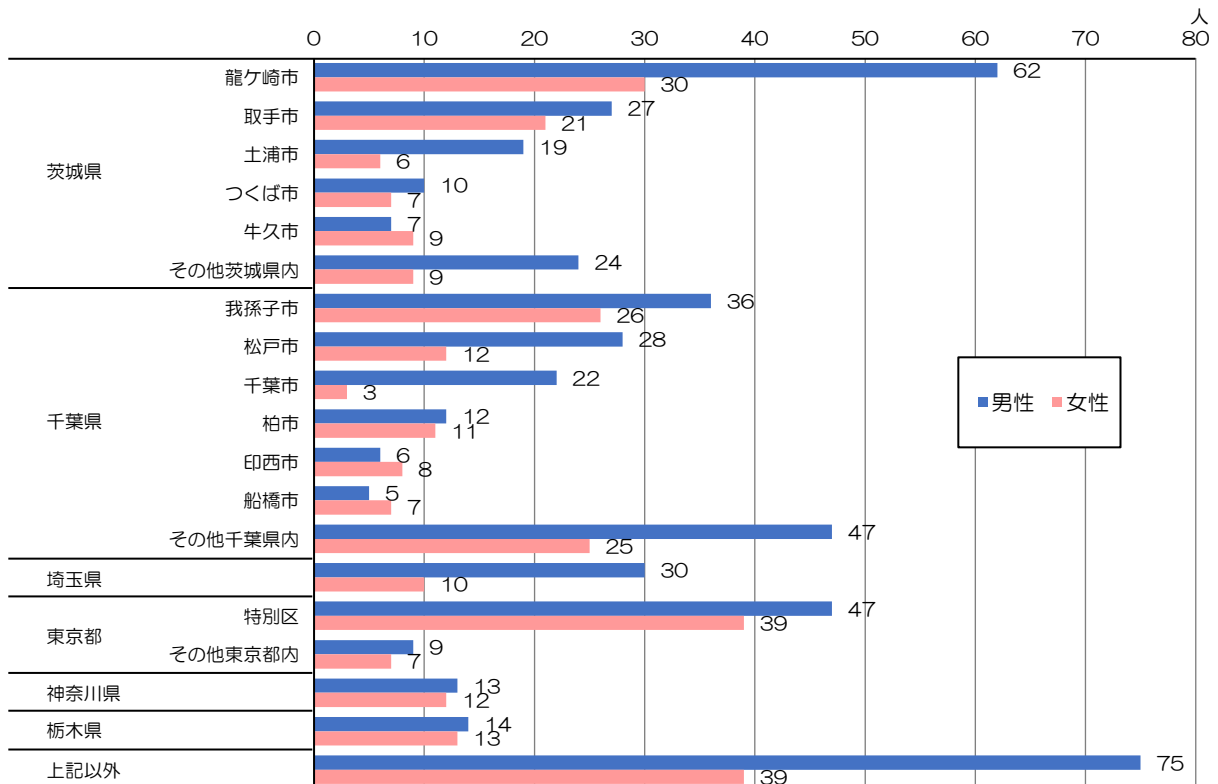
平成30年の転出者数（国内への転出のみ）は、男性493人、女性294人で、男性の転出が多くなっています。また、年齢別でみると、男女ともに20歳代から30歳代にかけての若い世代の転出が半数を超えており、男性は約76%、女性は約59%を占めています。

移動後の住所地は、男女ともに茨城県内の他自治体や千葉県内自治体が大半となっているほか、東京都への転出も目立ちます。

図表12 転出数の性別・年齢別内訳



図表13 移動（転出）後の住所地（平成30年）



※上記図表12、13のグラフの転出者数は、国内での転出者のみ計上しています。

（国外への転出者は含まれておりません。そのため、図表11とは集計数に違いがあります。）

資料：住民基本台帳人口移動報告

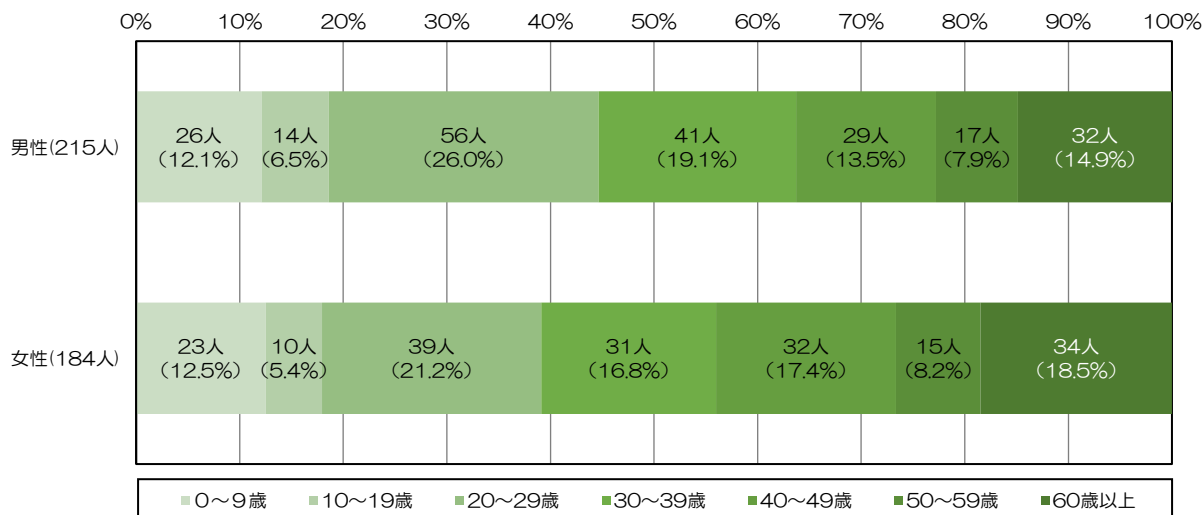
第2部 人口ビジョン

(4) 転入の状況

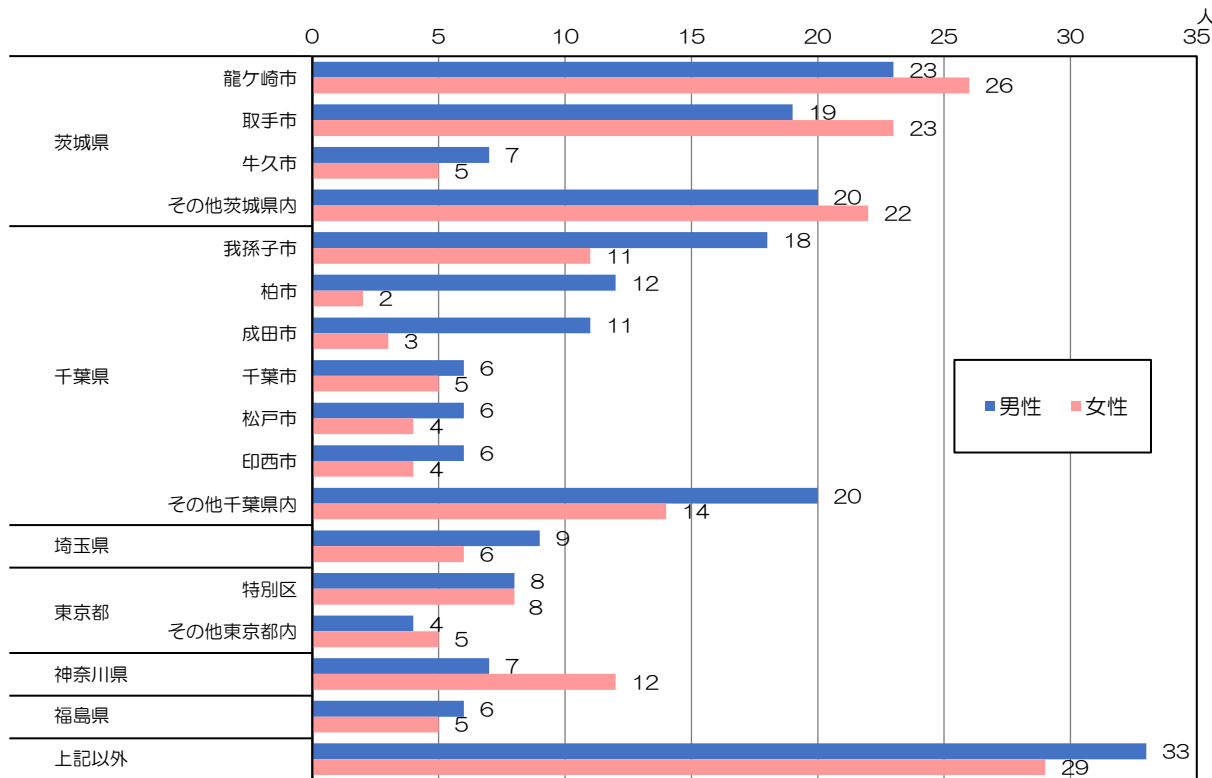
平成30年の転入者数（国内からの転入のみ）は、男性215人、女性184人で、転出者の属性と同様に男性がやや多くなっています。年齢別では、男女ともに20歳代と30歳代で約40%となっています。

移動前の住所地は、茨城県内及び千葉県からの転入だけで約67%を占めています。

図表14 転入者の性別・年齢別内訳（平成30年）



図表15 移動（転入）前の住所地（平成30年）



※上記図表14、15グラフの転入者数は、国内での転入者のみ計上しています。

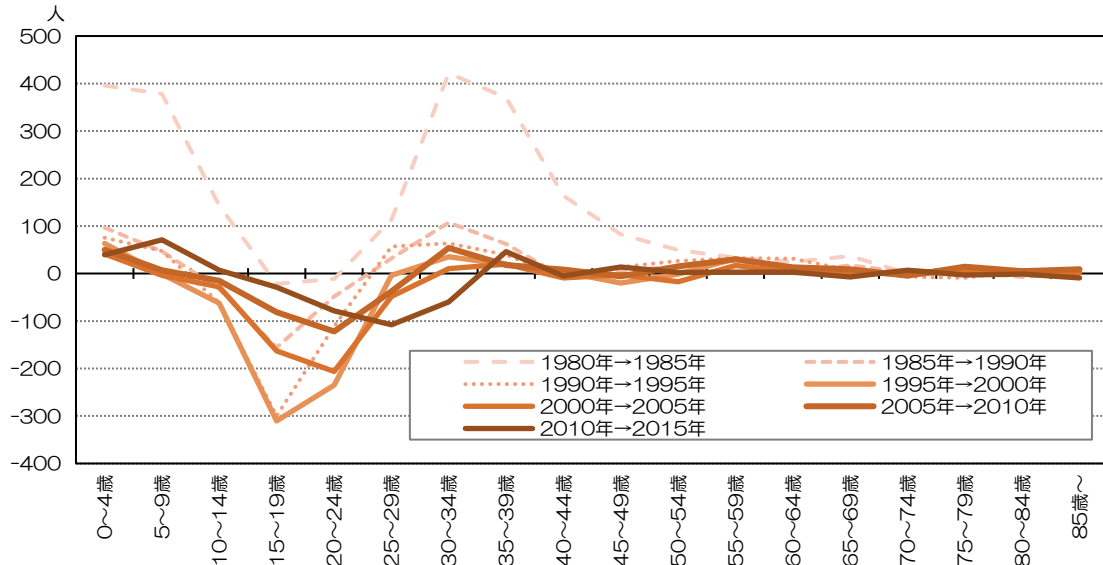
（国外からの転入者は含まれておりません。そのため、図表11とは集計数に違いがあります。）

資料：住民基本台帳人口移動報告

(5) 年齢階級別の人口移動の状況〔男性〕

男性の移動状況は、1980年から1985年にかけて、0～14歳代と25～44歳代の転入がプラス超過で際立っていたものの、1985年以降は収束し、10歳代から20歳代のマイナス超過がうかがえます。

図表 16 男性・年齢階級別の人口移動状況

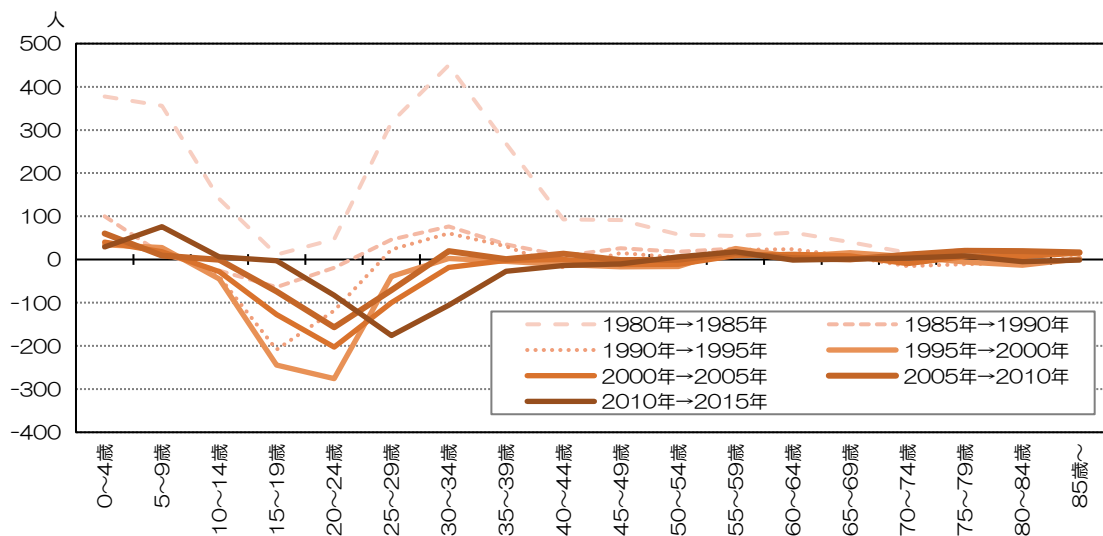


資料：国勢調査

(6) 年齢階級別の人口移動の状況〔女性〕

女性の移動状況も男性同様に、1980年から1985年にかけて、0～14歳代と25～44歳代の転入がプラス超過で際立っていたものの、1985年以降は収束し、10歳代から20歳代のマイナス超過がうかがえます。

図表 17 女性・年齢階級別の人口移動状況



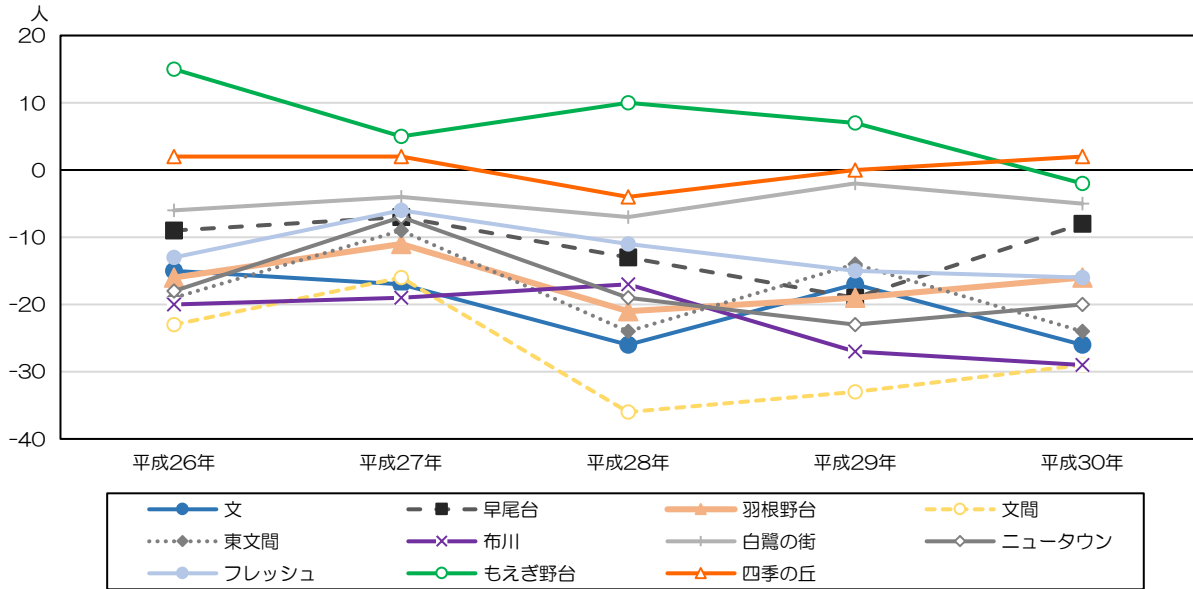
資料：国勢調査

第2部 人口ビジョン

(7) 町内地区別の人口移動の状況〔自然動態〕

町内地区別の自然動態の状況は、「もえぎ野台」でプラス超過が続いていましたが、平成30年にはじめてマイナス超過に転じています。また「四季の丘」は、増減はあるものの、若干のプラス超過を維持したまま、ほぼ横ばいで推移しています。

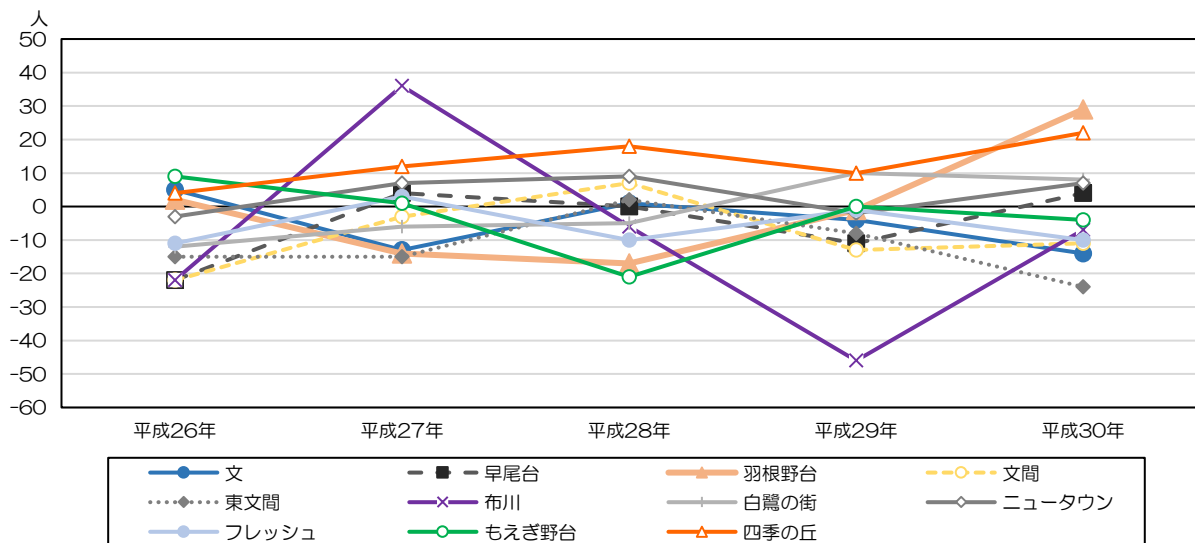
図表 18 地区別の人口移動状況（自然動態）



(8) 町内地区別の人口移動の状況〔社会動態〕

町内地区別の社会動態の状況は、「四季の丘」がプラス超過で推移し、「布川」は、平成27年に一時的にプラス超過となりましたが、それ以降はマイナス超過に転じています。近年は、外国人技能実習制度の受入れ施設への外国人の転入が増加し「羽根野台」のプラス超過が目立ちます。

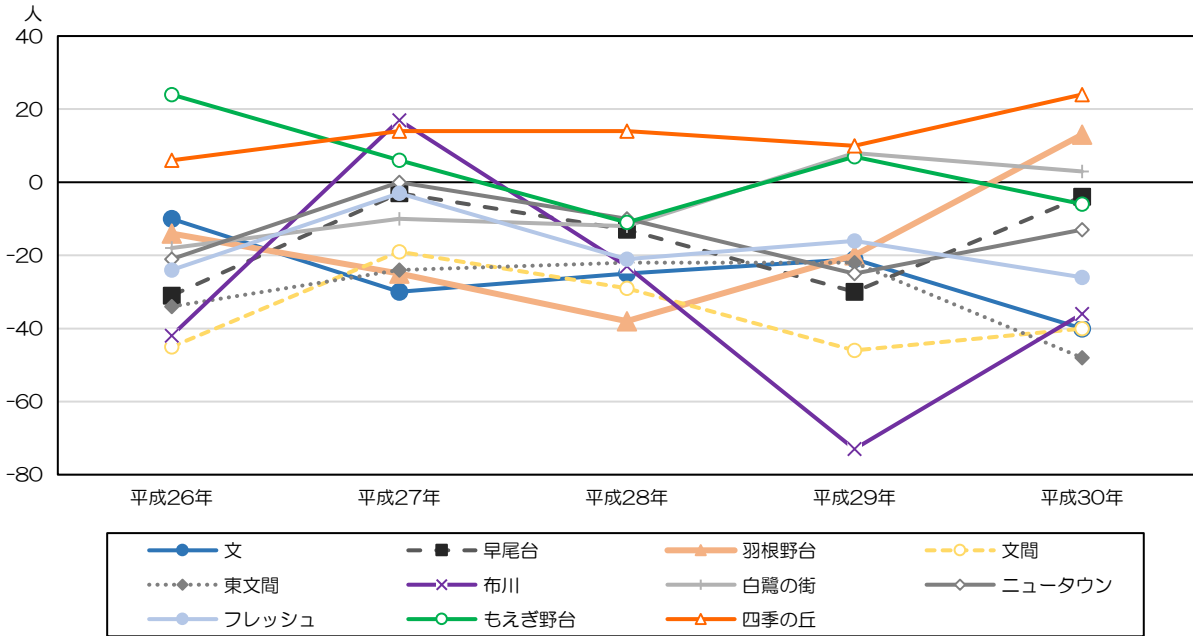
図表 19 地区別の人口移動状況（社会動態）



(9) 町内地区別の人口移動の状況〔自然動態と社会動態の合計〕

平成30年時点において、プラス超過となっているのは「四季の丘」、「羽根野台」、「白鷺の街」の3地区で、そのほかの地区はマイナス超過が続いている状況です。「羽根野台」のプラス超過は、外国人技能実習制度の受入れ施設の開設により、外国人の一時的な転入が急増したことが主な要因となっています。

図表 20 地区別の人口移動状況（自然動態と社会動態の合計）

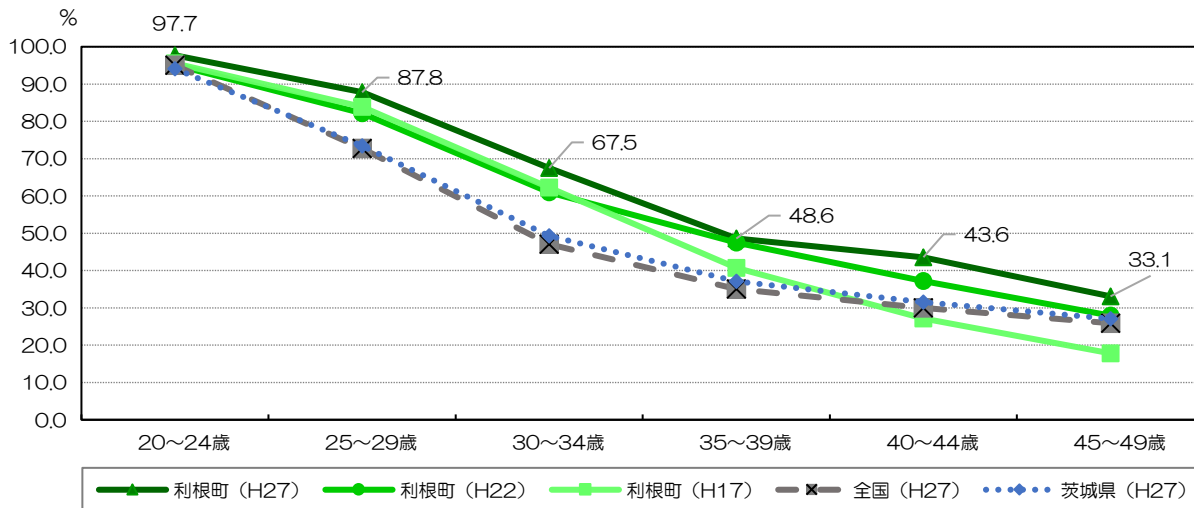


1-3. 婚姻状況の推移

(1) 未婚率の推移〔男性〕

男性の未婚率は、この10年間で35歳以上での割合が大きく増加しており、特に40～44歳で16.4ポイント増加しています。全国・茨城県と比べると、特に30～34歳での未婚率の割合が高くなっています。

図表 21 男性・未婚率の推移

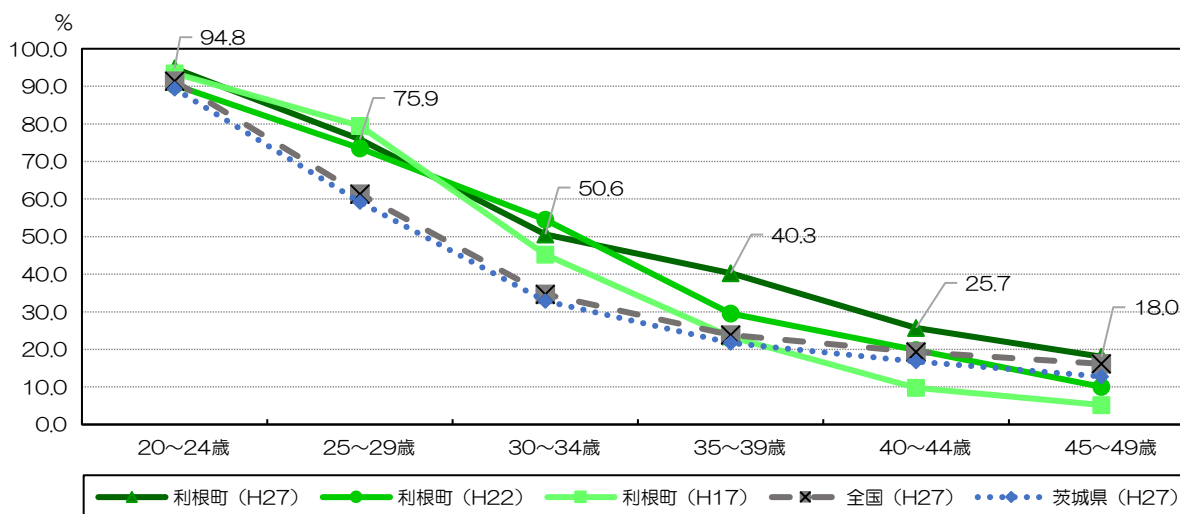


※数値は、利根町 (H27) のみ表記 資料：国勢調査

(2) 未婚率の推移〔女性〕

女性の未婚率は、男性同様にこの10年間で35歳以上での未婚率が高くなっており、特に35～39歳で16.9ポイント増加しております。全国・茨城県と比べると、特に30代での未婚率の割合が高くなっています。

図表 22 女性・未婚率の推移



※数値は、利根町 (H27) のみ表記 資料：国勢調査

2. 産業・財政にかかる動向

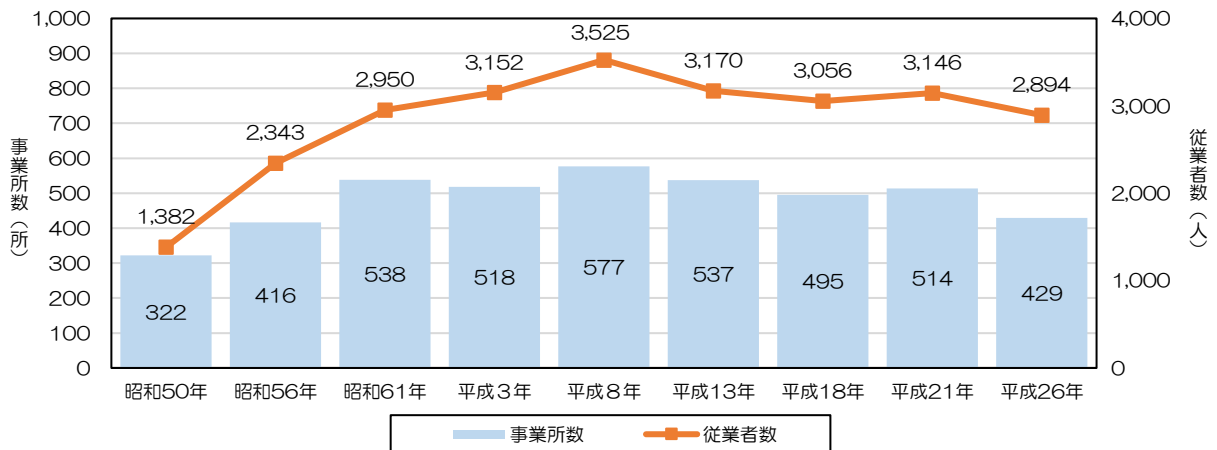
2-1. 雇用や就労状況等の推移

(1) 事業所数と従業者数の推移

町内の事業所数は、昭和50年の322事業所から増加してきましたが、平成8年の577事業所をピークに減少しており、平成26年は429事業所となっています。

事業所数の減少に伴い、従業者数も減少傾向にあり、平成8年のピーク時には3,525人だった従業者数は、平成26年には2,894人にまで減少しています。

図表 23 事業所数と従業者数

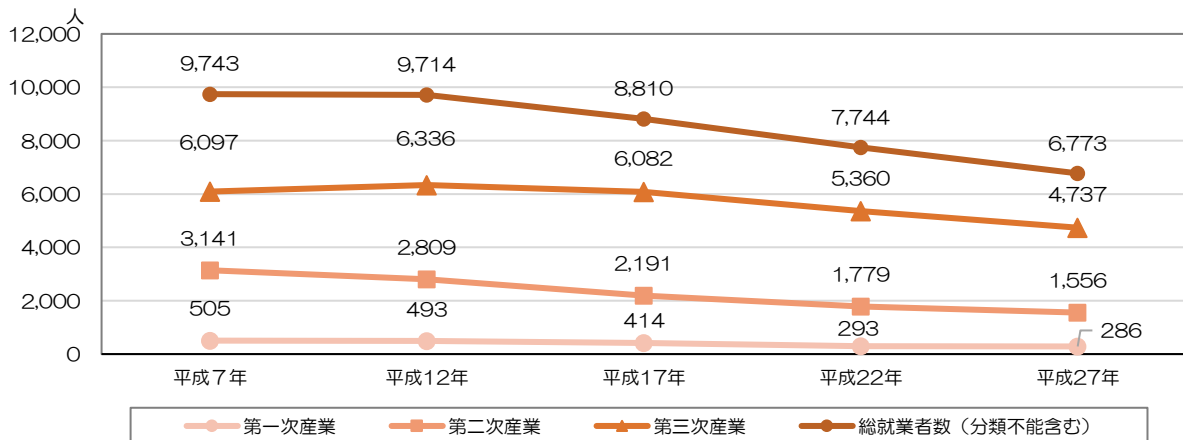


資料：事業所・企業統計調査，経済センサス - 基礎調査

(2) 産業別就業人口の推移

産業別就業人口は、第一次産業、第二次産業ともに年々減少しています。第三次産業は、平成12年までは増加していたものの、平成17年には減少に転じ、町全体の就業人口も減少しています。

図表 24 産業別就業人口の推移



※総就業者数には、分類不能の産業が含まれています。

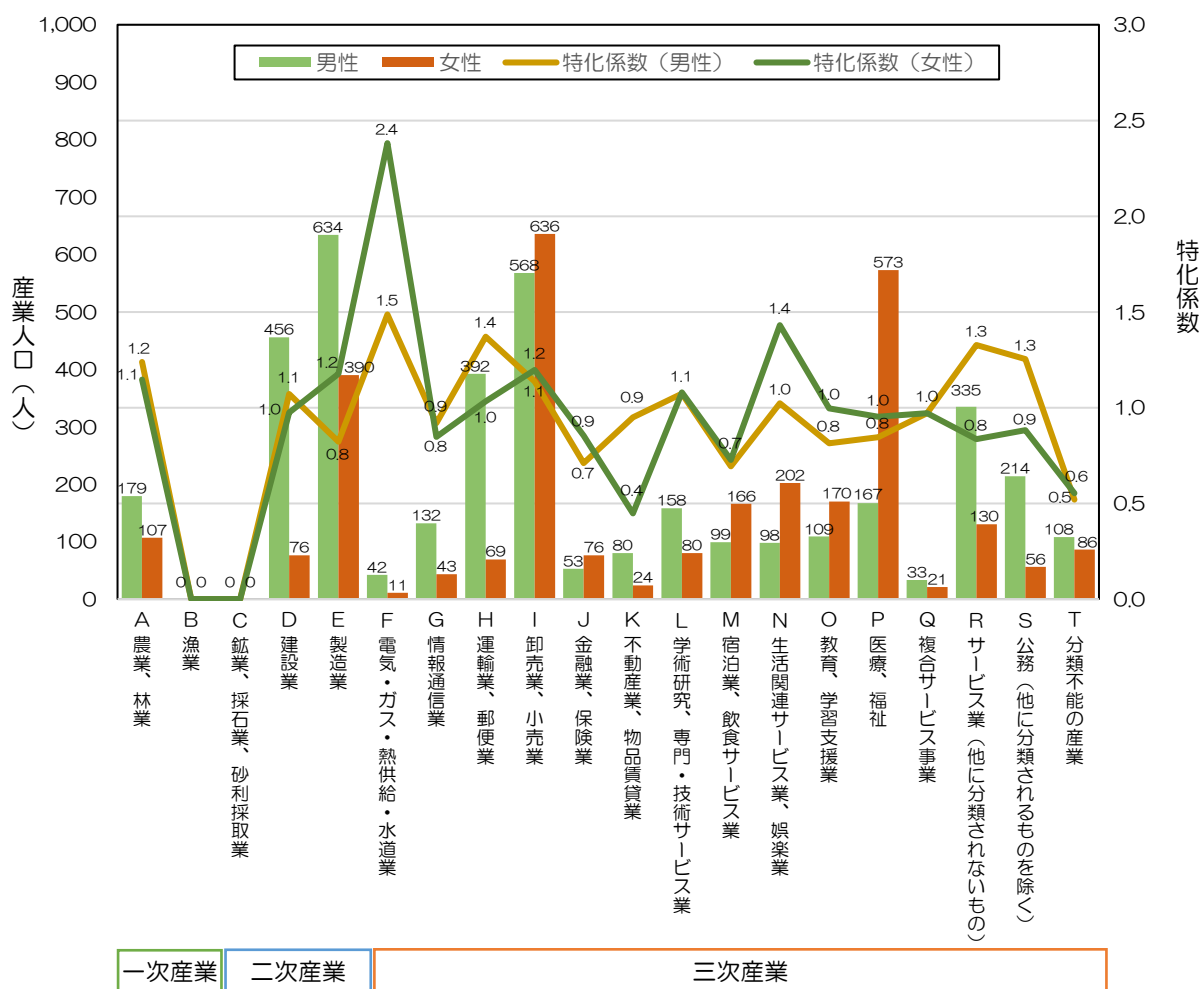
資料：国勢調査

(3) 男女別産業人口及び特化係数の状況

男女別産業人口は、男性では「製造業」が最も多く、次いで「卸売業、小売業」、「建設業」となっており、女性では「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「医療、福祉」、「製造業」となっています。

産業別特化係数は、男性では「電気・ガス・熱供給・水道業」、「運輸業、郵便業」、「公務（他に分類されるものを除く）」、「サービス業（他に分類されないもの）」が高く、女性では「電気・ガス・熱供給・水道業」が最も高く、そのほか「生活関連サービス業、娯楽業」、「卸売業、小売業」、「製造業」が高くなっています。

図表 25 男女別産業人口及び特化係数の状況（平成 27 年）



資料：国勢調査

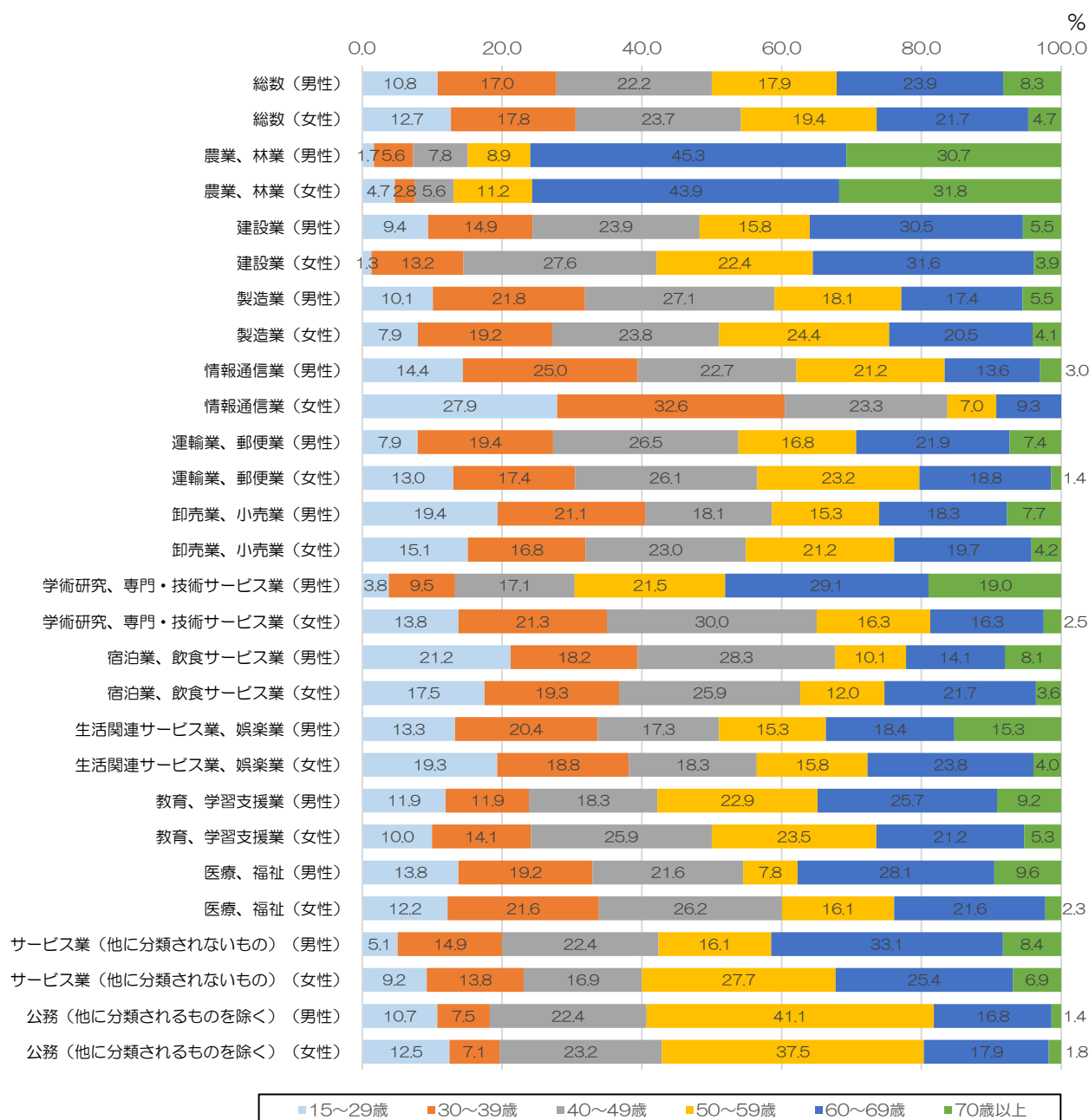
※特化係数とは、地域のある産業が、全国と比べてどれだけ特化しているかを見る係数であり、特化係数が1であれば全国と同様、1以上であれば全国と比べてその産業が特化していると考えられる。

(4) 年齢階級別産業人口の状況

主な産業別の男女別年齢階級別の就業者の割合は、「農業、林業」では60歳以上が、男性、女性ともに7割以上を占めており、高齢化が進んでいることがうかがえます。

40歳未満の世代では、男性は「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「情報通信業」及び「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」となり、女性は「情報通信業」が最も多く、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「学術研究、専門・技術サービス業」となっています。

図表 26 年齢階級別産業人口の状況（平成 27 年）



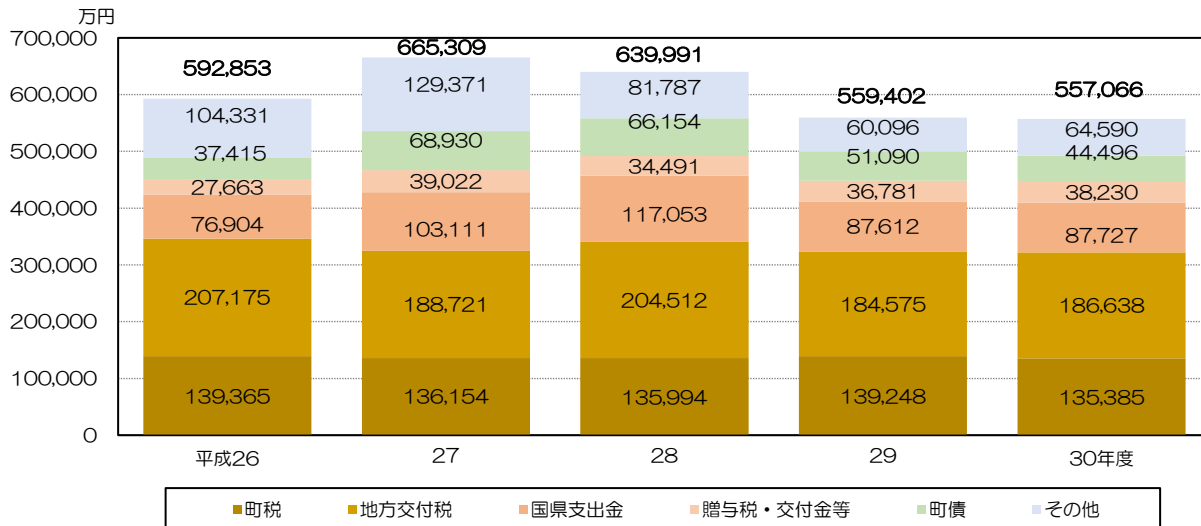
資料：国勢調査

2-2. 財政状況の推移

(1) 歳入の推移

歳入総額は、平成27年度以降は減少し、近年は55億円程度で推移しています。内訳をみると、町税・地方交付税が6割弱を占めています。地方交付税は、平成28年度に増加して以降は18億円程度で推移しています。町税はゆるやかに減少傾向にあり平成30年度は約13億5千万円となっています。

図表27 歳入の推移

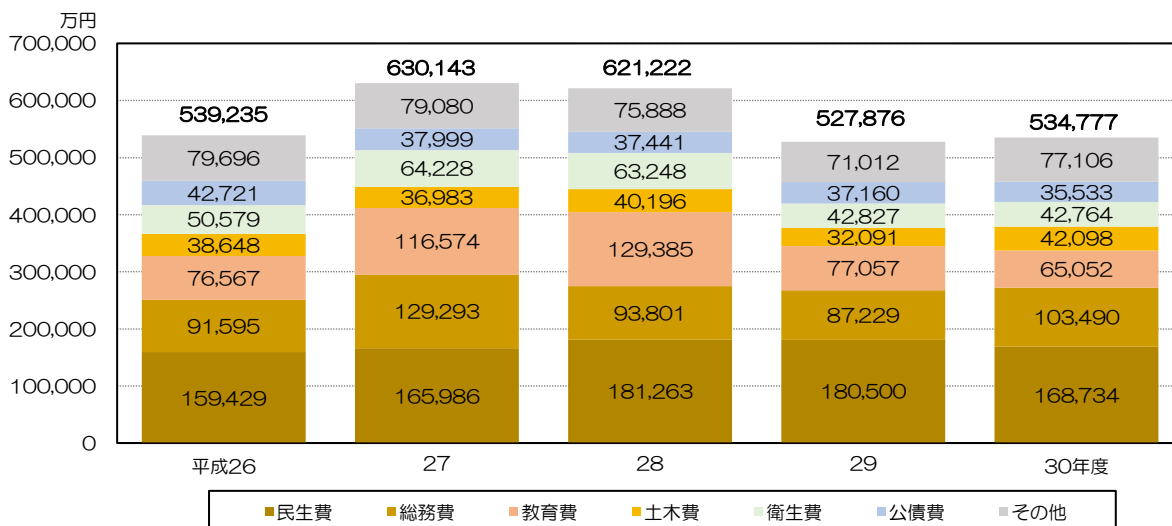


資料：決算カード

(2) 歳出の推移

歳出総額は、平成27年度以降は減少しており、近年は53億円程度で推移しています。内訳をみると、民生費が全体の約3割を占めて最も多くなっています。

図表28 歳出の推移



資料：決算カード

2 将来人口推計と分析

ここでは、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という）による「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」、本町による独自の将来人口推計を活用し、将来の人口に及ぼす出生や移動の影響等について分析を行います。

図表 29 社人研推計概要

	社人研推計法
基準年	2015年（平成27年）
推計年	2015年（平成27年）～ 2060年（令和42年）
概要	主に2010年（平成22年）から2015年（平成27年）の人口の動向を勘案し将来の人口を推計 移動率は、足元の傾向が続くと仮定
出生に関する仮定	原則として、2015年（平成27年）の全国の子ども女性比（15～49歳女性人口に対する0～4歳人口の比）と各市町村の子ども女性比との比をとり、その比がおおむね維持されるものとして2020年（令和2年）以降、市町村ごとに仮定
死亡に関する仮定	原則として、55～59歳→60～64歳以下では、全国と都道府県の2010年（平成22年）から2015年（平成27年）の生存率から算出される生存率を都道府県内市町村に対して一律に適用。60～64歳→65～69歳以上では、上述に加えて都道府県と市町村の2000年（平成12年）から2010年（平成22年）の生存率の比から算出される生存率を市町村別に適用
移動に関する仮定	原則として、2010年（平成22年）から2015年（平成27年）の国勢調査（実績）に基づいて算出された移動率が、2040年（令和22年）以降継続すると仮定

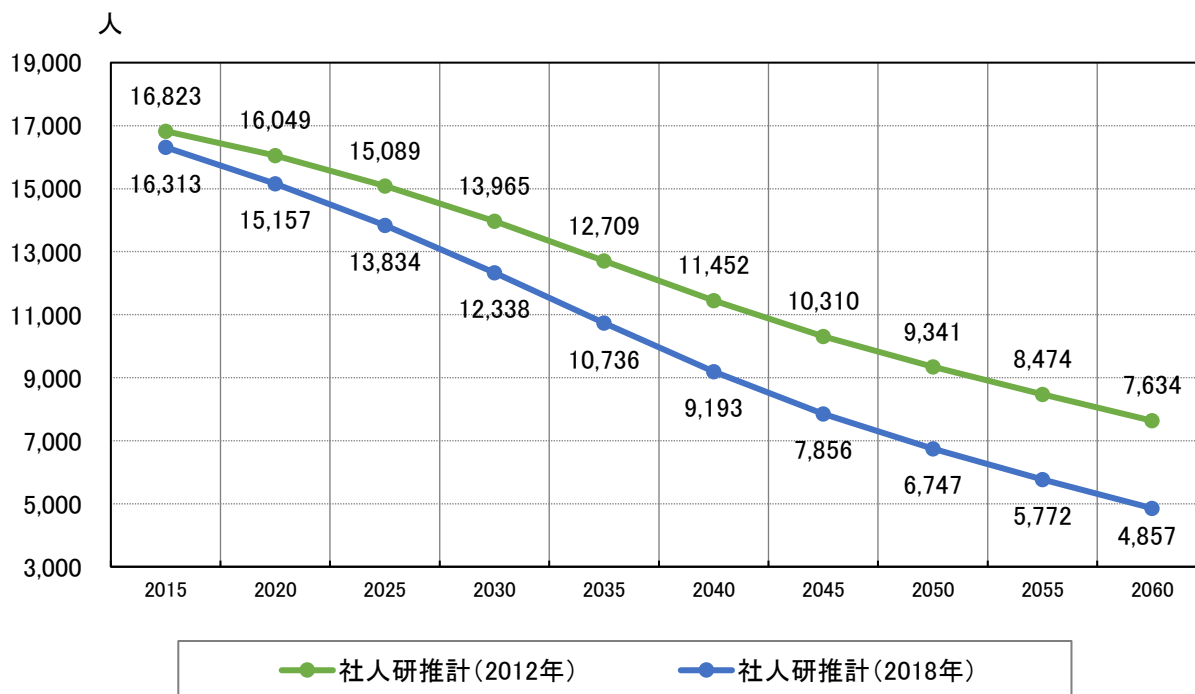
1. 将来人口推計の比較

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による将来人口推計は、国勢調査を基に5年ごとの将来人口を推計しているもので、2018年（平成30年）に公表された推計は、2015年（平成27年）の国勢調査を基に2060年（令和42年）までの将来人口を推計しています。

この推計結果によると、2045年（令和27年）には7,856人、2060年（令和42年）には4,857人となり、2015年（平成27年）から45年間で約1万1千人の減少が見込まれています。

2012年（平成24年）に社人研から公表された将来人口推計と比較すると、2045年（令和27年）では2,454人、2060年（令和42年）では2,777人減少する推計となっており、この結果から人口減少が今後も加速していくことが予想されます。

図表 30 将来人口推計の比較



※2012年（平成24年）の推計では、移動に関する仮定を、2005年（平成17年）から2015年（平成27年）の国勢調査（実績）に基づいて算出された移動率が、2020年（令和2年）までに定率で0.5倍に縮小し、その後はその値を維持すると仮定している。

※国勢調査人口とは、10月1日を基準として5年に一度行われる国勢調査により把握された人口。住民基本台帳人口が住民登録を行っている人の登録数なのに対し、国勢調査人口は、実際の居住地における人口のため、より生活実態に即した人口となる。

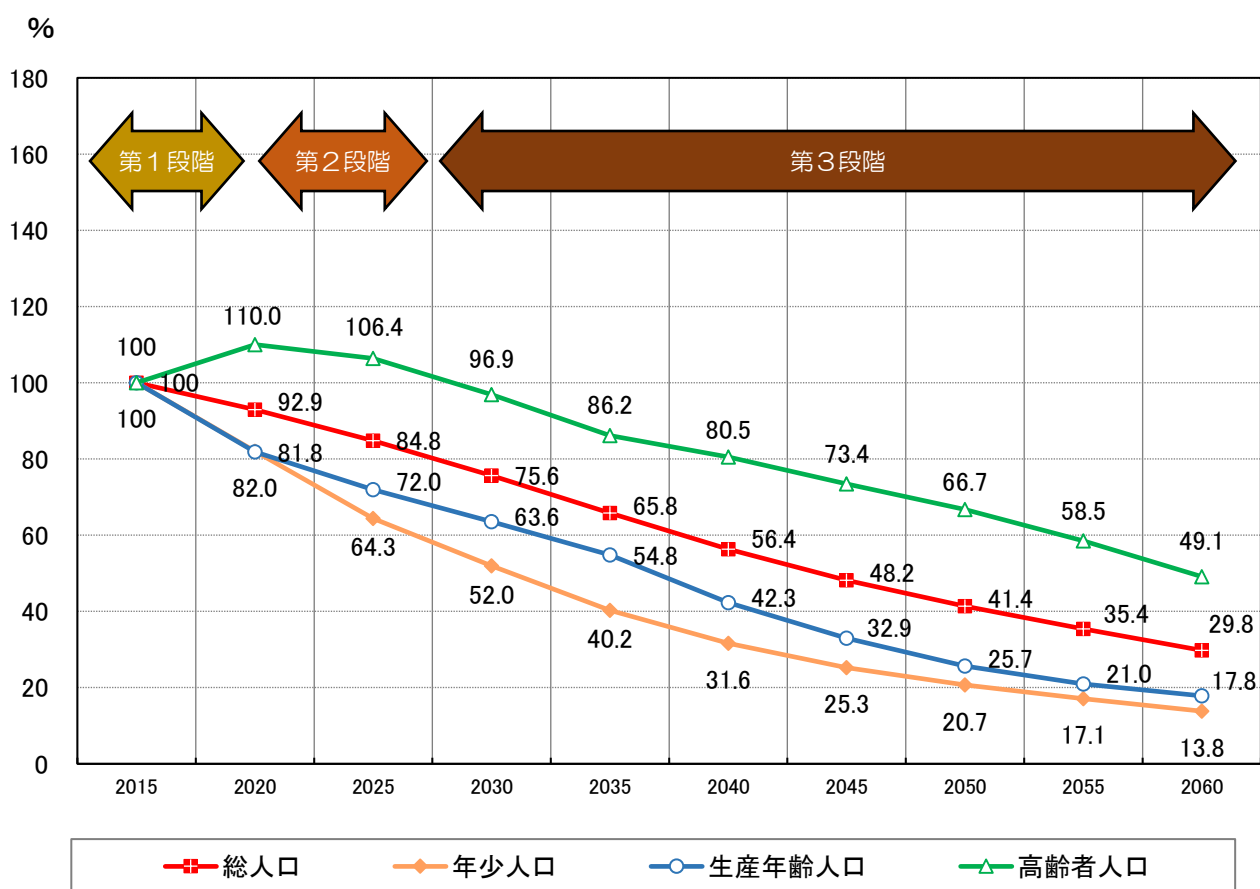
2. 人口減少段階の分析（社人研推計をベースとして）

一般的に、総人口の減少は「第1段階：高齢者人口の増加」「第2段階：高齢者人口の維持・微減」「第3段階：高齢者人口の減少」の3段階を経て進行するとされています。

本町においては、2020年（令和2年）までは人口減少と高齢者人口の増加が同時に進む第1段階の期間となりますが、2020年（令和2年）から2025年（令和7年）の間で高齢者人口も減少局面に入り、第2段階へと移ります。また、2030年（令和12年）以降は、高齢者人口の減少が進み、第3段階へ移る見通しとなります。

年少人口及び生産年齢人口は、2025年（令和7年）以降はほぼ同水準の減少率の見込みとなり、2060年（令和42年）には2015年（平成27年）の同年齢人口と比較し、年少人口で13.8%、生産年齢人口では17.8%まで減少する見込みです。

図表 31 利根町の人口減少段階（数値は、2015年を100とした場合の比率）



3. 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析

3-1. 社人研推計をもとにしたシミュレーション

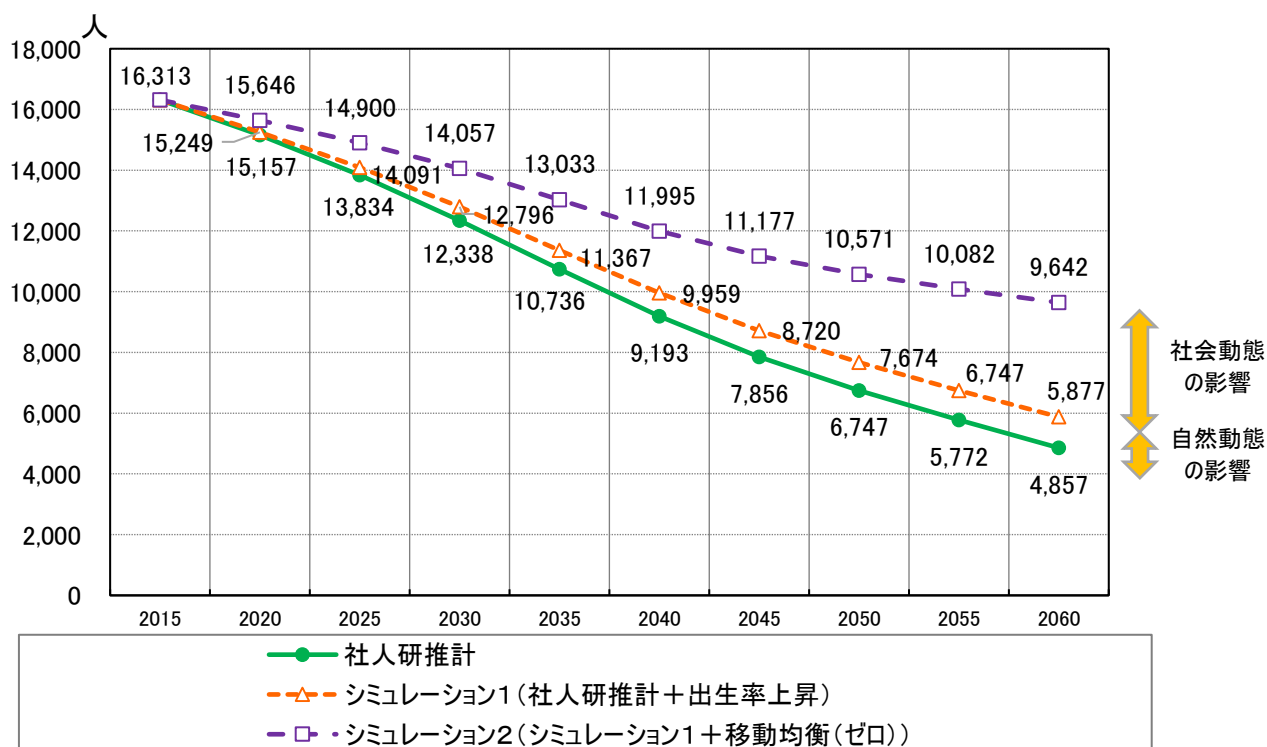
自然増減・社会増減の将来人口に及ぼす影響度を分析するため、「社人研推計」の推計値をベースとした2通りのシミュレーションを行いました。

シミュレーションの結果、2060年（令和42年）の人口を社人研推計の結果と比べてみると、シミュレーション1では1,020人の増加、シミュレーション2では4,785人の増加となりました。

図表32 シミュレーションの考え方

推計法	概要
シミュレーション1 (自然増減の影響)	仮に、合計特殊出生率が2030年（令和12年）までに人口置換水準程度（2.1程度）まで上昇したとした場合
シミュレーション2 (社会増減の影響)	仮に、合計特殊出生率が2030年（令和12年）までに人口置換水準程度（2.1程度）まで上昇し、かつ人口移動が均衡したとした場合（転入・転出数が同数となり、移動がゼロとなった場合）

図表33 シミュレーション別の総人口の推移



※人口置換水準とは、人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のこと。

※合計特殊出生率とは、1人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数を示す指標。年齢ごとに区分された女子人口に対する出生数の比率を年齢別出生率といい、合計特殊出生率は15～49歳の年齢別出生率の合計である。

3-2. シミュレーションの自然増減, 社会増減の影響度の分析

シミュレーションの結果, 本町は自然増減の影響度が「4:110~115%」, 社会増減の影響度が「4:120~130%」となっており, 自然・社会増減がともに本町の人口構成に大きな影響を及ぼしていることがわかります。

自然減を抑えるため, 子ども人口を維持する(出生率の維持)ほか, 転出の社会減を抑制していくことが求められます。

図表 34 自然増減, 社会増減の影響度

分類	計算方法	影響度
自然増減の影響度	シミュレーション1の2045(令和27)年推計人口=8,720(人) 社人研推計の2045(令和27)年推計人口=7,856(人) ⇒8,720(人) / 7,856(人) ≒111.0%	4
社会増減の影響度	シミュレーション2の2045(令和27)年推計人口=11,177(人) シミュレーション1の2045(令和27)年推計人口=8,720(人) ⇒11,177(人) / 8,720(人) ≒128.2%	4

※ 自然増減の影響度：シミュレーション1の総人口/社人研推計の総人口の数値に応じて, 以下の5段階に整理。

「1」=100%未満, 「2」=100~105%, 「3」=105~110%, 「4」=110~115%, 「5」=115%以上。

※ 社会増減の影響度：シミュレーション2の総人口/シミュレーション1の総人口の数値に応じて, 以下の5段階に整理。

「1」=100%未満, 「2」=100~110%, 「3」=110~120%, 「4」=120~130%, 「5」=130%以上。

4. 町独自の考え方による人口推計

(1) 人口推計の仮定

社人研の推計結果を基に、合計特殊出生率や社会増減数の仮定を置き、国の「長期ビジョン」と同様に、2060年（令和42年）までの総人口の推計を行います。

合計特殊出生率は、現状では1.01となっていますが、近年は出生数が減少しているなか、出産・子育て支援の政策効果があることを前提とし、2020年（令和2年）以降、合計特殊出生率1.0を維持すると仮定します。

社会増減数は、現状では転入転出の差がマイナス6となっていますが、移住定住の政策効果があることを前提とし、2025年（令和7年）までに移動が均衡状態になると仮定します。

図表 35 利根町の現状値

合計特殊出生率※ (2008～2012年(平成20～24年))	社会増減数(2018年(平成30年))
1.01	転入転出の差 △6

※合計特殊出生率…市町村単位では、年間の出生数などの標本サイズが小さいため、5年間の合計特殊出生率を示しています。

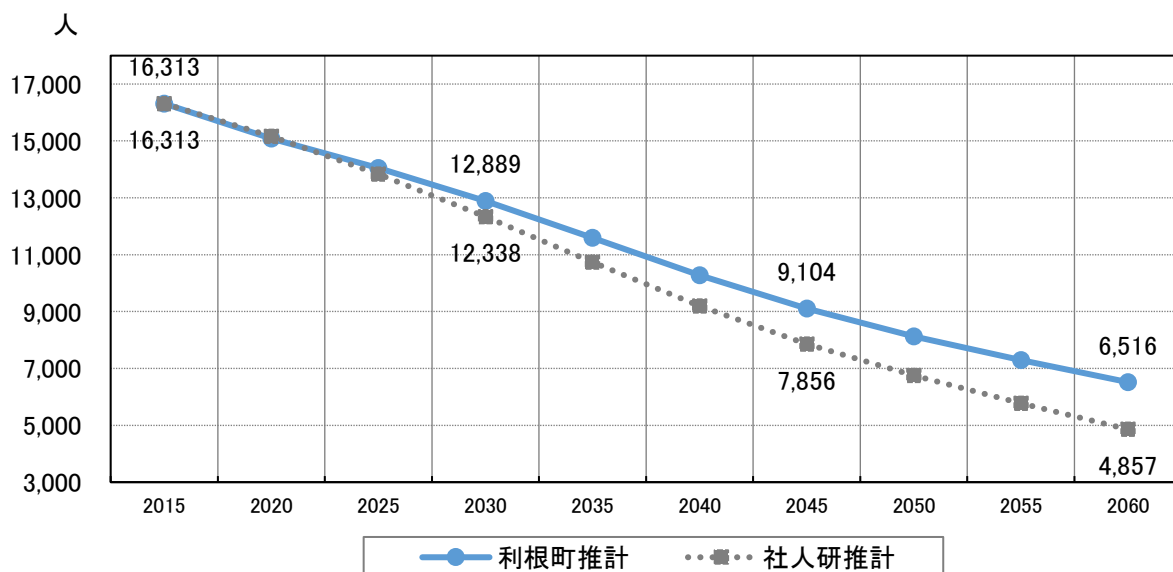
図表 36 独自推計の仮定

合計特殊出生率の仮定	社会増減数の仮定
2020年(令和2年)以降1.0を維持する	2025年(令和7年)までに転入転出の差0とする

(2) 町独自の将来人口推計

社人研推計では、2060年（令和42年）には4,857人の見通しとなりますが、2020年（令和2年）以降、合計特殊出生率1.0を維持し、かつ、2025年（令和7年）までに移動が均衡状態になったとした場合、6,516人となります。

図表 37 総人口の将来見通し

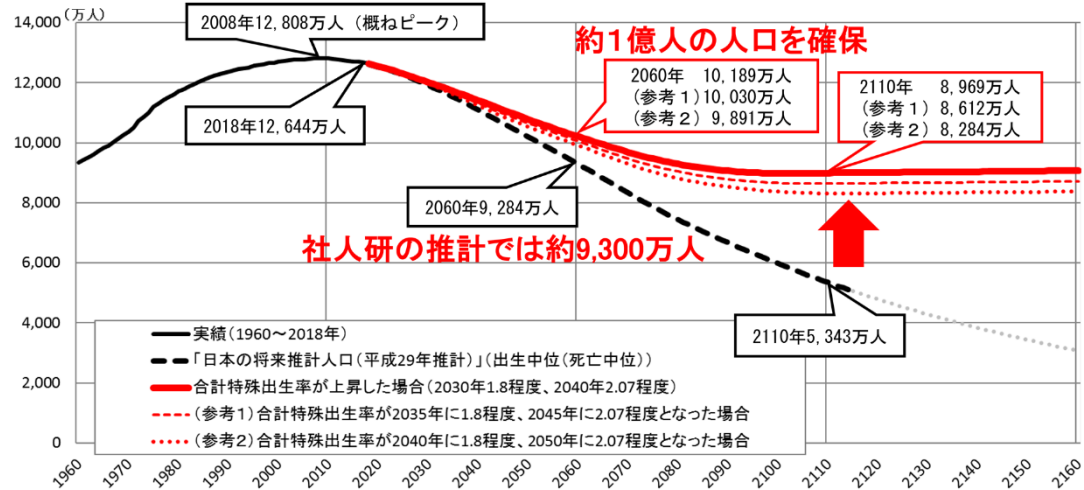


【参考】合計特殊出生率と人口置換水準

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」においては、2030年までに若い世代の結婚・出産・子育ての希望を実現させることで、合計特殊出生率を1.8程度まで向上させ、2040年には人口置換水準と同程度である2.07に向上させる見通しを立てています。そうすることによって、2100年前後には人口減少は収まり、定常状態になることが期待されます。

- 社人研の推計^(注1)によると、2060年の総人口は約9,300万人まで減少。
- 仮に合計特殊出生率が上昇^(注2)すると、2060年は約1億人の人口を確保。
長期的にも約9,000万人で概ね安定的に推移すると推計。
- 仮に合計特殊出生率の向上が5年遅くなると、将来の定常人口が約300万人少なくなると推計。

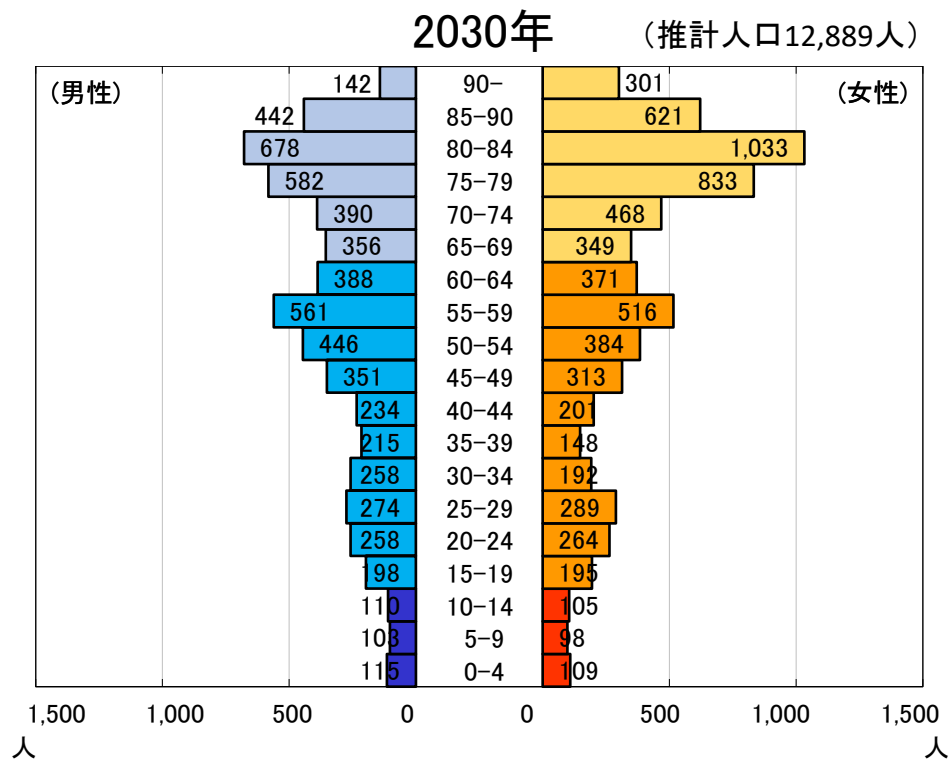
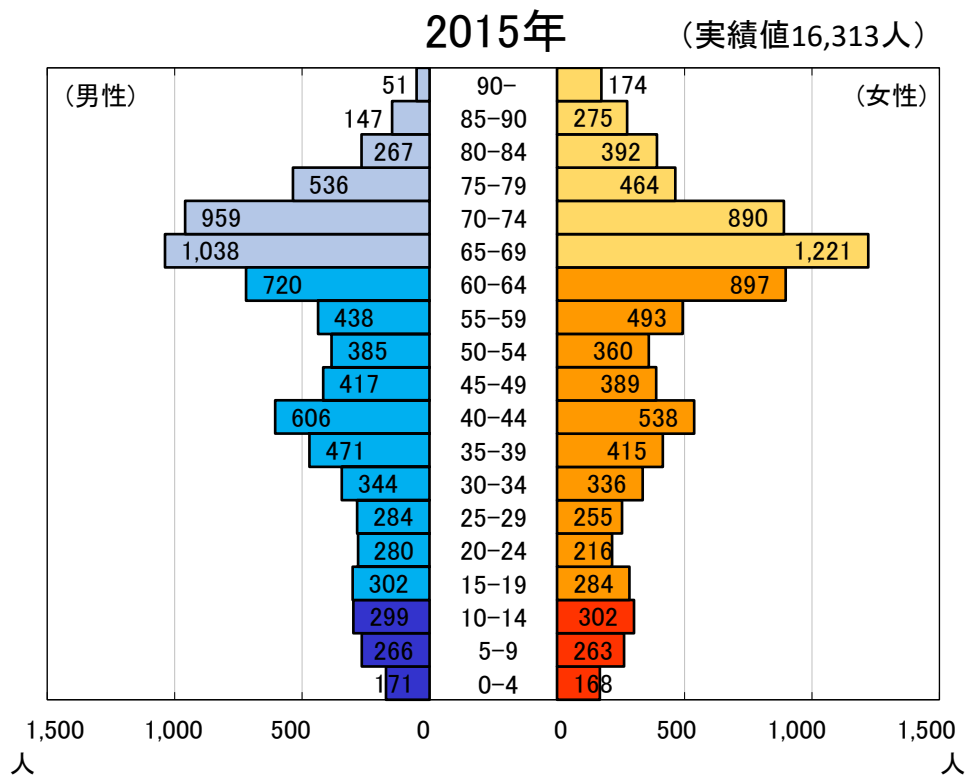
我が国の人口の推移と長期的な見通し



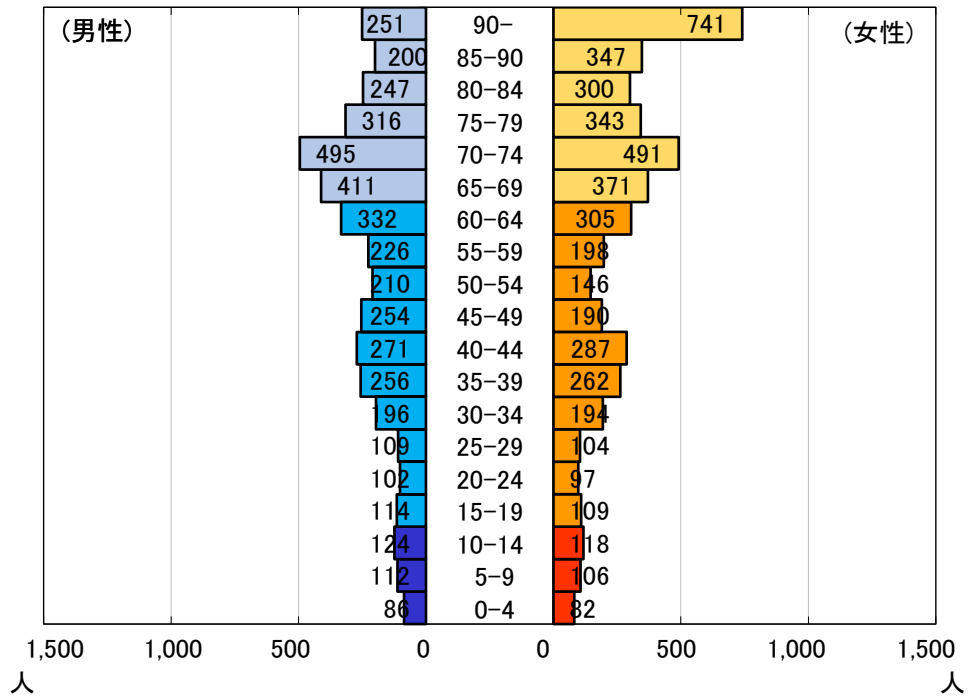
(注1) 社人研「日本の将来推計人口(平成29年推計)」出生中位(死亡中位)
(注2) 「合計特殊出生率が上昇した場合」は、2030年に1.8程度、2040年に2.07程度となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。
(注3) 実績(2018年までの人口)は、総務省「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。2115~2160年の点線は社人研の2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において、機械的に延長したものである。

資料：国「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」

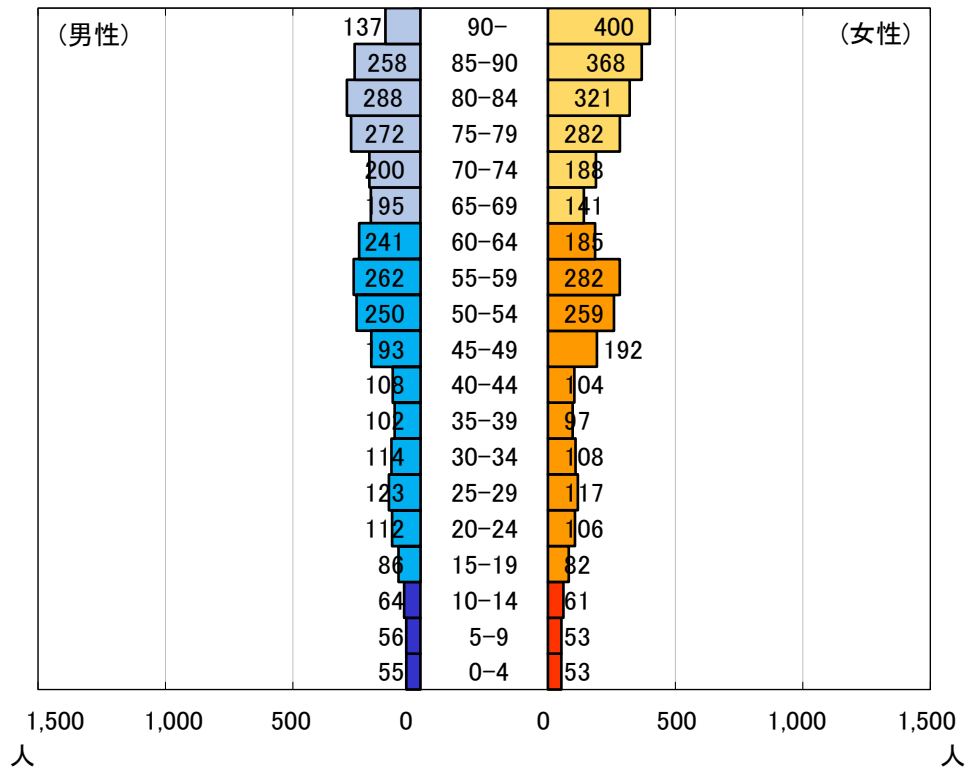
図表 38 人口ピラミッドでみる人口構成の推移（利根町推計）



2045年 (推計人口9,104人)



2060年 (推計人口6,516人)





第3部 総合戦略

1 総合戦略のコンセプト・概念図

1. 総合戦略のコンセプト

「利根」は、ローマ字で書くと「TONE」となり、英語では色調や音調を意味します。

住民を対象にしたアンケート調査では、「自然があってよい」とする人もいれば、「自然しかない」と評価する人もいます。また、「静かである」とする人もいれば、「商業施設などが無い」と評価する人もいます。

利根町は、都会に比べれば利便性は低いですが、自然や静けさなど程よく田舎らしさが残っているところが町の特徴であり、自然豊かな住みやすい環境を提供できるのは確かです。そうした「都会の色」に対して「田舎の色」、「都会の音」に対して「田舎の音」を感じて、『利根町に住み続けたい』と思えるまちづくりを目指します。

2. 総合戦略の概念図



2 基本目標及び施策の基本的方向

基本目標1 とことん子育て応援“TONE”プロジェクト

保育サービスと子育て相談体制の充実や子育てに要する経済的支援を行うとともに、地域ぐるみでの子育て支援体制を構築します。

- (1) 子どもの保育・居場所の拡充
- (2) 子育て世代が暮らしやすい環境づくり
- (3) 子育て世帯に対する経済的支援の充実
- (4) 地域が一丸となって子どもを見守り、育む環境づくり

基本目標2 学力と心を育む“TONE”プロジェクト

町の特性を活かした教育プログラムを提供するとともに、学力向上と豊かな心を育む教育環境や、子どもや保護者に対する教育相談体制を構築します。

- (1) 町の特性を活かした教育プログラムの提供
- (2) 学力向上と豊かな心を育む教育環境の充実
- (3) 教育相談体制の充実

基本目標3 健康・福祉で安心“TONE”プロジェクト

高齢者健康づくりのほか、在宅介護や在宅医療の提供体制、広域連携による医療体制を構築します。

- (1) 健康増進・介護予防の推進
- (2) 安心できる医療・福祉の提供体制の構築

基本目標4 住むなら“TONE”プロジェクト

移住・定住などU・Iターンをシティプロモーションにより促進するとともに、結婚支援のための「出会いの機会」を創出します。

- (1) シティプロモーションの推進
- (2) 移住・定住の促進
- (3) 若者の出会い・結婚支援

基本目標5 働くを応援する“TONE”プロジェクト

農地の基盤整備を進め、農業経営者の負担軽減を図るとともに、農業の6次産業化や高付加価値米生産支援を図るほか、中小企業の活性化や雇用に関する情報提供体制を構築します。

- (1) 農業の生産・経営基盤の強化
- (2) 中小企業の活性化
- (3) 町内商店・商店街の活性化
- (4) 働く人材の募集活動

基本目標6 地域で生活を守る“TONE”プロジェクト

日常生活の移動手段としての既存公共交通事業の充実を図るほか、地域コミュニティの活性化と地域の防災・防犯の充実を図ります。

- (1) 地域公共交通手段の充実
- (2) 地域コミュニティの活性化
- (3) 地域の防災・防犯の充実

3 各基本目標の取組

基本目標1

とことん子育て応援 “TONE” プロジェクト

1 数値目標

	平成 30 年度		令和6年度
年間出生数	39 人	⇒	現状維持
利根町の子育て環境が良いと思う小中学生の保護者の割合 【保護者アンケート】	47.6%	⇒	60.0%

2 基本的な方向

- 保護者が子育てをしやすいと実感できるよう、保育サービスの充実を図るとともに、子育てに困ったときでも容易に情報を得たり、相談できる体制を構築することで、とことん子育て世代を応援するまちづくりに取り組みます。
- 利根町で子育てをする保護者の経済的な負担が少しでも和らぐよう、子育てや学校生活にかかる費用の負担軽減など、経済的な支援策を講じます。
- 利根町の子どもが、地域の大人たちに見守られながら健やかに成長することができるよう、家庭、地域住民、学校機関、行政が連携し、地域ぐるみでの子育て支援体制を構築します。

3 具体的な施策・事業

(1) 子どもの保育・居場所の拡充

重要業績評価指標 (KPI)

項目	実績 (平成 30 年度)		目標 (令和6年度)
全放課後児童クラブ待機児童数	0 人	⇒	0 人
病児保育利用登録者数	47 人	⇒	70 人
保育所待機児童数	0 人	⇒	0 人

① 保育・預かりサービスの充実

乳幼児や児童の健全な育成を促すため、また、保護者が子どもの小さいうちから安心して働けるよう、通常保育のほか、緊急時等に対応できる病児保育や一時預かり保育などの保育サービスの充実を図ります。

●具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
放課後児童対策事業 （子育て支援課）	昼間留守家庭となる小学校に就学している児童を対象に、学校授業終了後や長期休業日に子どもを預かる放課後児童クラブを運営
病児保育事業 （子育て支援課）	病気の治療中又は回復期で、入院の必要はないが安静を必要とする場合に、保育所などの集団保育や家庭での保育ができない期間、一時的に預かる保育の実施
一時預かり事業 （子育て支援課）	保育所等を利用していない家庭で、一時的に保育することが困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業の実施

(2) 子育て世代が暮らしやすい環境づくり

重要業績評価指標（KPI）

項目	実績 （平成30年度）	目標 （令和6年度）
子育て情報集約ページ閲覧数	2,759件	3,000件
乳幼児健診受診率	93.9%	97.2%

① 子育て世代に対応した情報発信・相談対応の充実

子育て中の保護者がピンポイントに子育てに関する情報を入手することができるよう、町公式ホームページのトップページに、町が行う子育て支援情報等を集約したページ「子育て支援」の充実を図ります。また、子育て支援課を含め関係窓口において、子育て支援に関する案内・相談の充実を図ります。

●具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
子育て情報発信事業 （子育て支援課）	町公式ホームページのトップページに情報を集約したページ「子育て支援」により、子育て支援等の情報発信。また、窓口等で「子育て支援ガイドブック」により、わかりやすい情報を提供

② 母子保健対策の充実

妊娠から出産、子育てにわたって健診や相談、療育に関する相談・指導を切れ目なく行うことで、親の出産や子育てに関する不安の軽減を図ります。

●具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
妊産婦・乳幼児の健診相談訪問事業 （保健福祉センター）	妊産婦・新生児・乳幼児に対する健康診査・育児相談・訪問指導を実施するほか、特に健康管理や育児等の支援が必要な妊産婦に対しては、早い段階から家庭訪問等の個別支援を実施
親子療育指導・相談事業 （保健福祉センター）	乳幼児健診後の精神発達面での心理判定員による親子相談や親子発達支援教室を実施するほか、幼稚園・保育所の巡回相談・就学相談の実施
子育て世代包括支援センター（母子保健型）事業 （保健福祉センター）	要支援妊産婦を早期に発見し、安全安心な出産と児童虐待予防等を図るため、保健師等が専門的な見地から母子保健や育児に関する様々な悩み等に対して相談等を実施

③ 男女共同参画の推進

子育て世代をはじめとして、住民がワーク・ライフ・バランスについて理解を深め、実践していけるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発を実施します。

●具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
ワーク・ライフ・バランス推進事業 （政策企画課）	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、広報紙や町公式ホームページ等を通じて啓発・情報発信を実施

④ 豊かな心を育む支援

乳幼児のうちから絵本を通じて豊かな心を育み、また、親子とのコミュニケーションを深められるよう、3・4ヶ月健診時に絵本の読み聞かせとファーストブックを贈ります。

●具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
ブックスタート事業 （生涯学習課）	3・4ヶ月健診時に、ボランティアによる絵本読み聞かせ及び絵本2冊をファーストブックとして贈呈。また、小学校1年生には本1冊を贈呈

(3) 子育て世帯に対する経済的支援の充実

重要業績評価指標 (KPI)

項目	実績 (平成 30 年度)	⇒	目標 (令和 6 年度)
空き家子育て活用促進奨励金支給件数	0 件	⇒	3 件
子育て世帯新築助成件数	18 件	⇒	30 件
理想よりも現在の子ども数が少ない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答する住民の割合 【住民アンケート】	45.7%	⇒	43.0%以下
任意予防接種者の割合	68.0%	⇒	75.0%

① 妊娠・出産・子育てを通じた医療にかかる経済的負担の軽減

不妊治療や子育てにかかる医療費の一部助成を行い、保護者等の経済的負担を軽減します。

● 具体的事業

事業名 (所管課)	事業内容
ひとり親医療費助成事業 (保険年金課)	母子又は父子の家庭で、母(父)の所得が所得制限額を超えない方に、医療費の一部を助成
小児(特例小児)医療費助成事業 (保険年金課)	出生の日から高校生相当年齢までのお子さんに対して、所得制限を設けず、医療費をすべて助成(無料化)
妊産婦医療費助成事業 (保険年金課)	妊産婦で、本人又は配偶者の所得が所得制限を超えない方に、産科・婦人科に限らず、すべての医療機関等の医療費の一部を助成
不妊治療費助成事業 (保健福祉センター)	特定不妊治療を受けられたご夫婦に治療費の一部を助成
未熟児養育医療給付事業 (保健福祉センター)	出生児体重が 2,000g 以下など、医師が入院養育を必要と認めた新生児の治療にかかる医療費の一部を助成

② 通園・通学にかかる経済的支援

子どもが保育所、幼稚園や小・中学校に通うにあたり、必要となる費用の一部助成や物品の贈呈を行います。

● 具体的事業

事業名 (所管課)	事業内容
利用者負担額にかかる経済的負担の軽減 (子育て支援課)	幼児教育・保育の無償化の対象とならない 0 歳から 2 歳児の非課税世帯・生活保護世帯以外の保育所等の利用者負担額について、国基準よりも 4 割程度を減額

事業名（所管課）	事業内容
要保護・準要保護児童生徒就学援助事業 （学校教育課）	小中学生のいる世帯で、経済的な理由から就学が困難な家庭に対して学校教育に必要な費用（学用品費、学校給食費等）を補助
就学ランドセル支給事業 （学校教育課）	教育費負担の軽減が必要と認められる保護者に対してランドセルを支給
ヘルメット贈呈事業 （学校教育課）	中学校入学時に、新1年生に対して自転車通学用ヘルメットを贈呈
特別支援教育児童生徒就学奨励費交付事業 （学校教育課）	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対して学校教育に必要な費用（学用品費、学校給食費等）を補助

③ 多子世帯・子育て世帯に対する経済的支援

複数の子どもがいる家庭の経済的な負担を軽減するため、手当の支給や保育料・給食費にかかる費用の一部を助成します。また、第一子からの妊娠・出産時にお祝い品の支給を行います。

● 具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
多子世帯保育料軽減事業 （子育て支援課）	幼児教育・保育の無償化の対象とならない0歳から2歳児で、第二子の第4階層の一部から第5階層までの利用負担額の半額化、第三子以降の第4階層から第8階層までの利用負担額を無償化
給食費援助事業 （学校教育課）	第三子以降の児童生徒の給食費を無償化
妊娠・出産祝い品支給事業 （子育て支援課）	母子手帳交付時に授乳服の支給、出生届出時に町内共通商品券を支給

④ 症状の重症化予防等のための任意予防接種にかかる経済的負担の軽減

任意予防接種（ロタウィルス、おたふくかぜ、小児インフルエンザ）にかかる費用の一部を助成します。さらに、第三子以降については、助成額を拡大し症状の重症化予防及び子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

● 具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
任意予防接種助成事業 （保健福祉センター）	町独自で実施している任意予防接種にかかる費用の一部を助成。さらに、第三子以降が接種する場合は助成額を拡大

⑤ 子育て世代の住宅取得支援

中学生以下の子どもと同居する世帯に対し、新築マイホーム取得助成制度や空き家活用促進助成制度で支給される金額に上乗せして助成金や奨励金を支給することにより、子育て世代の住宅取得を支援するとともに定住を促進します。

● 具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
空き家活用促進事業 （生活環境課）	空き家バンクを利用して住宅を購入・賃借した、中学生以下のお子さんがある世帯に対して、引っ越し費用の一部について一定額を助成（要件あり）（P.53 再掲）
新築マイホーム取得助成事業 （政策企画課）	住宅を新築、建て替え、又は建売住宅を購入した方への助成金の支給に加え、転入世帯及び中学生以下のお子さんと同居する世帯に対しては、上乗せして助成金を支給（P.54 再掲）

（４）地域が一丸となって子どもを見守り、育む環境づくり

重要業績評価指標（KPI）

項目	実績 （平成 30 年度）	目標 （令和 6 年度）
地域子育て支援センター年間利用児童登録率	55.0%	⇒ 60.0%
子どもを守る 110 番の家登録数	233 件	⇒ 現状維持
児童登下校時見守りボランティア数	108 人	⇒ 現状維持

① 地域における子育て支援

子育てに関する相談や、子ども同士、保護者同士の交流を育むなど、地域ぐるみで子育て中の家族を支援するため、地域子育て支援センターを運営します。

● 具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
地域子育て支援センター事業 （子育て支援課）	子どもや保護者の交流の場の提供、子育ての相談支援を提供するため、文間保育園内にて地域子育て支援センターを運営

② 児童虐待の早期発見・早期対応

児童虐待の早期発見を図るため、関係機関と連携し、地域の見守り体制を強化します。また、事案発生時に早期に対応できるよう、定期的に要保護児童対策地域協議会等を開催し、関係者による適切な対応を図ります。

● 具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
児童虐待対応事業 （子育て支援課）	児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会等の開催及び関係機関の連携や個別ケースの対応協議の実施。また、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努めるため、子ども家庭総合支援拠点を設置

③ 地域における子どもの見守り

子どもが安全安心に登下校や外出ができるよう、地域全体で子どもの安全を見守る体制を構築します。

● 具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
子どもを守る110番の家事業 （学校教育課）	事件・事故から子どもを守るため、通学路に面した一般家庭や商店等を緊急避難所（子どもを守る110番の家）として指定
児童登下校時見守り事業 （学校教育課）	児童が登下校する際に、地域ボランティアによる見守りを実施



学力と心を育む“TONE”プロジェクト

1 数値目標

	平成 30 年度		令和 6 年度
不登校児童・生徒の割合	小学生 0.47% 中学生 3.10%	⇒	小学生 0.40%以下 中学生 2.80%以下
授業が分かりやすいと思う児童・生徒の割合 【小中学生アンケート】	小学生 68.8% 中学生 66.6%	⇒	小学生 75.0% 中学生 70.0%
子どもの通っている学校に満足している保護者の割合 【保護者アンケート】	小学校 72.8% 中学校 67.2%	⇒	小学校 80.0% 中学校 75.0%

2 基本的な方向

- 利根町で育つ子どもが、利根町の自然や教育環境の恩恵を存分に吸収し、感受性豊かな人間へと成長できるよう、利根町の特性を活かした教育プログラムを提供します。
- 学校内外の諸問題を抱える子どもや保護者の相談体制の充実を図ります。

3 具体的な施策・事業

(1) 町の特性を活かした教育プログラムの提供

重要業績評価指標 (KPI)		
項目	実績 (平成 30 年度)	目標 (令和 6 年度)
毎月第 2 金曜日に実施する地元食材(県産食材も含む)を使用した給食における地元食材の使用割合	50.9%	⇒ 60.0%
大学と小中学校の交流プログラム数	1 件	⇒ 2 件

① 利根町の食材を育てる・食べる「食育」の推進

利根町で生産している食材を給食に用いることで、新鮮な食材のおいしさを学ぶとともに、お米をはじめとする食材について、生産から流通する工程までを体験学習することにより、農業や食の大切さを学ぶ機会を提供します。

● 具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
地元食材を使った給食事業 （学校教育課）	毎月第2金曜日に、町の特産品（県産食材も含む）であるお米、味噌、野菜等を用いた給食の提供
1学校1田んぼ事業 （学校教育課・農業政策課）	1小学校に1ヶ所ずつ管理する田んぼを借り、児童が稲作から流通、試食まで年間を通じた農業体験ができる機会の提供

② 近隣大学と連携した交流・学習事業の推進

日本ウェルネススポーツ大学や東京藝術大学の協力を得て、小中学生と大学生が交流を通じて、スポーツや芸術について学べる機会を提供します。

● 具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
近隣大学の学生との交流学習事業 （指導課・生涯学習課）	日本ウェルネススポーツ大学や東京藝術大学と協力関係を結び、小中学生が大学生からスポーツや芸術活動を教えてもらえる機会の提供

③ 小中連携・小中一貫教育の推進

義務教育9年間を通じた児童生徒の発達に合わせた生徒指導や教育課程の編成等により小・中学校間の密接な連携を図り、小中連携・小中一貫教育の推進を図ります。

● 具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
小中連携・一貫教育事業 （指導課）	小中連携推進委員会や生徒指導連絡協議会を定期的開催し、学力向上・児童生徒の交流の取り組みや生徒指導上の様々な課題などを情報共有するとともに、検証・改善等を実施

(2) 学力向上と豊かな心を育む教育環境の充実

重要業績評価指標 (KPI)		
項目	実績 (平成 30 年度)	目標 (令和 6 年度)
茨城県学力診断のためのテストのうち算数・数学の結果が県平均を上回っている児童(小学 6 年生)・生徒(中学 3 年生)の割合	小学生 63.1% 中学生 36.1%	⇒ 小学生 65.0% 中学生 50.0%
英語の授業がわかりやすいと思う児童(小学 5, 6 年生)・生徒(中学 1~3 年生)の割合 【小中学生アンケート】	小学生 52.9% 中学生 58.4%	⇒ 小学生 63.0% 中学生 65.0%
中学生の英語検定 3 級以上取得者の割合	24.0%	⇒ 40.0%

① 次代を生きる人材を育む教育の提供

利根町で育つ子どもが将来、社会が求める能力を有した人材として育つよう、ICT教育や英語教育、算数・数学に特化した非常勤講師の配置等の社会のニーズに合致した教育を提供します。また、「利根町子ども読書活動推進計画」に沿った子どもの読書活動の推進や新学習指導要領におけるプログラミング教育に向けた取り組みを推進します。

● 具体的事業

事業名(所管課)	事業内容
ICT整備・サポート事業 (学校教育課)	情報教育の充実及び学習指導要領の改訂による「小学校プログラミング教育」等に対応するため、「ICT整備計画」により、タブレットパソコン、電子黒板などICT環境を整備するとともに、より良い情報教育を提供するため、ICT支援員を全小中学校に配置
語学指導事業 (指導課)	英語教育の推進・充実を図るため、全小中学校へのALTを配置するとともに、教育課程特例校の認定を受け、小学校1年生から英語を学べる環境を整備。また、英語検定を受ける中学生に対し、検定料の一部を補助
学力向上推進事業 (指導課)	学力向上における校内研修の充実及び指導主事による学校訪問や学力テストの実施

事業名（所管課）	事業内容
非常勤講師配置事業（Team Teaching） （指導課）	算数・数学の学力向上のため、小中学校へ非常勤講師を配置し、チームティーチング（複数の教員による学習指導）による教科指導、個別指導等を実施
読書活動推進事業 （学校教育課）	学校図書の充実を図り、朝の読書の時間を利用し、身近に本にふれる機会を提供
英語教室事業 （生涯学習課）	英語に対する興味関心を高めることを目的に、小学生を対象とした英語教室を実施

（3）教育相談体制の充実

重要業績評価指標（KPI）

項目	実績 （平成30年度）	目標 （令和6年度）
スクールソーシャルワーカーの相談において、事案が解決又は収束した割合	80.0%	⇒ 90.0%
適応指導教室通級児童生徒の学校復帰の割合	25.0%	⇒ 50.0%

① 子どもや保護者の悩みに対応する相談体制の確立

学校の内外を問わず、諸問題を抱える児童生徒やその保護者の相談に応じて、問題解決に向けた適切な対応を図ります。

● 具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
スクールソーシャルワーカー活用事業 （指導課）	児童生徒、保護者、教職員の抱えている不安や悩みに適切に介入し、改善に向けた支援を行うスクールソーシャルワーカーの配置
適応指導教室設置事業 （指導課）	不登校傾向にある児童生徒を通常の学校生活へ復帰させるため、適切な支援・指導を行う適応指導教室の設置
教育相談員配置事業 （指導課）	児童生徒が抱える諸問題について適切な指導、助言及び援助を行い、問題の改善や解決を行う教育相談員の配置



健康・福祉で安心 “TONE” プロジェクト

1 数値目標

	平成 30 年度		令和 6 年度
高齢者や障がい者などへの福祉対策の満足度 【基本計画アンケート】	15.5%	⇒	16.3%
町民検診など日常の保健活動の満足度 【基本計画アンケート】	17.7%	⇒	18.5%

2 基本的な方向

- ▶ 高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターの充実とともに、医療・保健・福祉の多職種連携による住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供できる地域包括ケア体制の充実強化に努めます。
- ▶ 障がいをお持ちの方が、地域において住みやすいと思えるよう、多様なサービスの提供とともに、気軽に相談ができるよう相談体制を整備します。
- ▶ 子どもから高齢者まで、利根町に暮らす誰もが安心して医療を受けることができるよう、広域と連携した医療提供体制の構築に努めます。

3 具体的な施策・事業

(1) 健康増進・介護予防の推進

重要業績評価指標 (KPI)

項目	実績 (平成 30 年度)		目標 (令和 6 年度)
フリフリグッパ―体操参加者数 (年間延べ人数)	1,951 人	⇒	2,000 人
シルバーリハビリ体操参加者数 (年間延べ人数)	15,145 人	⇒	15,500 人
特定保健指導対象者の指導実施率	39.7%	⇒	60.0%
がん検診推進事業対象者の受診率	大腸がん	⇒	15.0%
	乳がん		17.0%

※ここでのがん検診推進事業対象者とは、国民健康保険被保険者をいう。

① 大学と連携した健康づくり・介護予防

既にフリフリグッパ―体操で連携している筑波大学や町内にある日本ウェルネススポーツ大学の協力のもと、住民の健康づくりやこれからの高齢社会に備えるための介護予防運動について研究・実施し、健康寿命の向上を目指します。

● 具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
大学との連携事業 （政策企画課・保健福祉センター）	日本ウェルネススポーツ大学や筑波大学との緊密な連携のもと、住民の健康づくりに向けた取り組みの推進
認知症予防対策事業 （保健福祉センター）	介護予防・認知症予防に向けた、運動、口腔、栄養、認知機能などの生活機能を改善・維持するための介護予防事業の実施

② 住民主体の介護予防の推進

フリフリグッパ―体操やシルバーリハビリ体操など、住民が主体で行っている介護予防活動が今後も活発化するよう、人材育成の支援を行います。

● 具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
地域介護予防活動支援事業 （保健福祉センター）	住民の主体的な介護予防活動を広めるため、住民組織が中心となって行う運動教室の運営支援を実施

③ 生活習慣病・がん予防の推進

特定健康診査やがん検診などにより、生活習慣病・がんなどの早期発見や早期治療、重症化予防の支援を行います。

● 具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
特定保健指導事業 （保険年金課）	特定健康診査の結果により、特定保健指導対象者に対し、生活習慣や検査値が改善されるように、生活習慣改善の指導を実施

事業名（所管課）	事業内容
生活習慣病及び重症化予防事業 （保健福祉センター）	特定健康診査の結果により，特定保健指導対象者以外の者に対し，生活習慣病の疾病及び重症化予防を実施
糖尿病性腎臓病重症化予防事業 （保険年金課）	生活習慣の改善により重症化の予防が期待される糖尿病性腎臓病の患者に対し，早期に保健指導を実施
がん検診受診勧奨事業 （保健福祉センター）	がんの早期発見・早期治療につなげ，がんによる死亡者数を減少させるため，がん検診受診勧奨を実施

（2）安心できる医療・福祉の提供体制の構築

重要業績評価指標（KPI）		
項目	実績 （平成 30 年度）	目標 （令和 6 年度）
かかりつけ医を決めている人の割合 （対象：40 歳以上 64 歳以下） 【健康づくり計画アンケート】	48.6%	⇒ 58.6%
高齢者の悩み相談できる相手がいない割合 【介護保険計画アンケート】	31.1%	⇒ 29.0%以下

① 生活支援体制の充実

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けることができるよう，地域包括支援センターの相談体制の充実とともに，生活援助を必要とする高齢者や障がい者の日常生活を支えるために，支援サービスの充実強化に努めます。

● 具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
地域包括支援センター事業 （福祉課）	高齢者やその家族に専門的・総合的な支援を提供する地域包括支援センターの相談体制の充実

事業名（所管課）	事業内容
高齢者買い物支援事業 （福祉課）	一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に衣料品や日用雑貨品などの買い物支援事業（ときめき☆おでかけ隊）を実施
高齢者等買い物弱者移動販売事業 （福祉課）	買い物不便地区において、高齢者等の買い物弱者を中心に食料品や日用雑貨などの生活用品の移動販売事業（福の助商店）を実施
生活自立支援等サービス事業 （福祉課）	介護予防を図るとともに、地域の住民主体の支えあいの取り組みを創出するため、生活自立支援等サービス事業の一つである訪問型サービスB事業を実施
住民交流通いの場事業 （福祉課）	高齢者の社会的な孤立を解消し、心身の健康維持と要介護状態の予防や地域での助け合い体制の創出を図るため通いの場事業を実施
障害者相談事業 （福祉課）	障がい者の相談体制の充実を図るため、身体障害者相談員及び知的障害者相談員による地域での相談活動のほか、役場会議室を相談会場としたピアカウンセリングを実施
障害者地域活動支援センター利用促進事業 （福祉課）	創作的活動や生産活動の機会の提供及び社会との交流促進等の便宜を図ることを目的とした地域活動支援センターの利用促進

② 地域医療・救急医療体制の充実

近隣自治体や大学を含めた地域医療機関との連携を強化し、在宅医療や救急医療体制の充実を図ります。

また、いざという時に速やかに受診することができるよう、日頃からかかりつけ医を持つことの啓発に努めます。

● 具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
在宅患者への訪問診療 （国保診療所）	在宅医療の充実を図るため、通院困難な患者に対し、定期的に自宅を訪問し診療を実施
在宅医療・福祉統合ネットワーク推進事業 （福祉課）	在宅医療・福祉統合ネットワークシステム「電子@連絡帳」を活用し、対象者に質の高い医療・福祉サービスを提供
地域医療教育ステーション事業 （国保診療所）	筑波大学と協力・連携し、教育実習医学生・研修医の地域医療教育を行うため、地域医療教育ステーションを運営
地域医療機関のネットワーク強化事業 （保健福祉センター）	町の救急医療体制を確保するため、近隣自治体との連携による広域の医療機関ネットワークの充実
かかりつけ医普及事業 （保健福祉センター）	日ごろから個々の状況に即した適切な医療や指導を受けられるよう、また、いざという時でも速やかに適切な対応を受けられるよう、かかりつけ医を持つことの啓発活動を実施



住むなら“TONE”プロジェクト

1 数値目標

	平成 30 年度	⇒	令和 6 年度
社会増減数	△6 人	⇒	0 人
今後利根町に住み続けたいと思う住民の割合 【住民アンケート】	61.5%	⇒	65.0%

2 基本的な方向

- ▶ 利根町に住む人や訪れる人が増えるよう、町の魅力となるイベントや町の取り組みなどを町内外に積極的に発信し、移住・定住に繋がるシティプロモーション活動を推進します。
- ▶ 利根町で育った若者が、社会に出てからも利根町を居住地に選び、暮らし続けられるように、U I J ターンのための住宅情報の提供や住宅購入にかかる助成を行います。
- ▶ 利根町に住む若者が出会いの機会に困ることなく、結婚することができるよう出会いや結婚に向けた支援を行います。

3 具体的な施策・事業

(1) シティプロモーションの推進

重要業績評価指標 (KPI)		
項目	実績 (平成 30 年度)	目標 (令和 6 年度)
町公式Instagramフォロワー数	800 人	⇒ 2,000 人
とね元気塾ワークショップ参加者数	190 人	⇒ 300 人
「利根町やその周辺の歴史講座」受講者数	55 人	⇒ 80 人

① 地域資源を活用した情報発信とブランドイメージの形成

積極的なシティプロモーション活動により、地域資源や町の魅力を効果的に発信し、利根町の認知度向上とブランドイメージの形成を図るとともに、利根町民が郷土に誇りと愛着を持ち、いつまでも住み続けたいと思う町を目指します。

● 具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
シティプロモーション事業 （まち未来創造課）	SNS等による情報発信やフィルムコミッション業務の推進など、様々な手法を活用して、町の魅力度・認知度の向上を目指すとともに、インナープロモーションによる町民のシビックプライドを醸成するための効果的なシティプロモーション活動を推進
「利根町地域資源」登録事業 （まち未来創造課）	町の様々な特徴あるものを「利根町地域資源」として登録・データベース化し、町の認知度向上のため効果的に情報発信
PRビデオ作製事業 （まち未来創造課）	豊かな自然や観光資源など、町の魅力を紹介するPR動画を作成し、町公式SNS等を活用し町内外へ情報発信
広報レポーター募集事業 （総務課）	広報レポーターを募集し、レポーターが発見した町の新たな魅力を広報紙や町公式ホームページ等で発信

② 利根町元気プロジェクト！の推進

町民が元気になって、町への誇りと愛着心が深められるよう「利根町元気プロジェクト！」を推進し、核となる取り組みとして「とね元気塾」を実施し、多世代が気軽に参加・交流できるワークショップ等の開催を通して町内外から参加者を募ることで、関係人口の増加と町の認知度向上を目指します。

● 具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
とね元気塾事業 （まち未来創造課）	「利根の桜の花みこし」や「水の日イベント」など、町の地域資源や観光資源をテーマとしたワークショップやイベントを開催

③ 利根を楽しんでもらうコンテンツの拡充

利根町に住んでいる人、訪れる人が楽しんでもらえるよう、納涼花火大会をはじめ、文化・スポーツ等のイベントを開催し、住民同士の交流や関係人口の増加を図ります。

● 具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
観光事業 （まち未来創造課・利根町観光協会）	町内外からの集客が見込まれる納涼花火大会の実施にあたっての開催・運営にかかる費用や観光パンフレット作成費の補助
利根町やその周辺の歴史講座事業 （生涯学習課）	利根町にゆかりのある歴史、またその周辺の歴史についての講座を開催
文化・スポーツイベント事業 （生涯学習課）	町内外から人が集まり、交流できる機会として文化・スポーツイベントを開催 【主なイベント】 文化祭・町民運動会・駅伝大会・秋のコンサート 音のまち TONE ふれあいコンサート ウォーキング大会・ファッションショー 子どもスポーツ教室

(2) 移住・定住の促進

重要業績評価指標（KPI）

項目	実績 （平成30年度）	目標 （令和6年度）
空き家・空き地登録件数（累計）	111件	⇒ 220件
空き家・空き地成約件数（累計）	58件	⇒ 110件
新築マイホーム取得助成金支給件数	37件	⇒ 47件
移住促進施策を通じた移住者数	30人 （令和2年度）	⇒ 60人

① 空き家・空き地等の有効活用

空き家・空き地バンクへの登録を促進するとともに、町公式ホームページ等を通じて物件を広く紹介し、物件の流動性を高めることにより、良好な住環境の確保を図ります。さらに、空き家バンク利用者に対しては、空き家バンク助成金等の支給や金融機関との提携によるローン金利の優遇を行い、町内への移住、定住を促進します。

また、空き店舗バンクを創設し、町内の空き店舗の利活用を促進し、町内への移住・定住や地域の活性化を図ります。

● 具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
空き家活用促進事業 （生活環境課）	空き家バンクを利用して住宅を購入・賃借した方又は賃貸を目的として空き家を所有する物件所有者に対して、町内建築業者へ依頼してリフォームした場合に費用の2分の1（上限あり）を助成（要件あり） また、空き家バンクを利用して住宅を購入・賃借した子育て世帯に対して、一定額を助成（要件あり）
金融機関との提携による住宅ローン金利優遇事業 （生活環境課）	金融機関と提携し、空き家バンクを通じた住宅取得者への購入費用やリフォーム費用に対するローン金利の優遇策を実施
空き店舗活用促進事業 （まち未来創造課）	空き店舗バンクにより店舗を開設する商業者等に対して、町内建築業者へ依頼して改修等をした場合に費用の2分の1（上限あり）を助成（P.60 再掲）

② 住宅購入の促進

町内に住宅を新築、建て替え又は建売住宅を購入した方に助成金を支給し、町内への移住定住を促進します。さらに、新築マイホーム取得助成制度利用者のうち町外からの転入者や子育て世帯に対しては、上乘せして助成金を支給します。

● 具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
新築マイホーム取得助成事業 （政策企画課）	住宅の新築、建て替え、又は建売住宅の購入により住宅を取得した方に対して助成金を支給するほか、転入世帯及び中学生以下のお子さんと同居する世帯に対しては、上乘せして助成金を支給

③ 利根町 welcome プロジェクトの推進

東京圏で働くテレワーカーを対象としたコワーキングスペースを整備するとともに、利根町における新しいライフスタイルをイメージできるPR動画や移住体験ツアーにより、新たな移住者獲得と新しい働き方による雇用の創出を目指します。

● 具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
利根町 welcome プロジェクト事業 (政策企画課)	公共施設等の空きスペースにコワーキングスペースを整備し、PR動画等による情報発信と移住体験ツアーやテレワークセミナーの開催

④ 大学等卒業生の移住・定住の促進

大学等を卒業し、就職後も利根町に居住する者に対し、奨学金の返還に係る経費の一部を補助することで、特に若い世代の移住・定住の促進を図ります。

● 具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
奨学金返還支援事業 (政策企画課)	大学等を卒業し、就職後も本町に居住する者に対し、奨学金返還に係る経費の一部を補助する。

(3) 若者の出会い・結婚支援

重要業績評価指標（KPI）		
項目	実績 (令和3年度)	目標 (令和6年度)
利根町いばらき出会いサポートセンター入会登録料助成件数	—	⇒ 10件

① 若者の出会いの場の提供

人口減少が進み、若者が都心へ転出する傾向にあるなかで、町に残る若者の出会いの機会が減少することが懸念されることから、独身の男女を対象にした出会いの機会をサポートすることにより、結婚の希望を叶え、定住促進を図ります。

● 具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
出会い創出事業 （まち未来創造課）	いばらき出会いサポートセンターの入会登録料の一部を 助成



働くを応援する“TONE”プロジェクト

1 数値目標

	平成 30 年度		令和 6 年度
農業の法人経営数	3 件	⇒	6 件

2 基本的な方向

- ▶ 効率的・効果的な農業生産が行えるよう、農地の集約化等基盤の整備を推進するとともに、設備投資等にかかる負担の一部を助成し、農業経営者の負担を軽減します。
- ▶ 農作物の付加価値を高めるため、町で生産するお米や野菜等の6次産業化に取り組みます。
- ▶ 町内で、安定的に経営する中小企業の増加に向けた支援を行うとともに、経済の循環、消費の拡大を図るため、町内商店の利用促進に取り組みます。
- ▶ 町内の雇用を創出するため、町内における事務所・企業を紹介する情報や雇用情報を提供します。

3 具体的な施策・事業

(1) 農業の生産・経営基盤の強化

重要業績評価指標 (KPI)			
項目	実績 (平成 30 年度)		目標 (令和 6 年度)
認定農業者数	27 件	⇒	35 件
がんばる農業者応援助成件数	4 件	⇒	4 件
うめえもん認定件数	0 件	⇒	2 件
6次産業商品化件数	1 件	⇒	2 件

① 農地集約・大規模化等の基盤整備

農業の生産性の拡大、経営規模の拡大、担い手の確保等の観点から、農地の大区画化を進めます。また、農村地域の道路や水路等の生活環境の改善を行い、営農の環境改善を図ります。

● 具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
土地改良事業 （農業政策課）	農業の生産性の向上，経営規模の拡大を図るため，農地集積に向けた農業基盤の整備
多面的機能支払交付金事業 （農業政策課）	水路，農道等の農業を支える共用の設備を維持管理するための地域の共同による活動費の一部を助成
基盤整備促進費交付事業 （農業政策課）	基盤整備事業実施地区内の担い手への集積の達成度合いに応じ，農家負担を軽減するため促進費を交付

② 近代農業に向けた経済的支援

農業の近代化を図る農家に対して，設備投資等のために金融機関から借り入れた際の利子分を助成し，経済的な負担を軽減します。

● 具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
営農資金借入利子補給事業 （農業政策課）	農家が資本装備の高度化を図るために必要な資金を金融機関から借入する際，その発生する利子に対する助成金を支給

③ 認定農業者・新規就農者への支援

新規作物の開発や栽培方法の開発等に取り組む担い手農家及び新規就農者への経営確立に資する資金などの初期経費に対する費用の一部を助成します。また，規模拡大などを目指す担い手農家で，国の助成事業の申請基準に達しない農家に支援を行います。

●具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
がんばる農業者応援事業 （農業政策課）	3年間の経営計画書を審査し，認定された農業者等に新規作物の開発や栽培方法の改善の取り組み及び生産用の機械，集出荷乾燥調整施設等の導入費用の一部を助成

④ 高付加価値米生産への取組支援

土壌診断に基づく施肥設計により土壌改良剤の施用等を行い，有機栽培や特別栽培，食味値向上等の付加価値をつけ，高品質で高値で売れる米づくりへの取り組みを支援します。

●具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
うめえもん認定事業 （農業政策課）	高付加価値米生産計画書を作成し3年以上取り組むことができる農業者を対象に，土壌改良費及び食味検定審査料の一部を助成。また，基準をクリアした米には，「利根うめえもんどころ認定米」としてパッケージ等でのPR活動を実施

⑤ 農業の6次産業化への取組支援

農業者が生産した町内産農産物を活用した，6次産業化（生産・加工・販売等）への取り組みを支援します。

●具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
6次産業推進事業 （農業政策課）	本町で生産される農産物の付加価値を高めるため，お米や野菜などの町内産農産物を活用した農業の6次産業化に向けた研究・商品開発への支援

⑥ 地場産農作物の販売促進

地場産野菜などの直売ができる場所の提供や町内産特産物の町外へのPR活動の充実を図ります。

●具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
新鮮野菜の直売事業 （農業政策課）	農家が生産した朝どりの新鮮野菜の販売を役場1階イベントホールで毎月第3月曜日（休日の場合は、翌日火曜日）に開催
親子でたんぼ体験事業 （農業政策課）	基幹産業であるお米の販売・PR活動として、田植えから稲刈り、生産・加工までの体験・見学会を実施
地場産業フェスティバル事業 （農業政策課）	農業者・商業者・工業者と消費者の交流を深めるとともに、町の主要農産物である米の消費拡大を図るため、地場産業推進協議会へ開催・運営にかかる費用を補助

(2) 中小企業の活性化

重要業績評価指標（KPI）

項目	実績 （平成30年度）	目標 （令和6年度）
先端設備等導入件数	2件	5件

⇒

① 中小企業の経営支援

中小企業者が負担する信用保証料の一部負担や先端設備導入に対する固定資産税を控除することにより、中小企業者の振興及び活性化を図ります。

●具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
中小企業事業資金信用保証料補助事業 （まち未来創造課）	中小企業の金融負担の軽減を図るため、中小企業が負担する信用保証料の一部を補助
先端設備導入減免事業 （まち未来創造課）	中小企業・小規模事業者が設備投資を通じて、労働生産性の向上可能な先端設備を導入した場合に、固定資産税を計画期間中全額控除（設備基準あり）

（3）町内商店・商店街の活性化

重要業績評価指標（KPI）

項目	実績 （平成30年度）	目標 （令和6年度）
空き店舗成約件数	—	⇒ 5件

① 町内の消費活動の拡大

町内における消費活動を広めるため、町内の商店を対象とした商品券を発行します。

● 具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
町内共通商品券販路拡大事業 （まち未来創造課）	町内の加盟店で利用できる商品券購入金額以上のプレミアム商品券を発行し、消費を喚起

② 地域商業の活性化

空き店舗バンクの創設などにより、町で起業や創業を希望する起業家と空き店舗所有者をつなぐマッチング事業や創業塾の開催等、起業家が出店しやすい創業支援制度やシステムを構築するとともに、人材の発掘や育成を図ります。

●具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
空き店舗活用促進事業 （まち未来創造課）	空き店舗バンクにより店舗を開設する商業者等に対して、町内建築業者へ依頼して改修等をした場合に費用の2分の1（上限あり）を助成
まちなか商店街活性化事業 （まち未来創造課）	起業家への包括的な創業支援のため、空き店舗を活用したチャレンジショップを整備し、一定期間試験的に出店できる場を提供するほか、経営に関する知識が学べる創業塾を開催。また、地域や商店街へ人の流れや賑わいを創出するため、若者会議「とねまち未来ラボ」の活動として、ワークショップイベント等を開催

（4）働く人材の募集活動

重要業績評価指標（KPI）

項目	実績 （平成 30 年度）	目標 （令和 6 年度）
町公式ホームページの「はたらく情報」に関する Web サイト閲覧数	4,653 件 （令和 2 年度）	⇒ 4,885 件

① 雇用情報の発信

町内にある事業所・企業を紹介する情報や、そこでの雇用情報を町公式ホームページを通じて発信し、町の産業の PR や雇用創出につなげます。

●具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
はたらく情報提供事業 （まち未来創造課）	町内企業の PR や就労者を確保するため、町公式ホームページを通じた町の産業や企業、雇用情報の発信

基本目標6

地域で生活を守る“TONE”プロジェクト

1 数値目標

	平成 30 年度	⇒	令和 6 年度
現在の困りごと・不安ごとで「あなた自身の通勤・通学が不便」と回答した住民の割合 【住民アンケート】	25.3%	⇒	23.0%以下

2 基本的な方向

- ▶ 住民の日常生活上の移動手段を確保するため、地域のニーズに合わせた既存公共交通事業の見直し及びモビリティマネジメントに取り組みます。
- ▶ 高齢者や子育て世帯が、地域のなかで見守られながら安心して生活できるよう、自治会や住民団体等の活動を支援し、地域コミュニティの形成・強化を図ります。また、地域における防災体制の確立を支援します。

3 具体的な施策・事業

(1) 地域公共交通手段の充実

重要業績評価指標 (KPI)			
項目	実績 (平成 30 年度)	⇒	目標 (令和 6 年度)
ふれ愛タクシー利用者数	6,362 人 (令和 2 年度)	⇒	7,450 人
福祉バス利用者数	10,052 人	⇒	11,000 人

① 福祉バス・ふれ愛タクシーの充実

民間交通機関の運行ルートや便数には限りがあることから、町民の誰もが、医療機関や商業施設等の日常生活に必要な場所まで容易に移動できるよう、ふれ愛タクシーや福祉バスを運行します。また、高齢者などの交通弱者の利便性を高めるため、利用者ニーズの把握に努め、運行台数、便数やルート等について、必要に応じた見直しを行うなど、サービスの向上を図ります。

●具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
ふれ愛タクシー運行事業 （政策企画課）	デマンド型乗合タクシーとして、細かな移動が可能な「ふれ愛タクシー」の運行を実施
福祉バス運行事業 （保健福祉センター）	町内公共施設や医療機関等への移動手段確保として、町内を循環する「福祉バス」の運行を実施

(2) 地域コミュニティの活性化

重要業績評価指標（KPI）

項目	実績 (平成 30 年度)	目標 (令和 6 年度)
住民協働事業実施件数（累計）	7 件	⇒ 17 件

① 住民活動の支援

住民が主体的に地域課題に取り組む姿勢を醸成するため、住民団体が、公共的な課題の解決もしくは、地域の活性化につながる事業を行う際に、必要な経費の一部を助成します。

●具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
住民協働事業 （政策企画課）	住民が自主的に企画・実施する公益性のある取り組みに対して、事業計画の審査を行った上で必要な経費の一部を助成（3年間まで継続可）

(3) 地域の防災・防犯の充実

重要業績評価指標 (KPI)		
項目	実績 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
町補助金を活用し防災士資格を取得した者を有する地区の割合 (累計)	30.5%	⇒ 100%
補助金交付を受けた自主防災組織数 (累計)	19 地区	⇒ 24 地区

① 自主防災組織の強化

各自治会が組織する自主防災組織について、組織の防災力の一層の向上を目指し、防災士資格取得の支援や防災活動に資する補助金を支給します。

● 具体的事業

事業名 (所管課)	事業内容
防災士育成事業 (防災危機管理課)	地域の防災力向上を図るため、防災への十分な意識と一定の知識・技能を持つ防災士を育成
自主防災組織活性化補助事業 (防災危機管理課)	地域の防災力向上を図るため、各自治会が組織する自主防災組織の防災活動 (防災訓練実施) の支援
マイタイムライン作成講座 事業 (防災危機管理課)	台風の接近等により河川の水位が上昇する際に、自分自身がとる防災行動を時系列にまとめた「マイタイムライン」の作成方法等の講座開催

② 消防団活動の充実

地域の安全安心を守る重要な消防団活動の充実を図るため、一定の優遇措置を実施していただける事業所等の募集を実施します。

●具体的事業

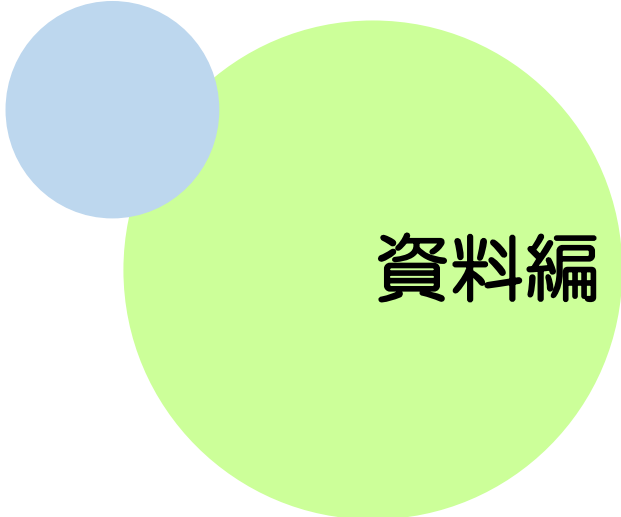
事業名（所管課）	事業内容
消防団応援事業 （防災危機管理課）	町内の店舗等の特典や割引等のサービスを提供する「消防団応援の店」を募集し団員に周知

③ 消費生活相談の充実

高齢化の進展に伴い、高齢者の消費者トラブルの増加が予想されることから、被害にあわないための予防啓発の強化を図ります。

●具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
消費生活相談事業 （まち未来創造課）	消費者トラブルの予防啓発の強化を図るため出前講座の実施や消費生活相談員による窓口相談を開設



資料編

1 第2期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定経過

年	月日	創生本部	推進協議会	町議会全員協議会	その他
令和元年	5月13日 ～ 6月7日				アンケート調査実施
	7月2日	第1回 ・人口ビジョン及び総合戦略の改訂について ・アンケート調査結果			
	7月25日	第2回 ・職員提案採否			
	7月30日		第1回 ・人口ビジョン及び総合戦略の改訂について ・アンケート調査結果		
	9月2・4日	第3回 ・新規提案採否			
	9月12日			第1回 ・人口ビジョン及び総合戦略の改訂について ・アンケート調査結果	
	10月21日	第4回 ・総合戦略（素案）			
	10月24日		第2回 ・総合戦略（素案）		
	11月8日			第2回 ・総合戦略（素案）	

年	月日	創生本部	推進協議会	町議会全員協議会	その他
令和2年	11月18日	第5回 ・人口ビジョン・総合戦略(案)			
	11月28日		第3回 ・人口ビジョン・総合戦略(案)		
	12月12日			第3回 ・人口ビジョン・総合戦略(案)	
	12月20日 ～ 1月23日				パブリックコメント実施
	2月17日	第6回 ・パブリックコメント結果 ・総合戦略(案)			
	2月27日		第4回 ・パブリックコメント結果 ・総合戦略(案)		
	3月18日			第4回 ・パブリックコメント結果 ・総合戦略(案)	
	3月25日	第7回 ・人口ビジョンの決定 ・総合戦略の決定			

※創生本部…利根町まち・ひと・しごと創生本部

※推進協議会…利根町まち・ひと・しごと創生推進協議会

2 利根町まち・ひと・しごと創生本部設置規程

(設置)

第1条 この規程は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定に基づき、利根町人口ビジョン及び利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」と総称する。）を策定し、本町の急激な少子高齢化の進展に的確に対応するとともに、将来にわたって活力ある地域を維持していくための施策を全庁的に推進するため、利根町まち・ひと・しごと創生本部（以下「創生本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 創生本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合戦略の策定及び推進に関すること。
- (2) 総合戦略の効果検証及び改定に関すること。

(組織)

第3条 創生本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長には町長をもって充て、創生本部を総理し、創生本部を代表する。

3 副本部長には教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部員は、利根町庁議規程（平成18年利根町訓令第7号）第2条第1項第3号に規定する者をもって充てる。

(会議)

第4条 創生本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 議長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(調査部会)

第5条 創生本部に特定の事項に関する調査研究のため、必要に応じ調査部会を置くことができる。

2 調査部会の構成員は、本部長が指名する。

(庶務)

第6条 創生本部の庶務は、政策企画課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、創生本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則 （平成27年6月16日 利根町訓令第5号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 （平成29年9月29日 利根町訓令第9号）

この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

3 利根町まち・ひと・しごと創生推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定に基づき、利根町人口ビジョン及び利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」と総称する。）を町が策定するにあたり、総合戦略の内容、効果検証等に関し、町民や関係団体から幅広く意見を求めるため、利根町まち・ひと・しごと創生推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 総合戦略の内容及び推進に関すること。
- (2) 総合戦略に基づく各種施策の効果検証に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町に関わりのある産業、行政、教育、金融及び労働関係者
 - (2) 町民の代表者
 - (3) その他町長が必要と認める者
- 2 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 前条第1項第1号及び第3号の委員のうち、その役職をもって委員となった者については、その役職を失ったときは、同時に委員の職を失う。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、政策企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則 （平成27年6月16日 利根町告示第16号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この告示の施行に基づき、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年6月30日までとする。

附 則 （平成29年9月29日 利根町告示第52号）

この告示は、平成29年10月1日から施行する。

4 利根町まち・ひと・しごと創生推進協議会委員名簿

	氏 名	所 属
会 長	本 橋 康 夫	利根町振興計画審議会（5次総合振興計画計画策定時）会長
副会長	市 川 英 夫	利根町区長会
	中 田 洋	水郷つくば農業協同組合わかくさ支店長（令和2年1月末まで）
	関 口 憲 人	水郷つくば農業協同組合わかくさ支店長（令和2年2月から）
	新 井 邦 弘	利根町商工会会長
	松 尾 掌	いばらきコープ生活協同組合総合企画室長
	大曾根 理枝子	茨城県政策企画部計画推進課副参事
	山 本 幸 子	筑波大学システム情報系社会工学域准教授
	上 原 章 夫	日本ウェルネススポーツ大学事務局長
	仲 田 義 弘	利根町校長会会長
	伊 藤 昭 彦	常陽銀行利根支店長
	松 岡 幸 孝	筑波銀行取手支店長
	森 谷 武 治	水戸信用金庫布佐支店長
	木 村 武 浩	龍ヶ崎公共職業安定所所長
	蓮 沼 均	利根町社会福祉協議会事務局長
	花 嶋 洋 子	利根町PTA連絡協議会利根中学校PTA副会長
	羽 生 丈 夫	利根大和幼稚園園長
	大 竹 幸 子	文間保育園園長
	小 針 美 夏	町民代表（公募）
	時 重 秀	町民代表（公募）
	古 谷 壽 辰	町民代表（公募）

敬称略

5 住民アンケート実施結果概要

1. 実施概要

調査対象：利根町在住の16歳以上75歳未満の住民2,000名

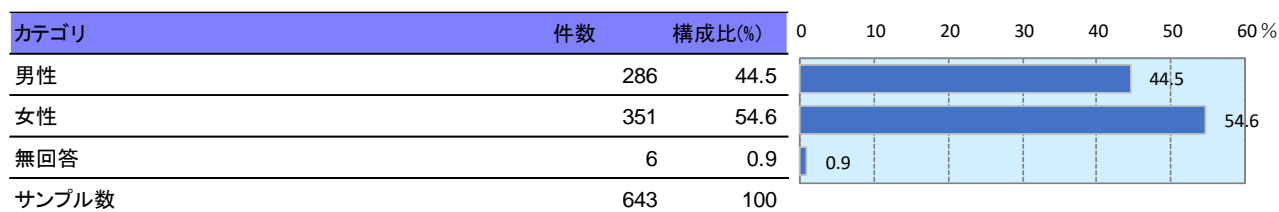
調査方法：郵送配布・郵送回収

調査期間：令和元年5月13日～6月7日

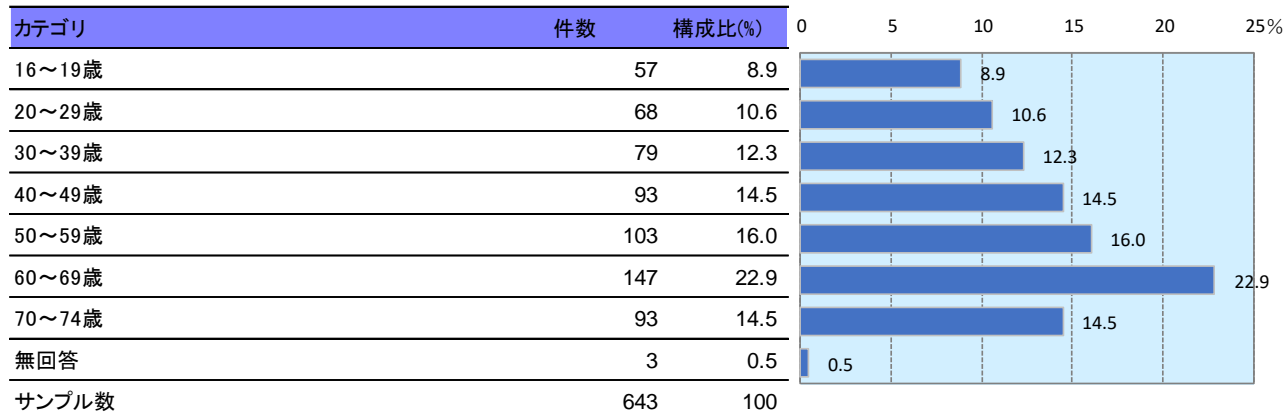
回収結果：643件/2,000件（回収率32.15%）

2. 結果概要

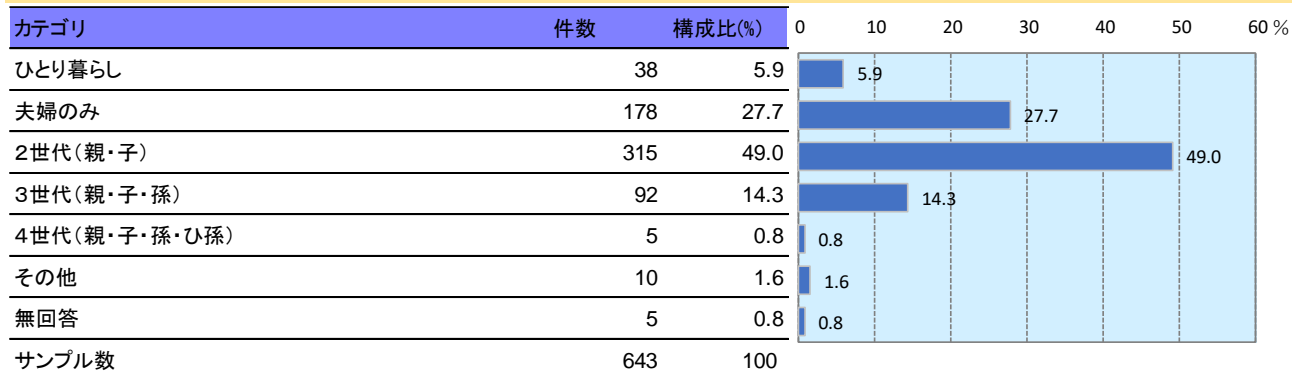
問1 性別（○は1つ）



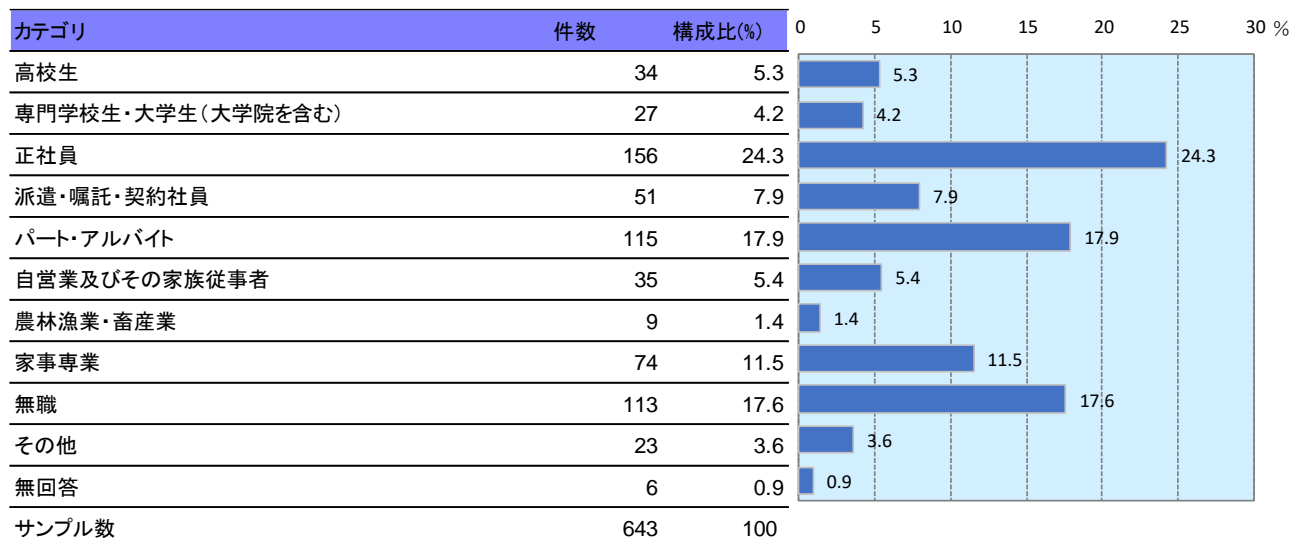
問2 年齢（○は1つ）



問3 現在一緒に住んでいる家族（○は1つ）

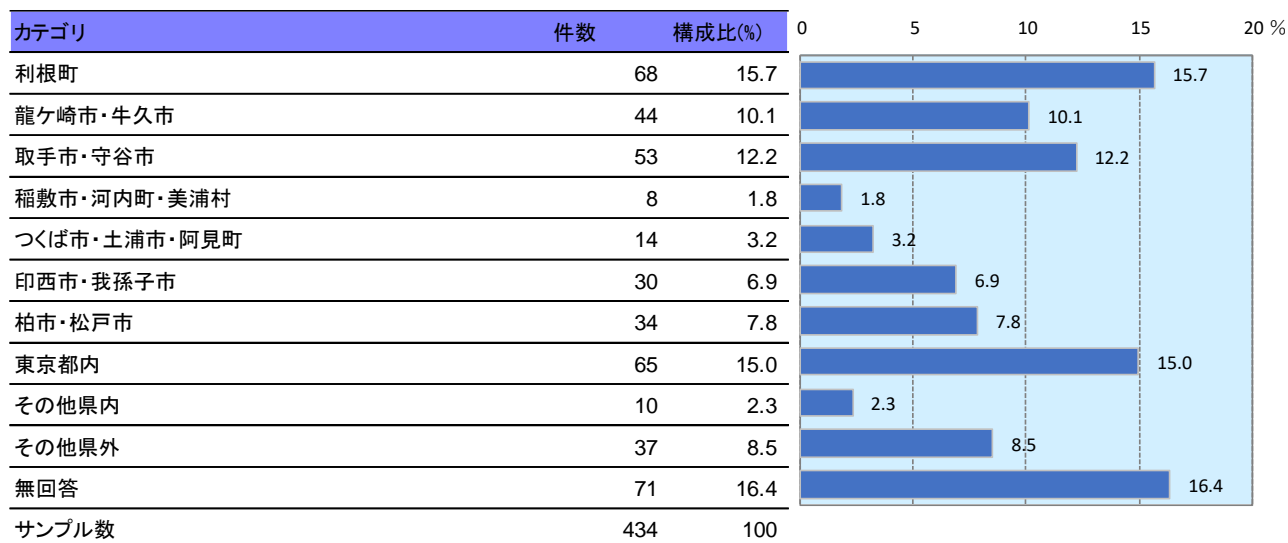


問4 現在の職業（○は1つ）

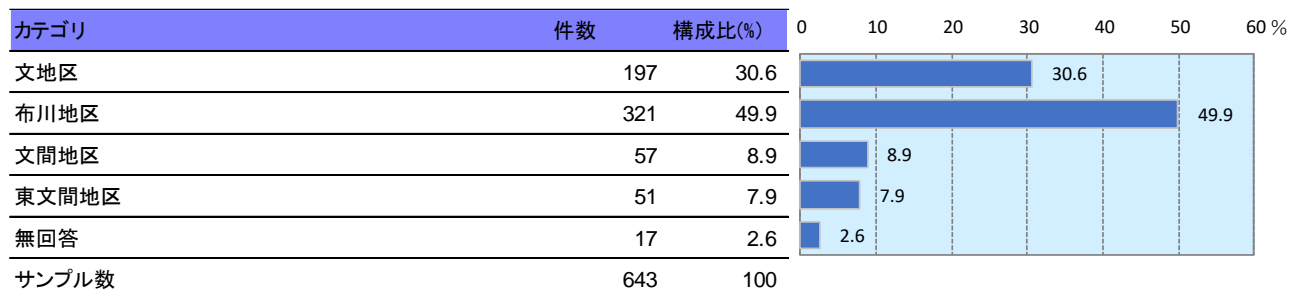


問4で「高校生」から「農林漁業・畜産業」を選んだ方

問5 通勤・通学先（○は1つ）



問6 お住まいの地区（○は1つ）



問7 あなたの利根町の居住歴（○は1つ）

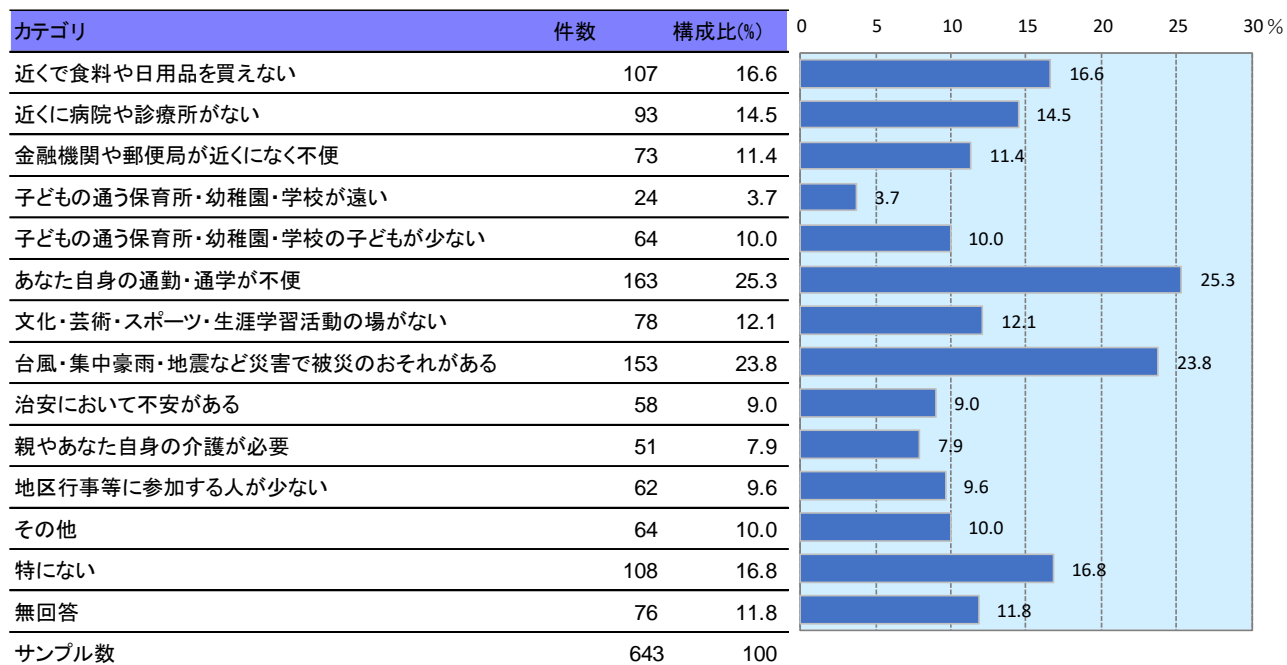


問7で「結婚を機に引っ越してきた」から「その他」を選んだ方

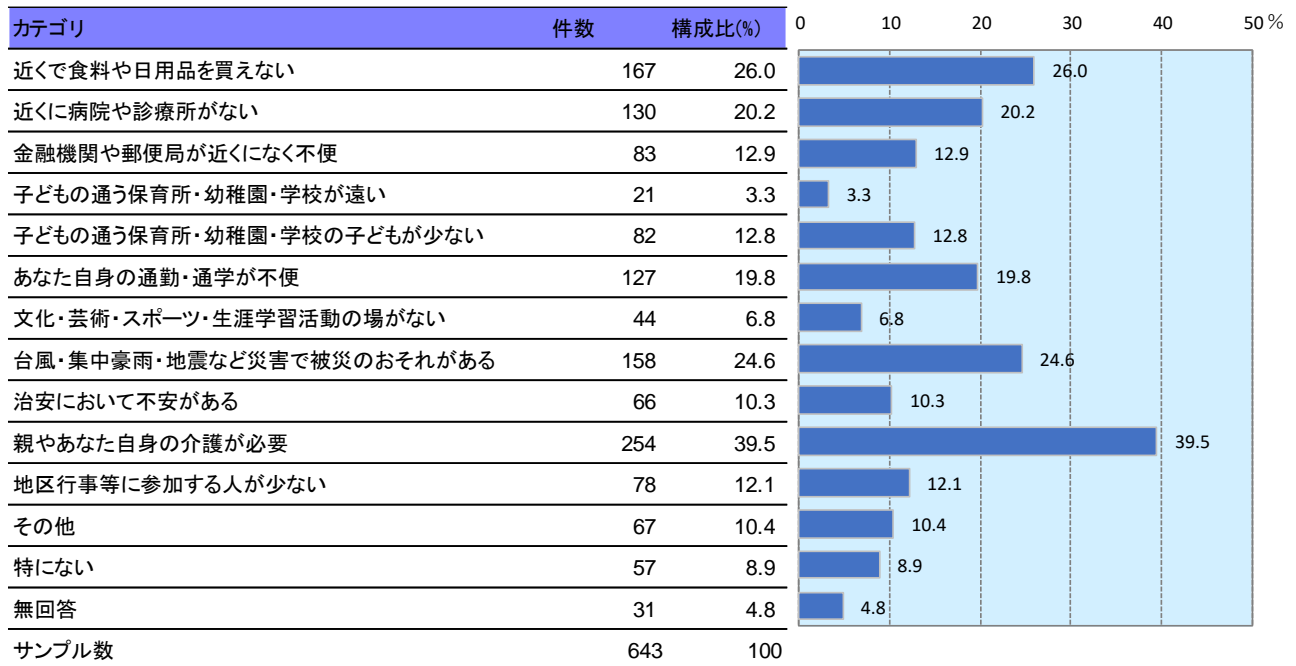
問7-1 通算居住歴



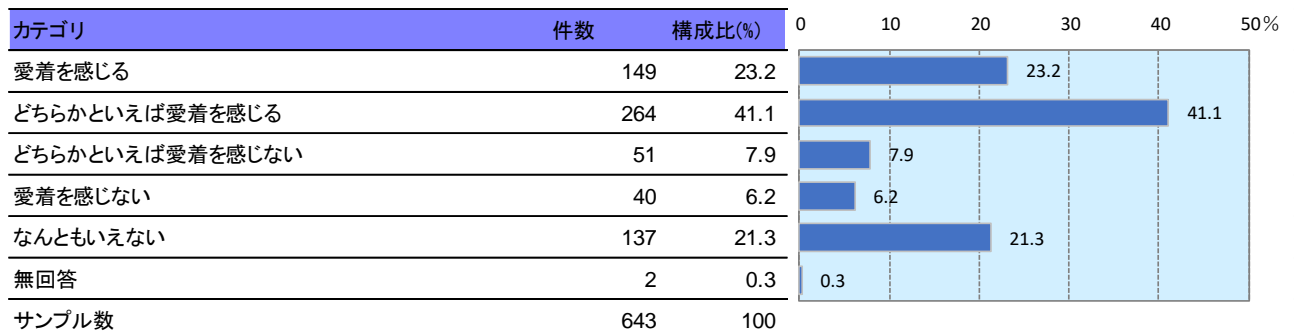
問8① あなたが利根町で生活する上で、現在、お困りのことや不安なこと（特に当てはまるもの3つまで○）



問8② 10年後の生活を考えたとき不安なこと（特に当てはまるもの3つまで○）

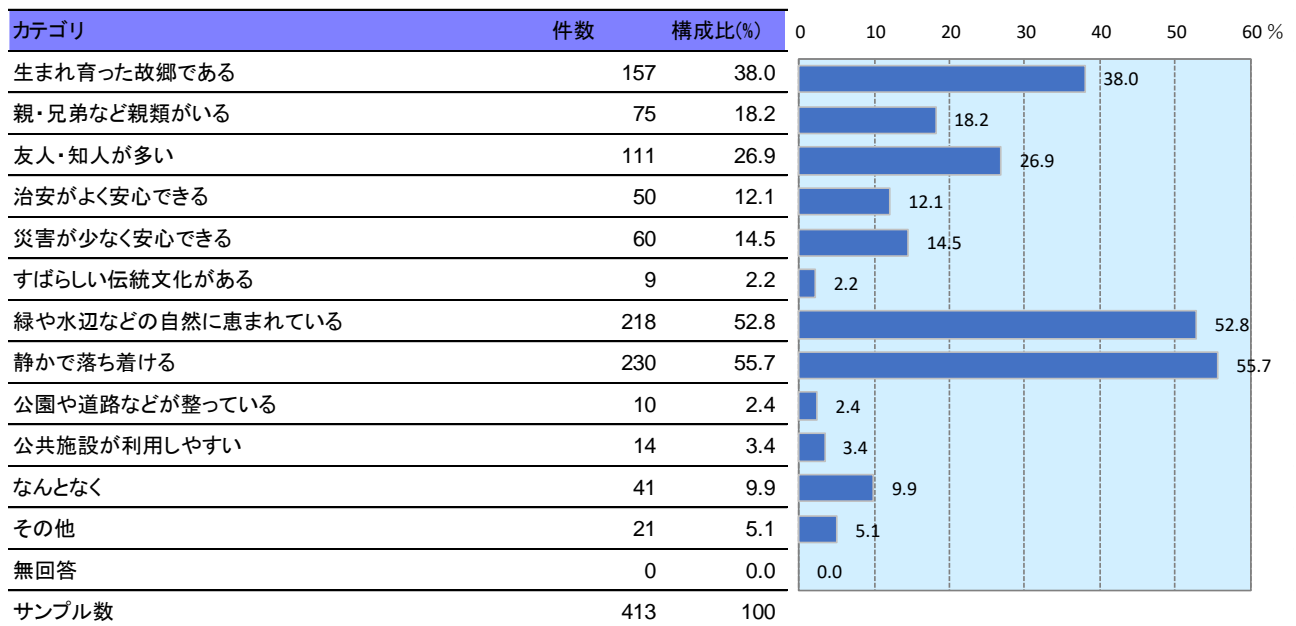


問9(1) 利根町への愛着（○は1つ）



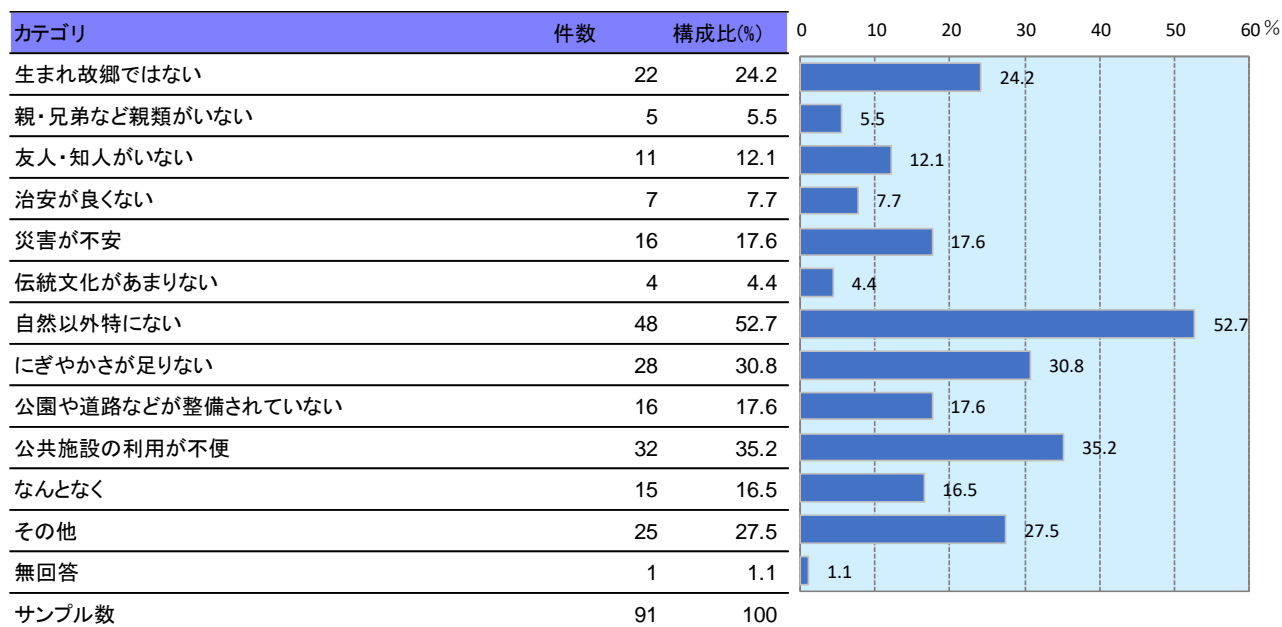
問9(1)で「愛着を感じる」又は「どちらかといえば愛着を感じる」を選んだ方

問9(2) 愛着を感じる理由（○は3つ）

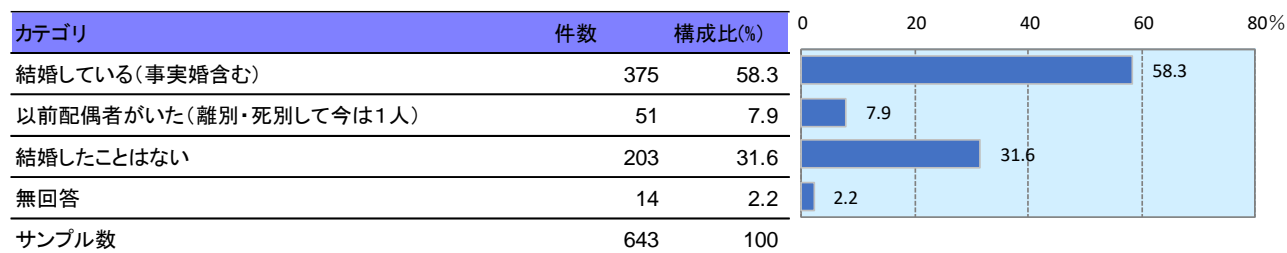


問9(1)で「どちらかといえば愛着を感じない」又は「愛着を感じない」を選んだ方

問9(3) 愛着を感じない理由 (○は3つ)

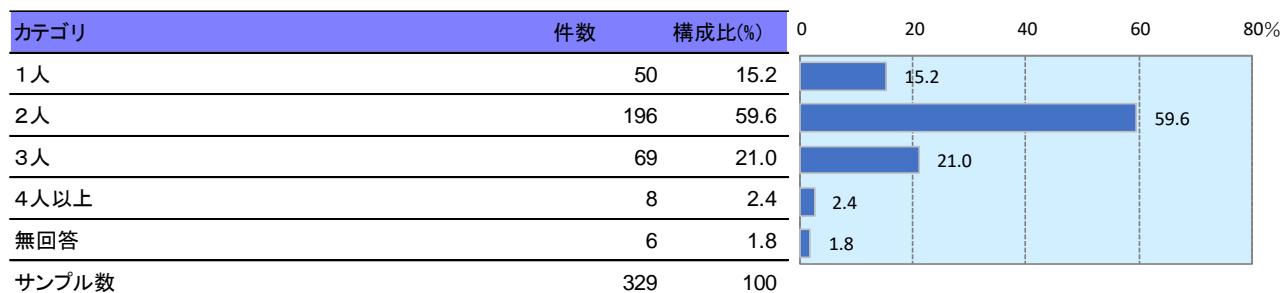
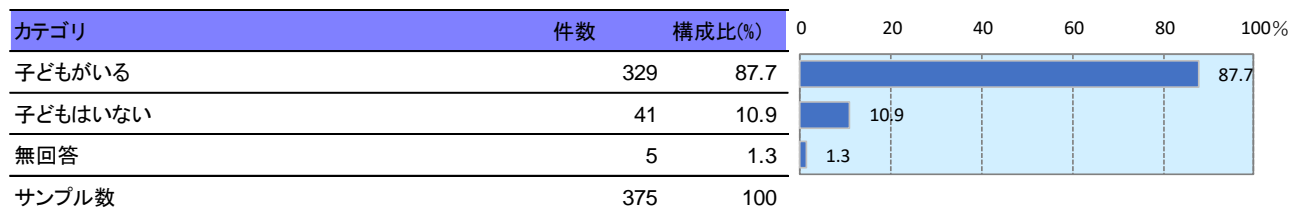


問10 現在の婚姻状況 (○は1つ)



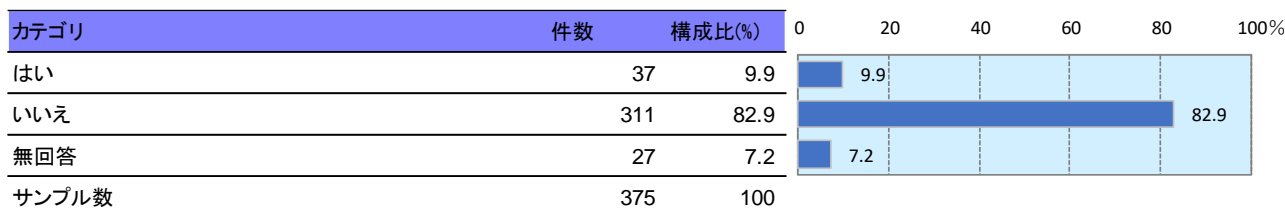
問10で「結婚している(事実婚含む)」を選んだ方

問11 実子の有無と、いる場合は子どもの人数 (○は1つ)



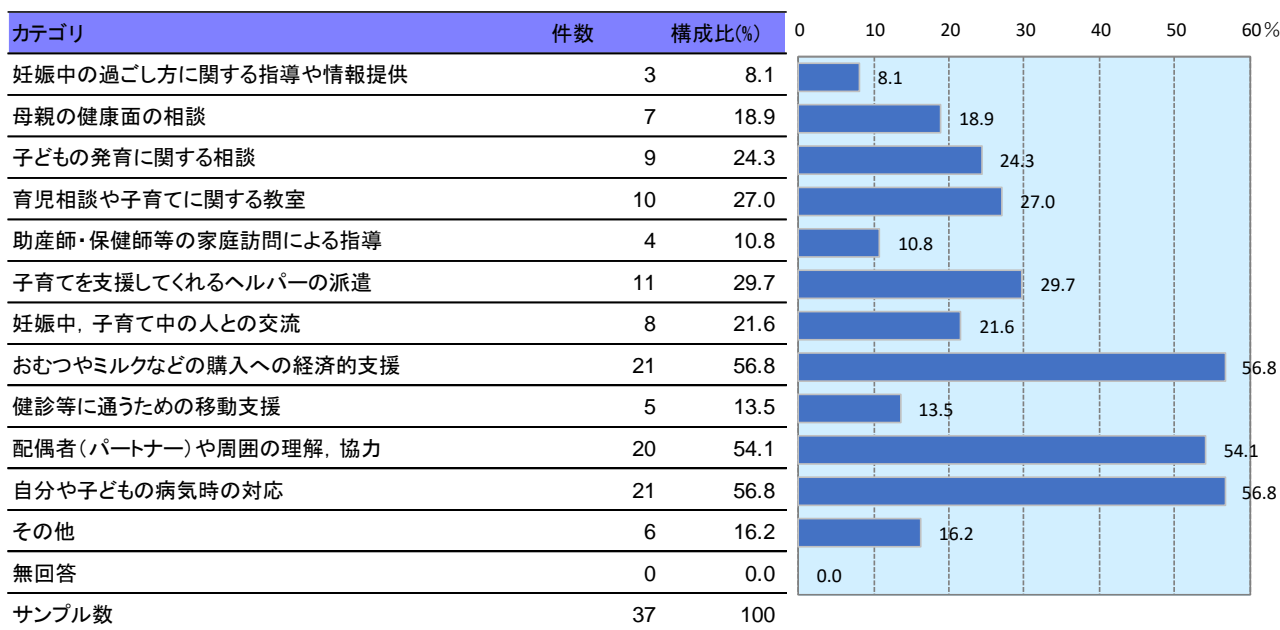
問 10 で「結婚している（事実婚含む）」を選んだ方

問 12 ご夫婦が現在妊娠中，又は出産後5年以内であるかの状況（○は1つ）



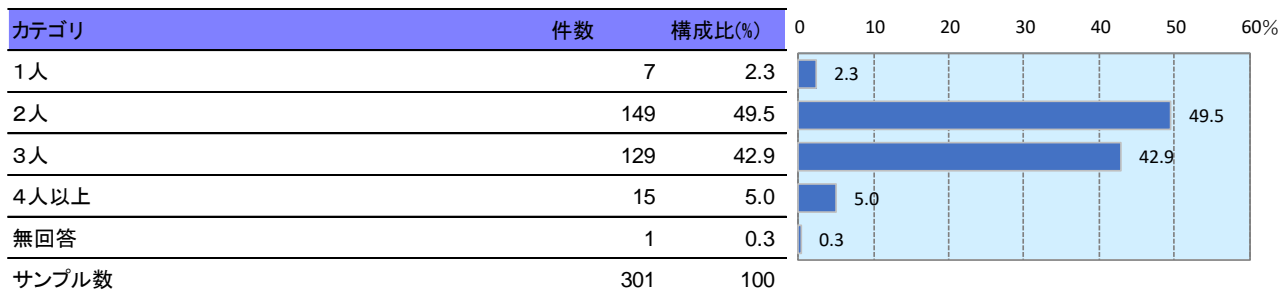
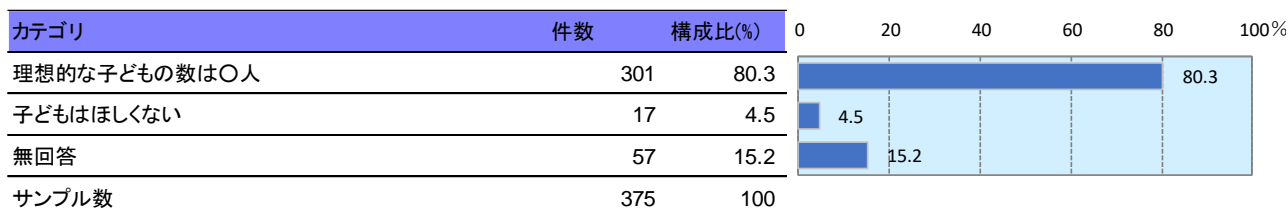
問 12 で「はい」を選んだ方

問 13 妊娠中，出産後に必要だと思う支援（○は5つまで）



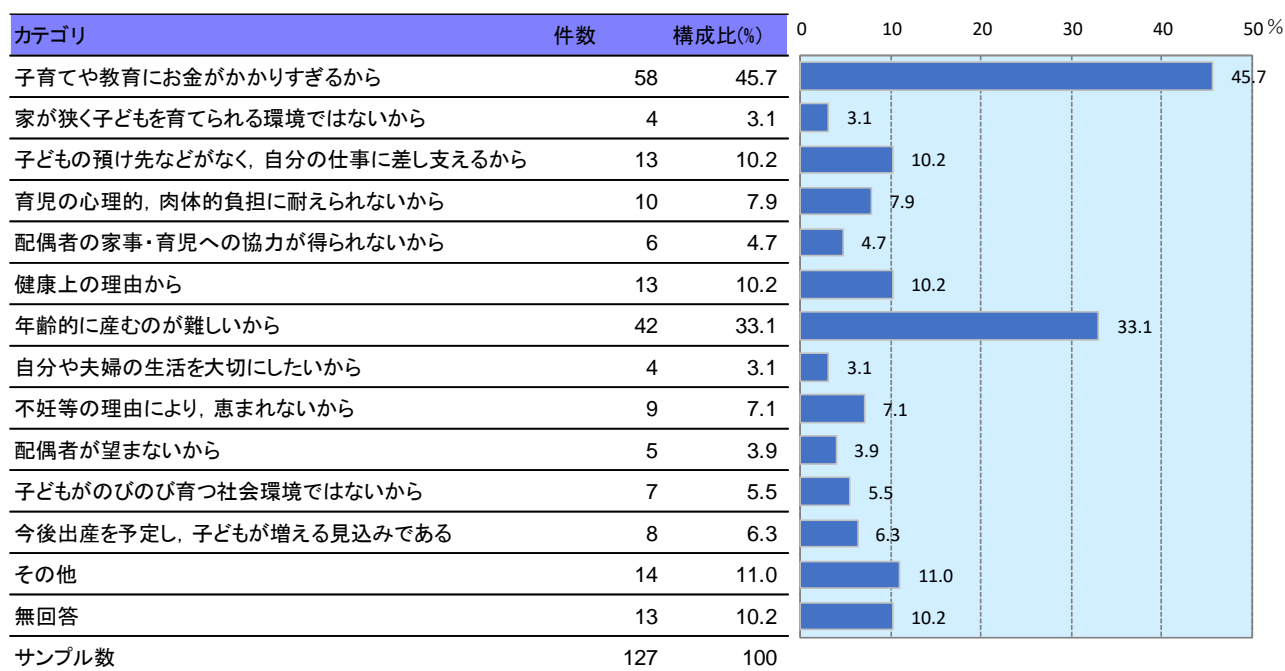
問 10 で「結婚している（事実婚含む）」を選んだ方

問 14(1) ご夫婦にとっての理想的な子どもの人数（○は1つ）



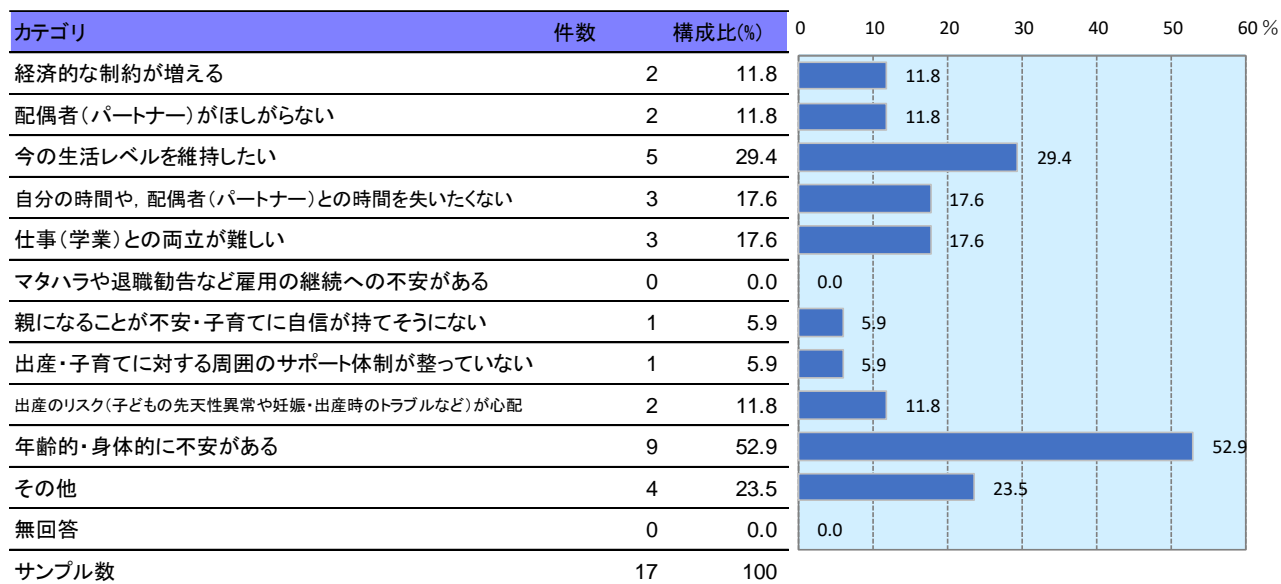
問 14 (1) で、現在の子ども的人数が理想の子ども的人数よりも少ない方

問 14 (2) 現在の子ども的人数が理想とする子ども的人数よりも少ない理由 (あてはまるものすべてに○)



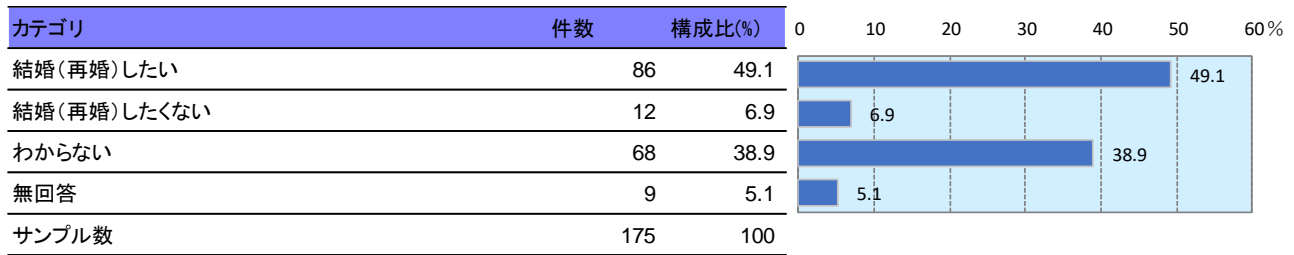
問 14 (1) で、「子どもはほしくない」を選んだ方

問 14 (3) 子どもを持つことを望んでいない理由 (○は3つまで)



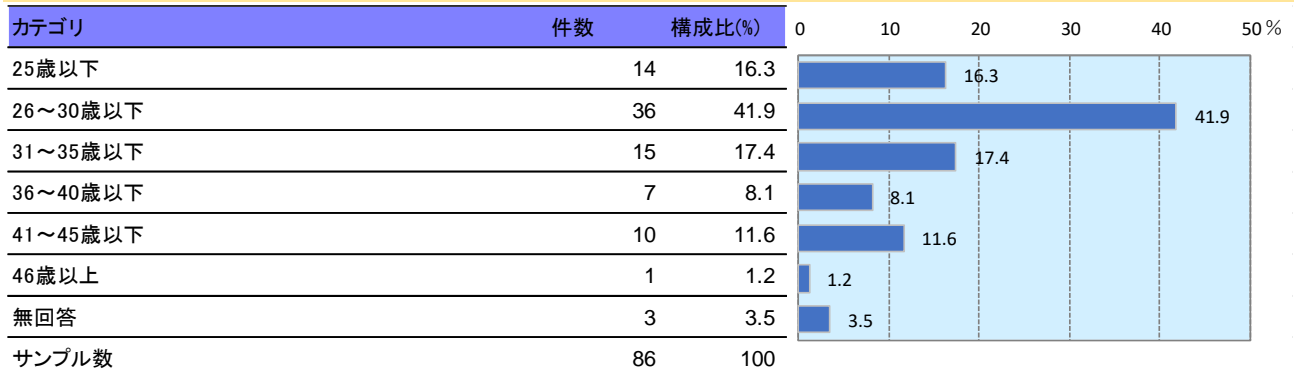
40歳以下で、問10で「以前配偶者がいた」「結婚したことはない」を選んだ方

問15(1) 将来の結婚(再婚)意向(○は1つ)



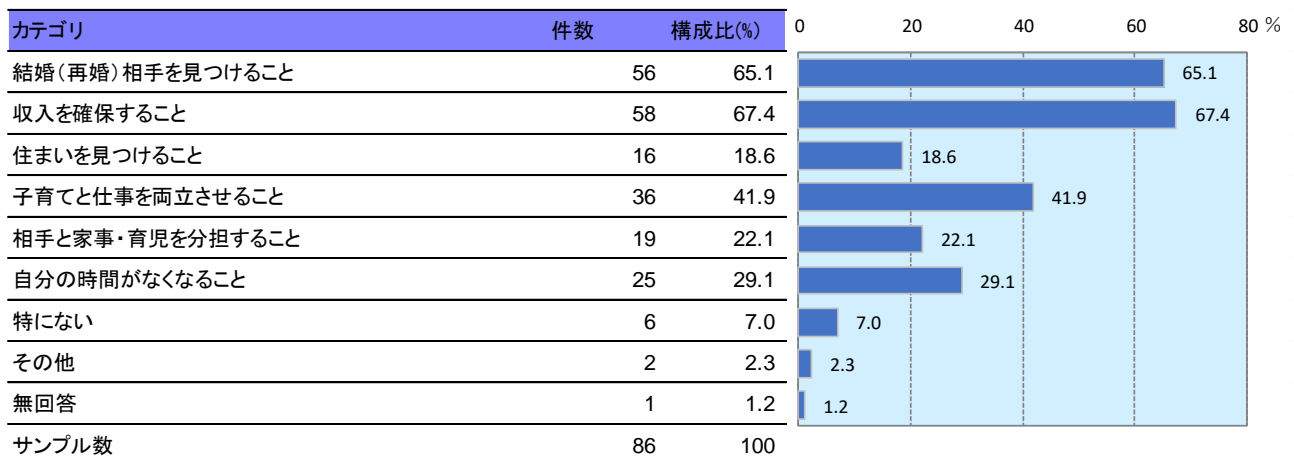
問15(1)で「結婚したい」を選んだ方

問15(2) 何歳までに結婚(再婚)したいかの意向



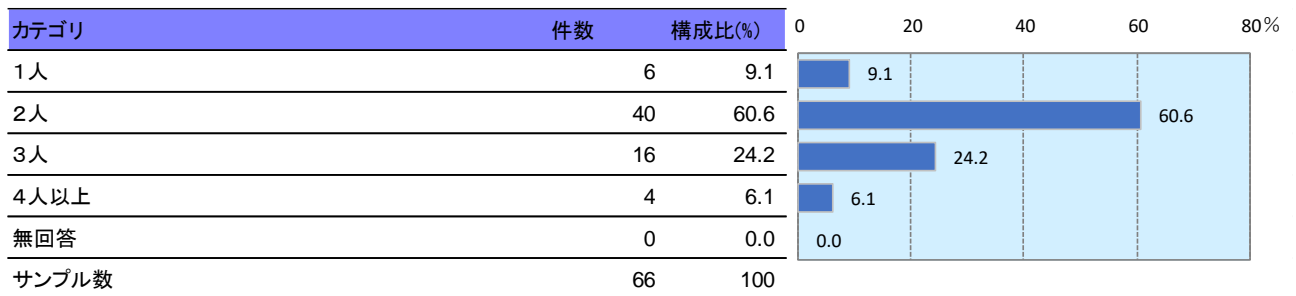
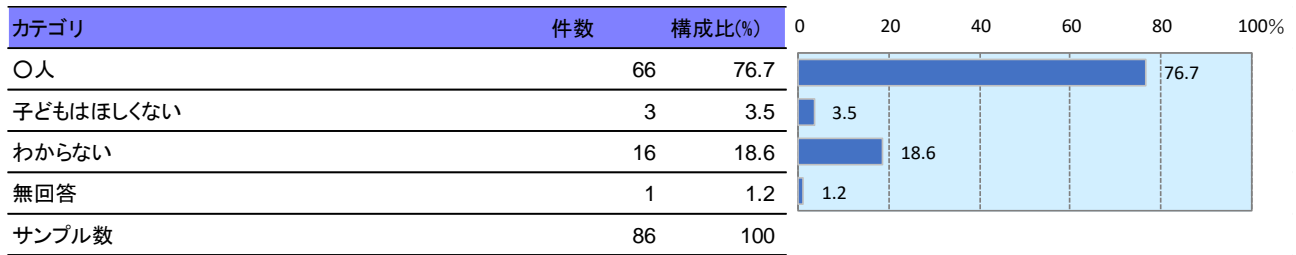
問15(1)で「結婚(再婚)したい」を選んだ方

問15(3) 結婚(再婚)を考えるにあたって、心配や不安に思うこと(あてはまるものすべてに○)



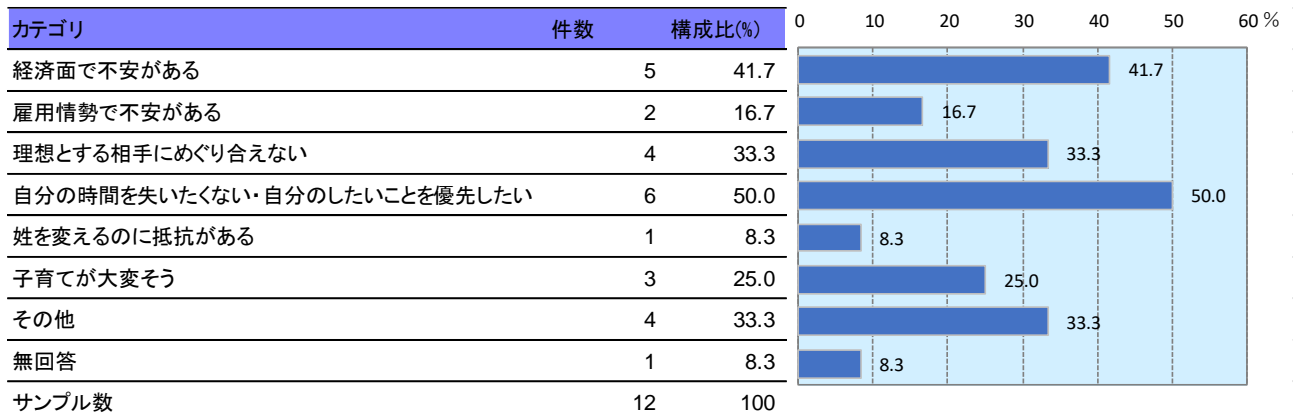
問 15 (1) で「結婚（再婚）したい」を選んだ方

問 15 (4) - 1 将来の子どもを持つことへの意向と子どもの人数（○は1つ）

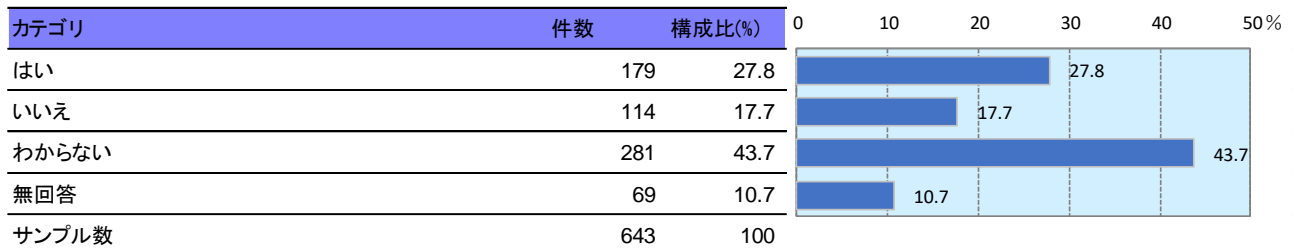


問 15 (1) で「結婚（再婚）したくない」を選んだ方

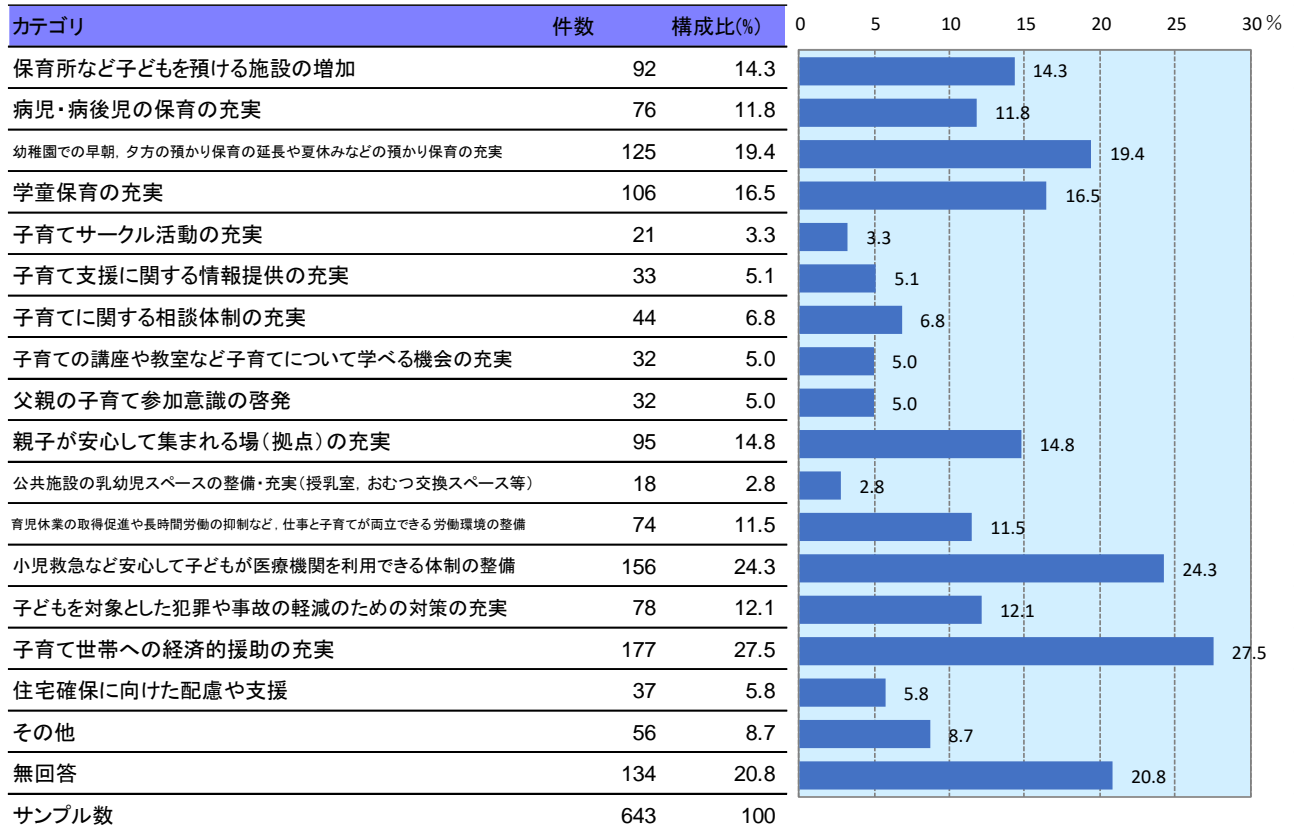
問 15 (5) あなたが結婚（再婚）したくない理由（あてはまるものすべてに○）



問 16 利根町が子育てをするのに良い環境と思うか（○は1つ）

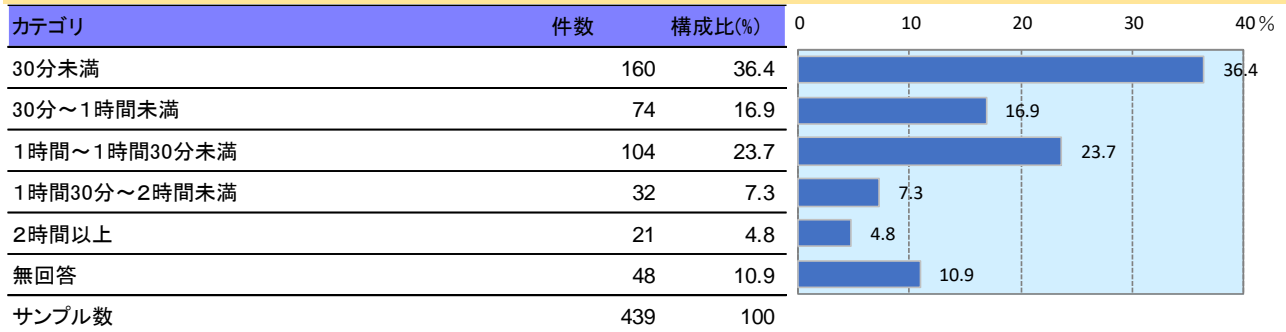


問 17 利根町で必要だと思う子育て支援の取組（○は3つまで）



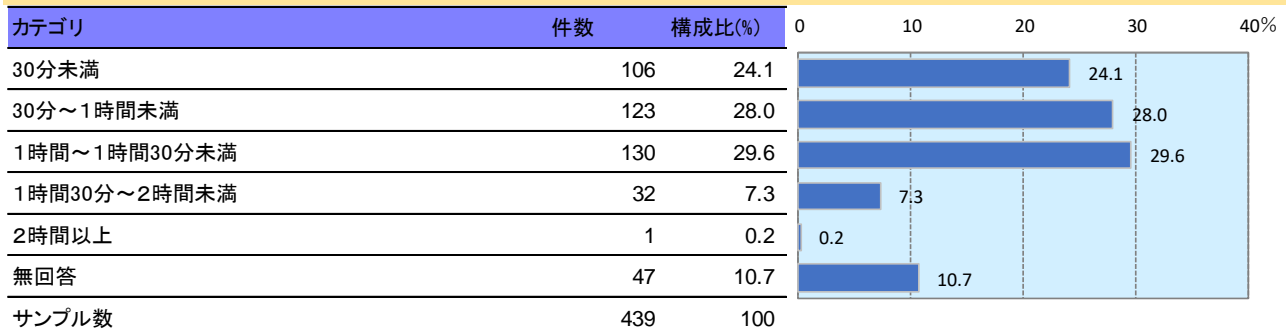
問 4 で「高校生」から「農林漁業・畜産業」までを選んだ方

問 18 通勤・通学に要する平均時間（○は1つ）



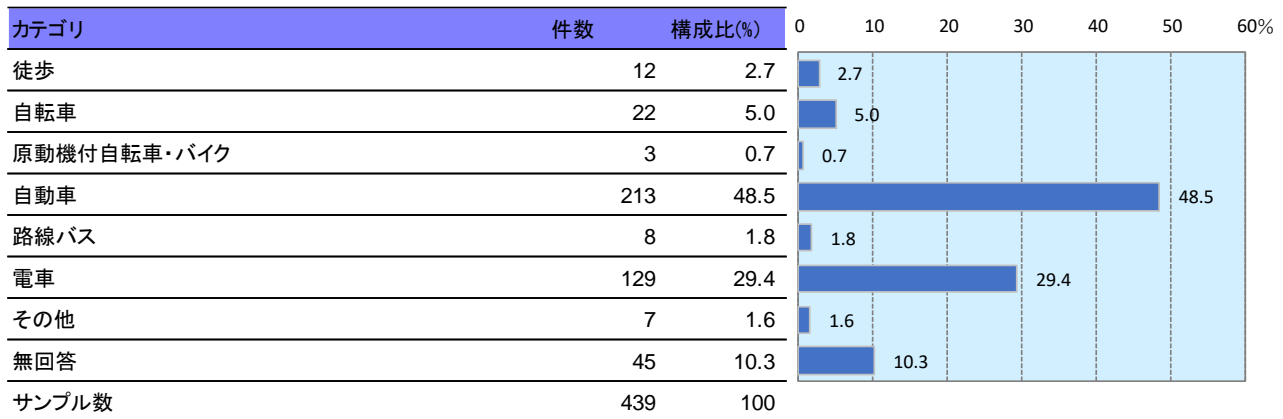
問 4 で「高校生」から「農林漁業・畜産業」までを選んだ方

問 19 通勤・通学に要する時間として許容できる範囲（○は1つ）



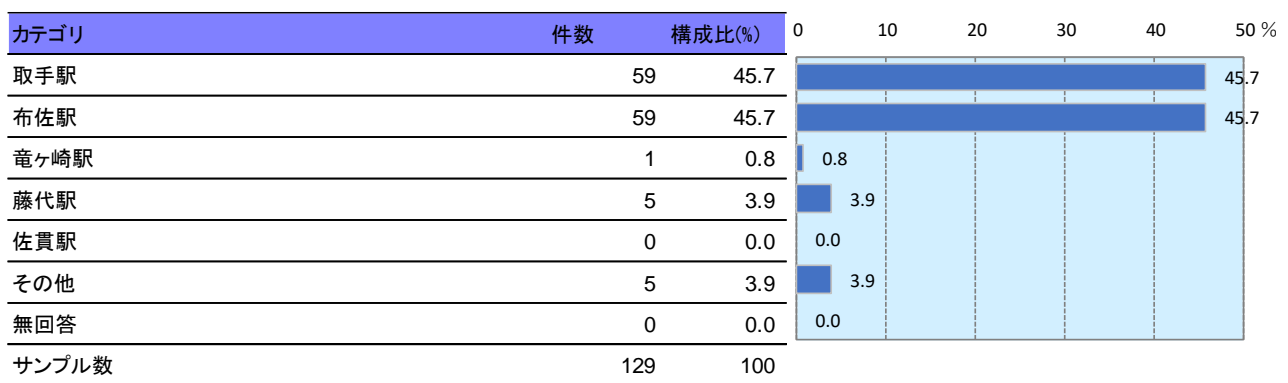
問4で「高校生」から「農林漁業・畜産業」までを選んだ方

問20 通勤・通学する際の主な交通手段（○は1つ）



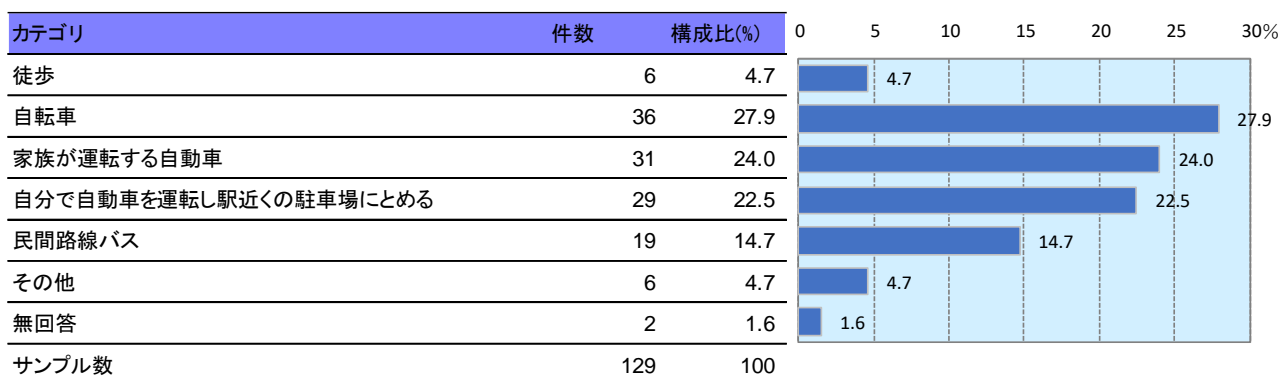
問21で「電車」を選んだ方

問21(1) 主に利用する鉄道の駅（○は1つ）



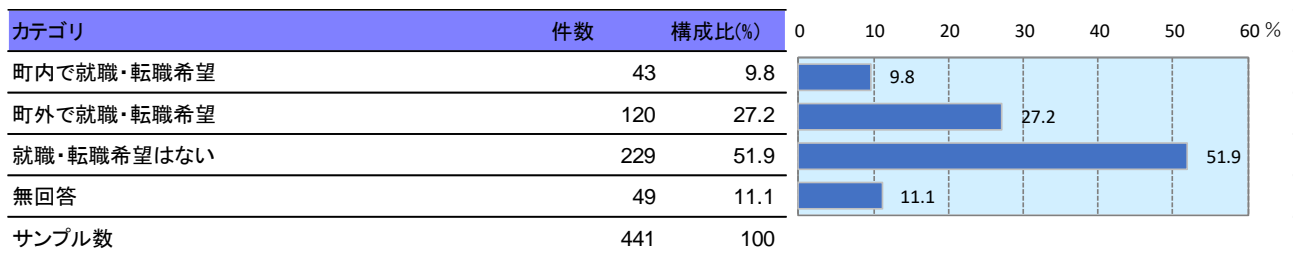
問21で「電車」を選んだ方

問21(2) 問21(1)で回答した駅までの主な交通手段（○は1つ）



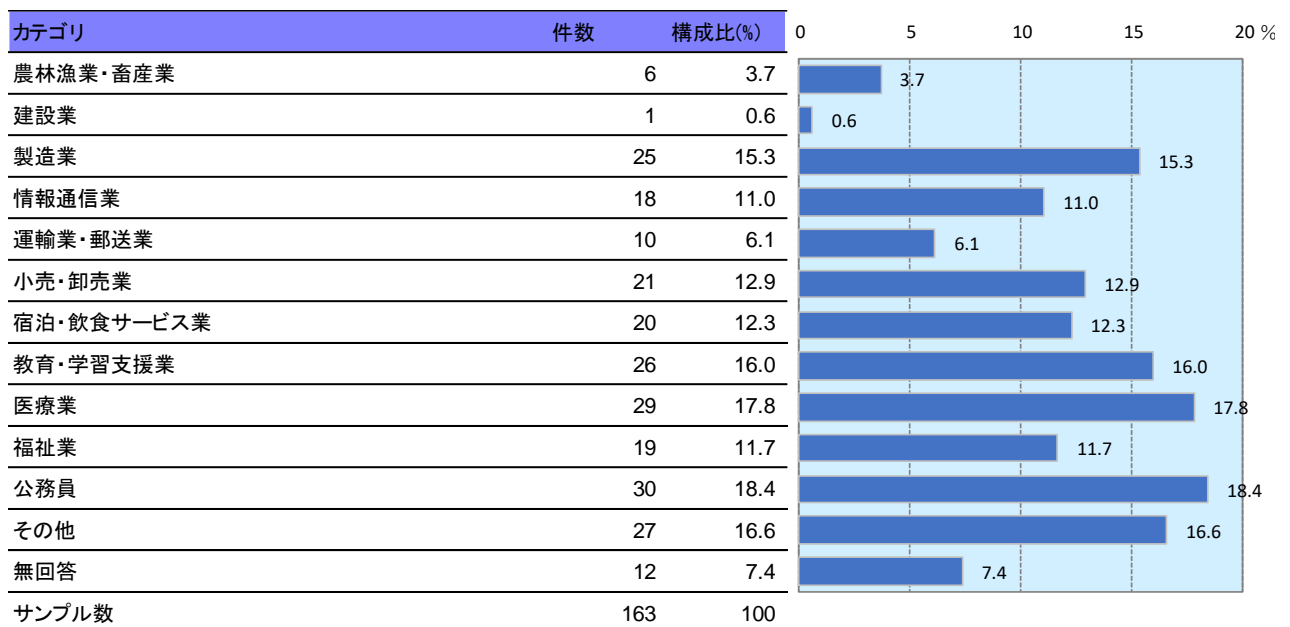
問4で「高校生」から「農林漁業・畜産業」までを選んだ方

問22 今後の就職・転職する予定・希望（○は1つ）

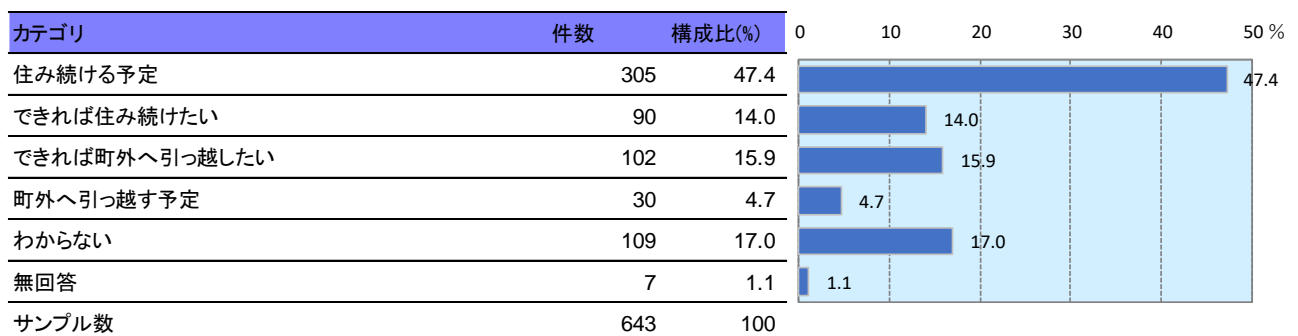


問22で「町内で就職・転職希望」又は「町外で就職・転職希望」を選んだ方

問23 就職・転職するとき希望する仕事の種類（あてはまるものすべてに○）

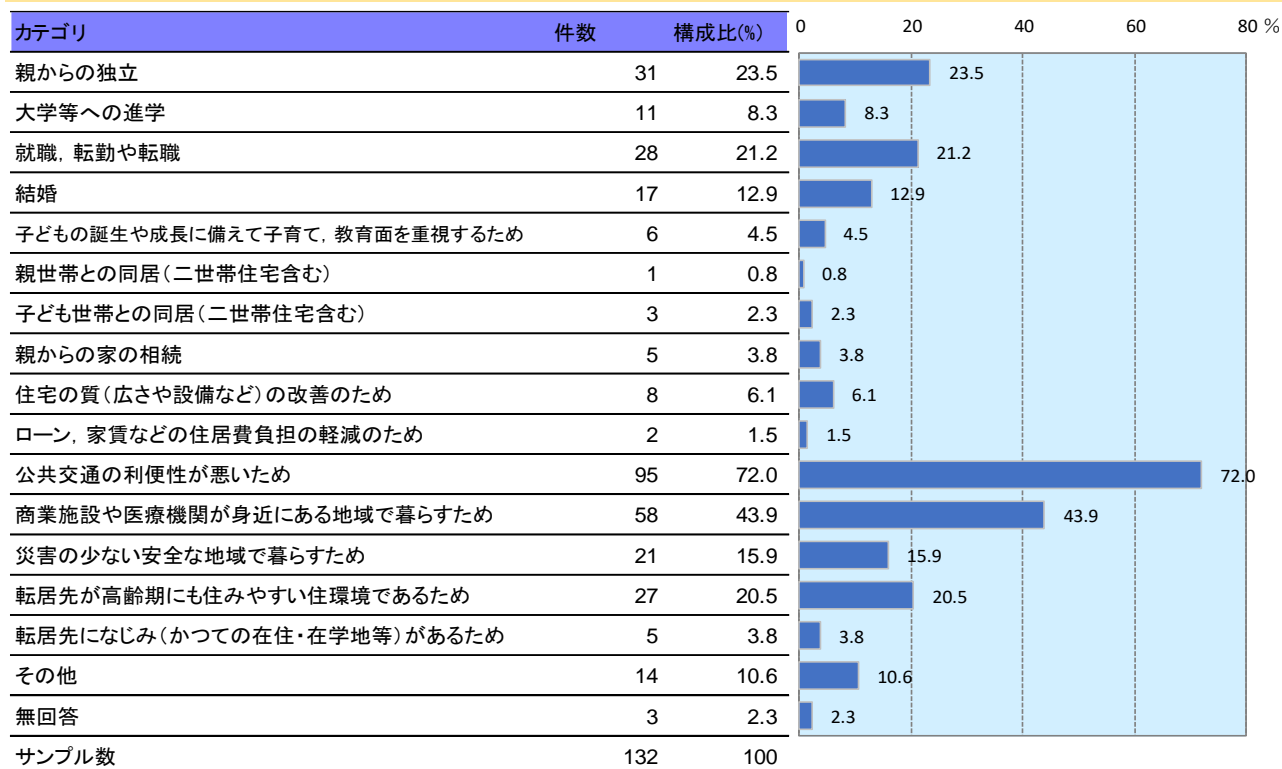


問24 今後利根町に住み続ける意向（○は1つ）



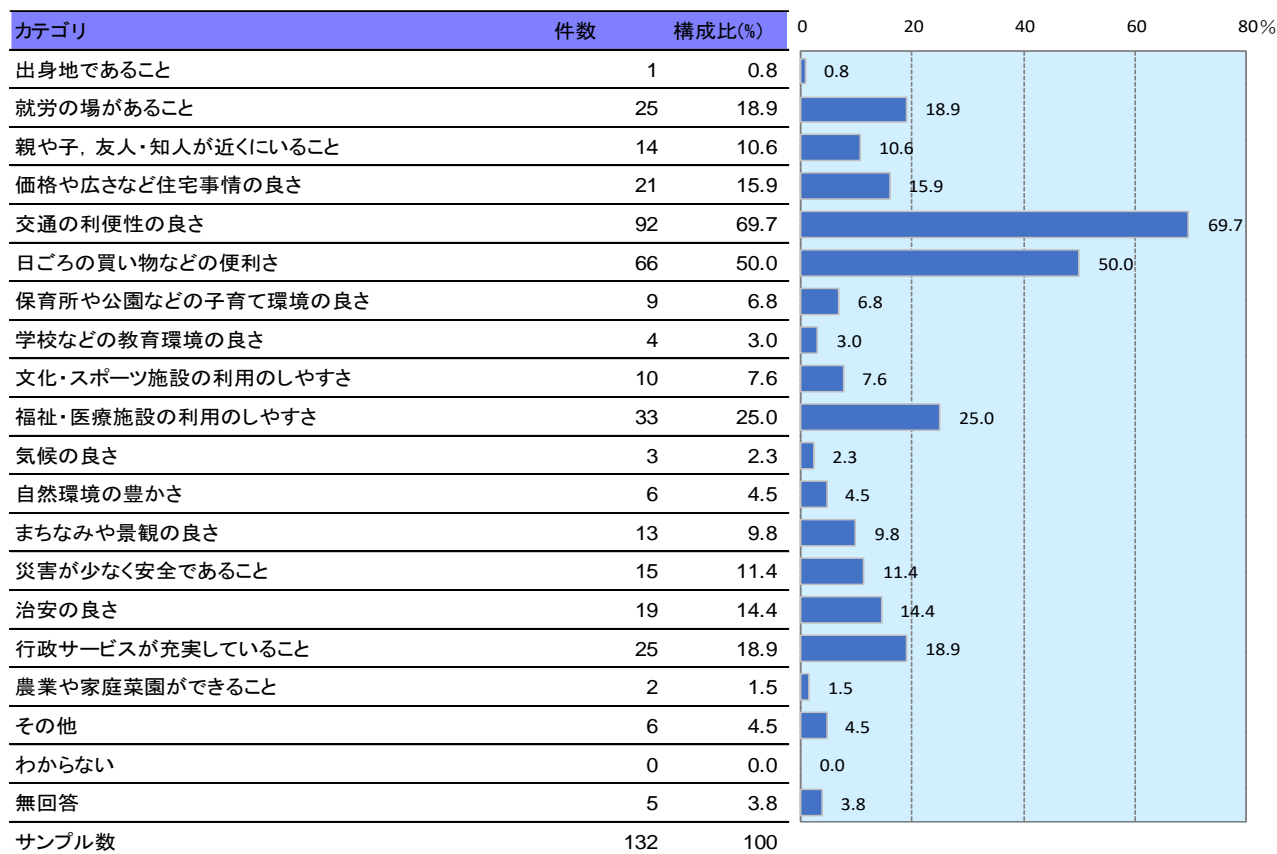
問 24 で「できれば町外へ引っ越したい」又は「町外へ引っ越す予定」を選んだ方

問 25 町外に転出するきっかけとして考えられること（あてはまるものすべてに○）



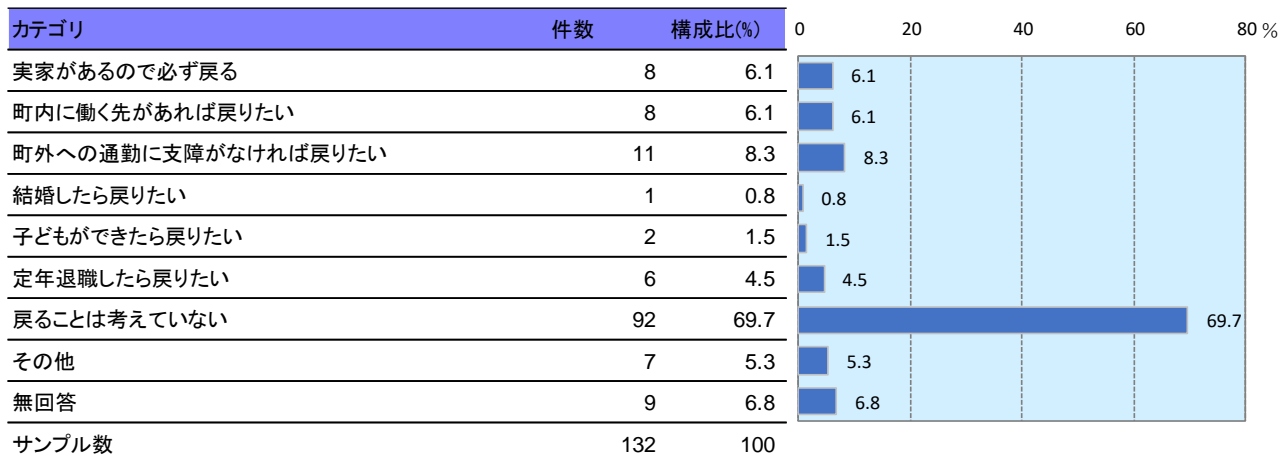
問 24 で「できれば町外へ引っ越したい」又は「町外へ引っ越す予定」を選んだ方

問 26 転居する際に住まいや周囲の環境選びで特に重視すること（○は3つまで）

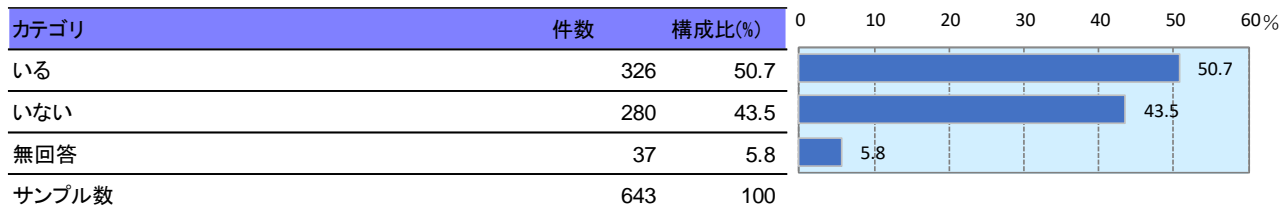


問 24 で「できれば町外へ引っ越したい」又は「町外へ引っ越す予定」を選んだ方

問 27 一度町外へ引っ越した後に、再び利根町に戻って住む可能性（あてはまるものすべてに○）

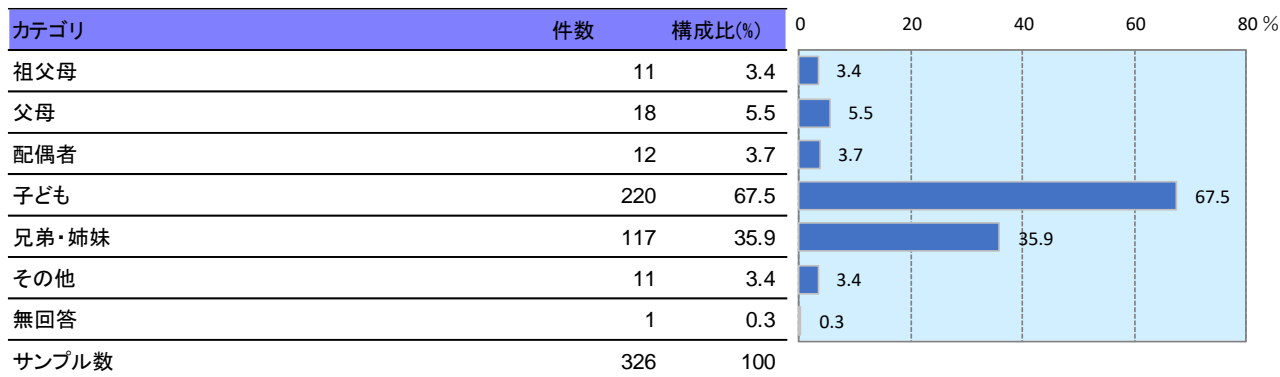


問 28 ご家族の中で、これまで本町で同居していたが町外へ転出された人の有無（○は1つ）



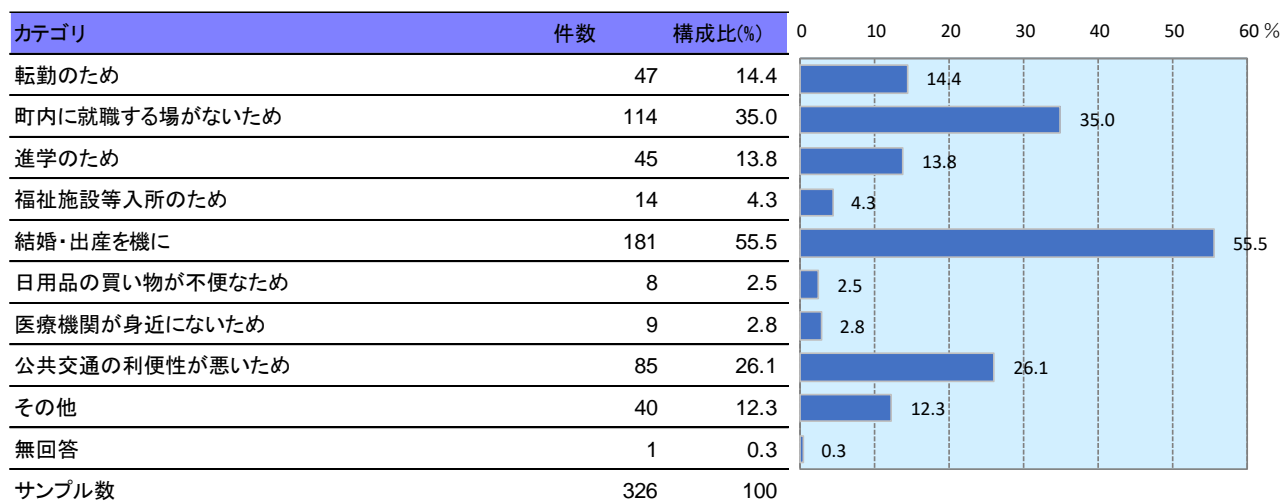
問 28 で「いる」を選んだ方

問 29① ご家族の中で町外に転出された人（選択肢から1つを選択）

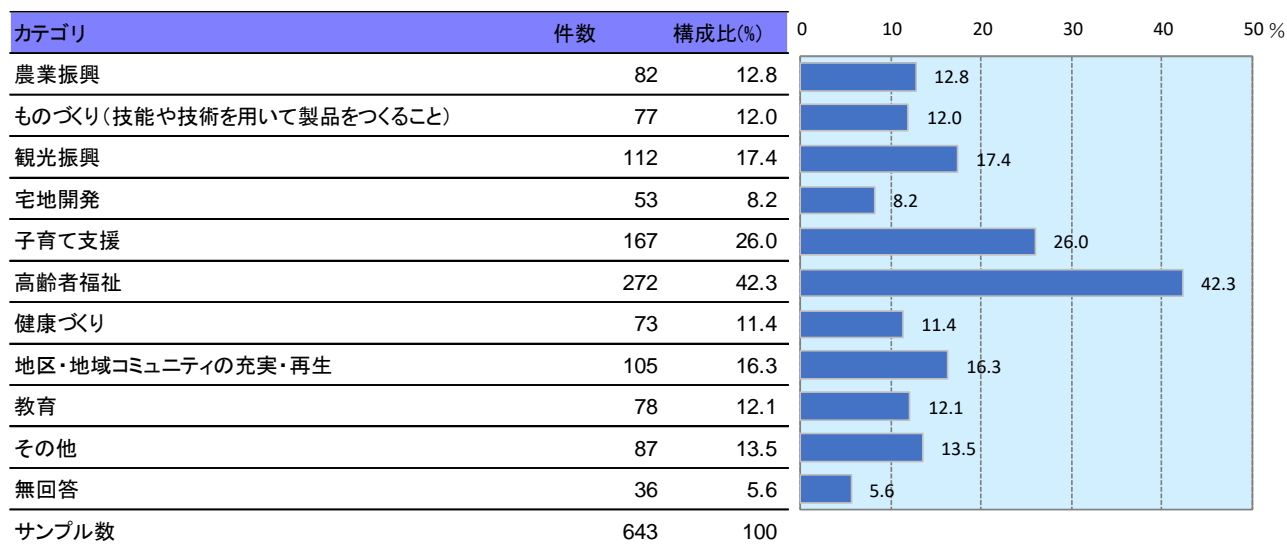


問 28 で「いる」を選んだ方

問 29② 転出した理由（選択肢からあてはまるものを選択）



問 30 これからの利根町のまちづくりで、軸にして取り組むと良いと思いのもの（最も考えが近いもの2つに○）



6 町内小中学校児童生徒・保護者アンケート実施結果概要

1. 実施概要

調査対象：町内の小・中学校に通う小学校3年以上の児童生徒及び小学校1年生から中学校3年生までの児童生徒の保護者

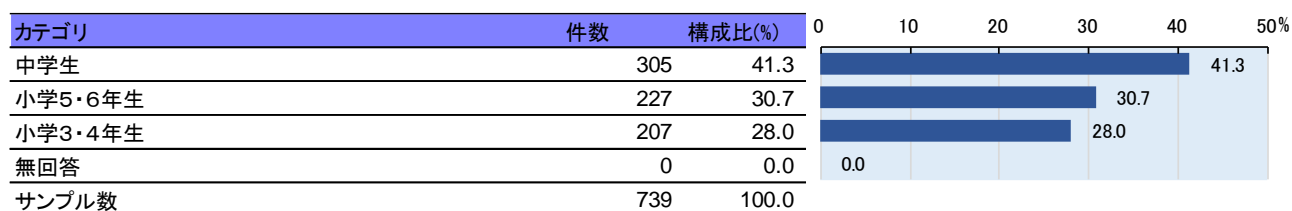
調査方法：学校を通じた配布・回収

調査期間：令和元年5月28日～6月7日

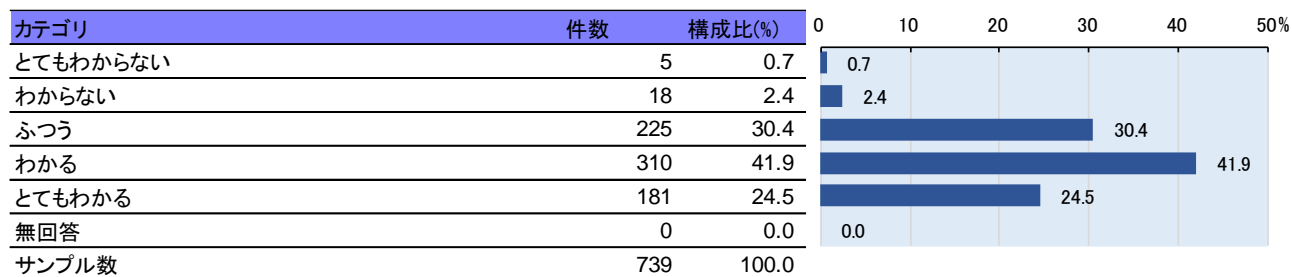
回収結果：児童生徒 739 件，保護者 544 件

2. 児童生徒調査結果概要

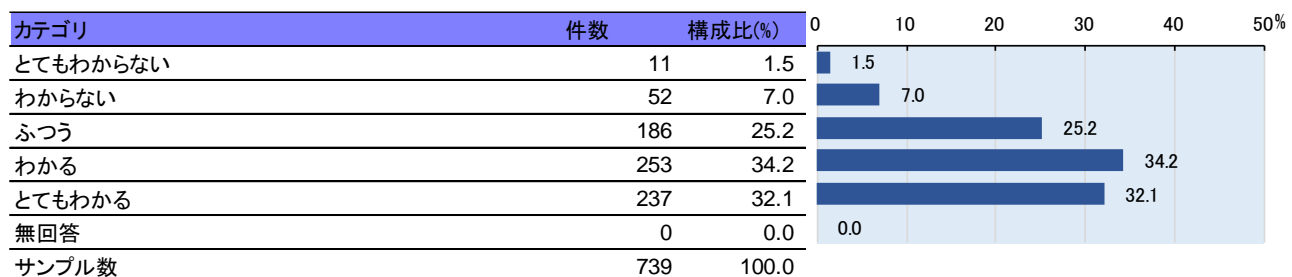
学年区分



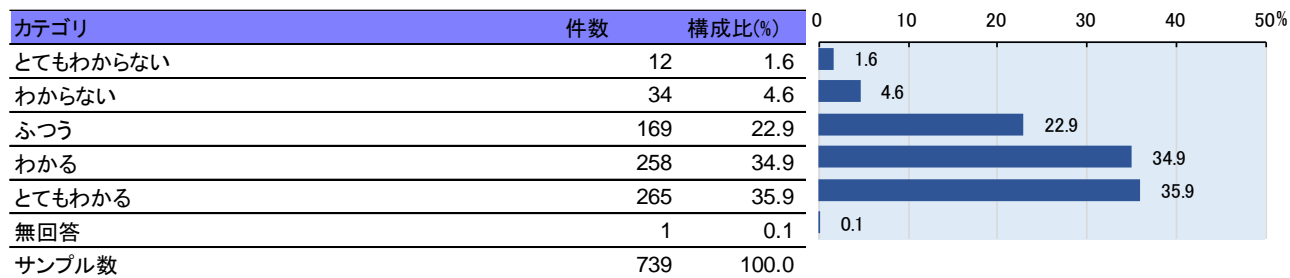
国語の授業の分かりやすさ（〇は1つ）



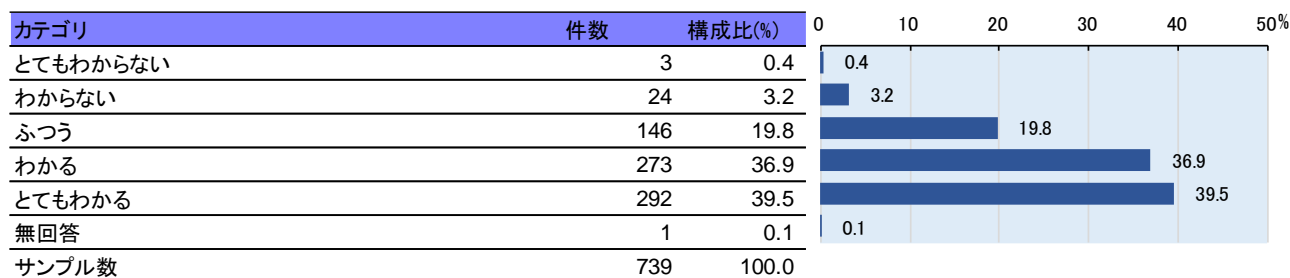
算数・数学の授業の分かりやすさ（〇は1つ）



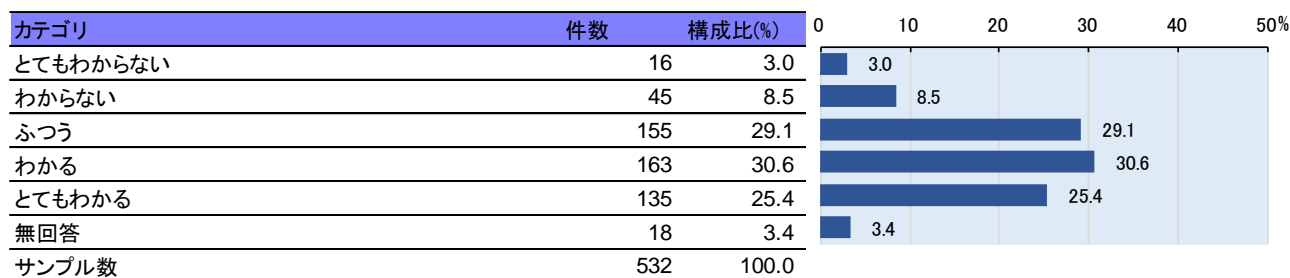
社会の授業の分かりやすさ（〇は1つ）



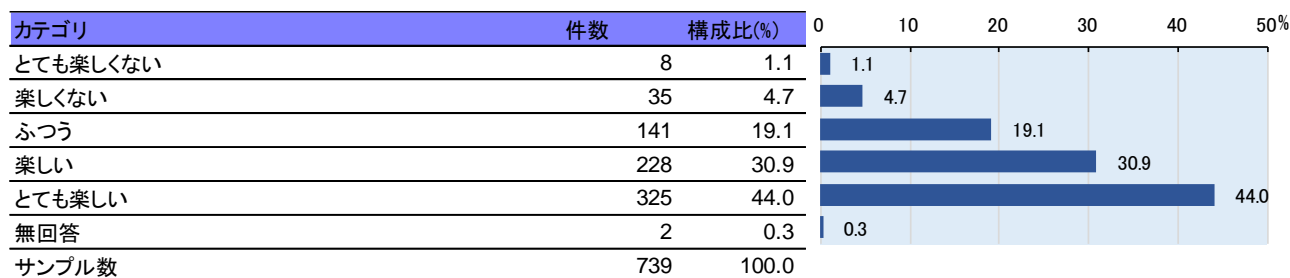
理科の授業の分かりやすさ（〇は1つ）



英語の授業の分かりやすさ（中学生，小学校5・6年生のみ）（〇は1つ）

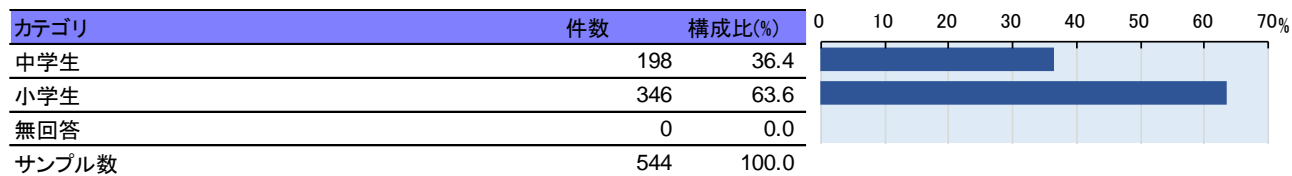


学校生活について（〇は1つ）

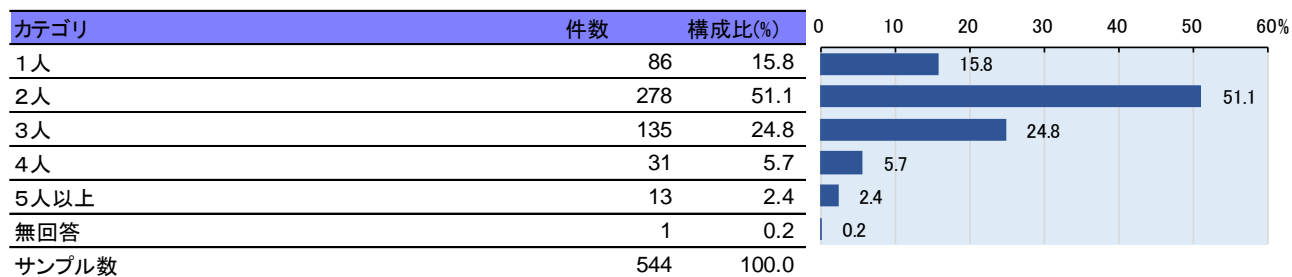


3. 保護者調査結果概要

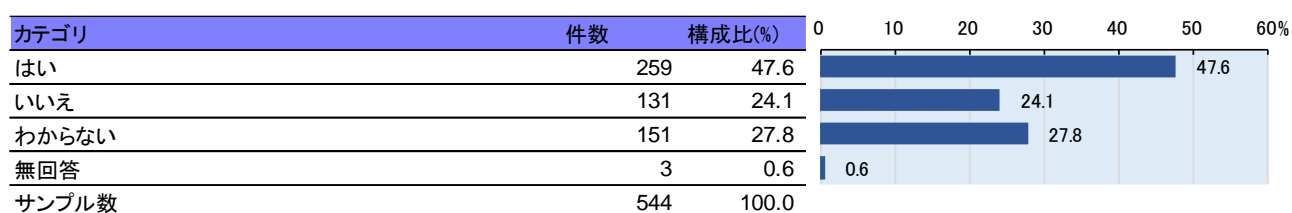
学年区分



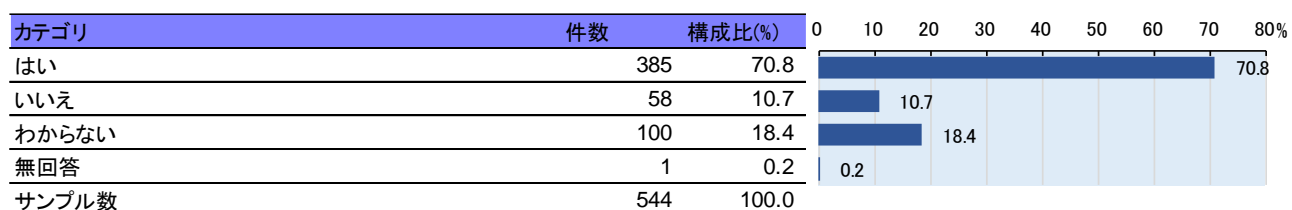
子どもの人数



子育て環境は良いと思うか (○は1つ)



通学先の学校に満足しているか (○は1つ)



第 2 期
利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略

発行年月：令和 2 年 3 月

発 行：茨城県利根町

編 集：利根町企画課



〒 300-1696 茨城県北相馬郡利根町布川 841-1
TEL 0297-68-2211 (代)